

平成30年第1回西予市議会総務常任委員会会議録（H29 補正予算審査）

1. 招集年月日 平成30年2月28日
1. 招集の場所 第1委員会室
1. 開 会 平成30年2月28日
午前 9時00分
1. 散 会 平成30年2月28日
午前11時46分

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

審査日程

1. 出 席 委 員
2番 信 宮 徹 也
4番 加 藤 美 香
6番 河 野 清 一
12番 井 関 陽 一
13番 菊 池 純 一
18番 宇都宮 明 宏
19番 森 川 一 義

1 議案第39号 平成29年度西予市一般会計補正
予算（第10号）

本日の審査に付した事件

1 議案第39号 平成29年度西予市一般会計補正
予算（第10号）

1. 欠 席 委 員
な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

総務企画部長	宗 正 弘
総 務 課 長	宇都宮 裕
情報推進課長	宇都宮 明 彦
危機管理課長	垣 内 俊 樹
税 務 課 長	浜 田 直 浩
まちづくり推進課長	和 氣 岩 男
総合政策課長	藤 井 兼 人
財 政 課 長	山 住 哲 司
消 防 長	西 川 傳
消防総務課長	佐 藤 克 也
教 育 部 長	松 川 伸 二
教育総務課長	沖 村 智
学校教育課長	大 谷 元 二
生涯学習課長	小 玉 浩 幸
文化体育振興課長	土 居 眞 二
議会事務局長	道 山 升 文

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局次長 山 下 一 彦

1. 審 査 日 程 別記のとおり

1. 審査に付した事件 別記のとおり

開会午前9時00分

○加藤副委員長：

これより、平成30年、第1回定例会総務常任委員会、3月補正予算審査を開会いたします。開会に当たり、委員長より挨拶があります。

○菊池委員長：

挨拶を行う。

○宗総務企画部長：

挨拶を行う。

○加藤副委員長：

議案審査に移る前に注意事項を述べる。

【総務企画部】

【総務課所管】

○菊池委員長：

ではこれより本日の会議を開きます。

まず、議案第39号平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）のうち、総務課所管分を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○宇都宮総務課長：

それでは、審査をしていただきます、議案第39号平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）のうち、総務課所管分について御説明をさせていただきます。

まず、歳出予算につきまして御説明をさせていただきます。

予算書24ページをお開きいただきたく思います。

2款1項1目一般管理費、職員健康管理事業400万円の減。臨時・嘱託職員管理事業283万3000円の減、総務課庶務事業89万6000円の減であります。

このうち、職員健康管理事業では健康診断委託料につきまして、職員定期健康診断の検診単価、こちらの減、及び人数の減に伴いまして350万円の減、それから、これにかかわりますストレスチェック検査を行っておりますが、この検査後の保健師、医師面談等がなかったことによります不用額として、50万円の減となりまして、合計400万円の減ということになったものであります。

臨時・嘱託職員管理事業につきましては、臨時・嘱託職員の雇用保険料として1078万円を計上しておりましたが、保険料率が引き下げということ

での改定がございまして、不用額が発生をしたため、実績に基づき減額をするものです。

総務課庶務事業につきましては年末調整事務を取り扱う時期であります、10月から3月までの間に、例年臨時職員を任用するとしておりまして、29年度もそのような計画でございましたが、育児休暇からの復職職員を充当をして対応したことにより、臨時雇いの臨時雇用が不要となりましたので、実績に基づき減額をするということになったものであります。

続きまして予算書24ページの下段になります。2款1項5目財産管理費、野村支所庁舎建設事業347万4000円の減。明浜支所庁舎建設事業費6095万円の減であります。

野村支所庁舎建設事業につきましては、野村支所庁舎建設地の地質調査委託業務委託料の実績に基づきまして、150万9000円を減額、また野村公会堂、旧野村図書館解体工事設計委託業務委託料の実績、こちらに基づきまして196万5000円を減額するものであります。

明浜支所庁舎建設事業につきましては、庁舎建設にかかります旧高山小学校プール解体工事設計委託料の実績に基づきまして95万円を減額、工事請負費につきましては、旧高山小学校校舎解体工事の実績、また旧高山小学校プール解体工事の実績に基づきまして、6000万円を減額するというものでございます。

次に、歳入予算について御説明をさせていただいたと思います。予算書21ページをお開きください。

20款1項1目総務債、1節総務管理債6120万円の減であります。これは先ほど歳出で説明をさせていただきました明浜支所庁舎建設事業及び野村支所庁舎建設事業の執行実績に伴いまして、両事業とも、旧合併特例債となりますけれども、明浜支所庁舎建設事業につきまして、5790万円の減、野村支所庁舎建設業につきましても、330万円の減ということで、それぞれ減額をお願いするものであります。

以上、総務課所管分の説明とさせていただきます。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。これより、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ挙手の上お願いいたします。

○河野委員：

一般管理費の職員健康管理事業、400 万円の減ですけれども、医師の面談がなかった減額だったと、それで健康管理上の問題はないんですかね。年度を越してやるとか。

○宇都宮総務課長：

今ほど申し上げました内容ですけれども、これは「ストレスチェック」という検査をしてということでごさいますけれども、このストレスチェックによります、保健師の面談、また医師面談等につきましては、それぞれのチェックを受けて、そういうふうな該当者になった方、特に高ストレス者の方ですけれども、その方々について、御本人の希望があればということであります。

今回の 29 年度におきましては、高ストレス者の方が、正職委員それから臨職員両方合わせましてですけれども、55 人の方がいらっしゃいましたが、その方々のうち実際の面談を希望されていたものは 1 人ございました。

その方につきましては、市民病院の末光院長に産業医という形での依頼をさせていただいて、面談をしていただきましたので、そういうことで支出は必要がなかったということでごさいます。

来年度に入りましてその方々が、再度希望されるかどうかいうことはわかりませんが、もしそういう方がいらっしゃったら、それは、その時期に対応ということになると思います。

○菊池委員長：

その他ありますか。

では質疑がないようなので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：11～9：13）

再開を告げる。

【情報推進課所管】

○菊池委員長：

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、情報推進課所管分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○宇都宮情報推進課長：

それでは、議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、情報推進課所管分について御説明申し上げます。

歳出から説明しますので、お手元の補正予算書の 25 ページをお開きください。

2 款 1 項 8 目電算管理費、補正額は 1366 万円の減額となっております。

予算科目といたしましては、13 節電算委託料、内訳は、システムの改修委託料が 43 万 2000 円の減額。システム更新委託料が 284 万円の減額、電算機器保守点検委託料が 1038 万 8000 円の減額となっております。

減額の理由といたしましては、まず、契約金額が確定したことによる分、また、平成 29 年度でシステム改修を予定しておりましたが、国の方針等により平成 30 年度の改修となったことによる減額、また、保守点検業務をリース契約の中を含めたことによって、委託料が確定したことによるものでございます。

次に、同じページの 11 目、情報推進事業費、事務事業でいきますと、光伝送路維持管理事業ということで今回、936 万 7000 円の増額の補正となっております。

増額の理由といたしましては、道路改良工事に伴う電柱の支障移転、台風による倒木及び鳥獣、ムササビですか、による断線障害復旧において今回 29 年度においては、多額の修繕工事が発生したことによりまして、現予算に不足を生じたため、増額するものでございます。財源の欄を見てください。

諸収入ということで、移転補償費 241 万 7000 円を増額して充当いたしております。

次に歳入を説明いたしますので、15 ページをごらんください。

13 款 2 項 8 目 1 節総務管理費国庫補助金、番号制度事業交付金、186 万 5000 円の減額、これにおきましては歳出で申し上げましたとおり、委託料が確定したことにより、国庫補助金のほうも減額をいたしております。

次に 21 ページをごらんください。

19 款 5 項 4 目 2 節の総務費雑入、その中で光ケーブル移転補償費、先ほど歳出の欄で申し上げましたとおり今回移転補償費、241 万 7000 円を増額いたしております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほど
よろしく願います。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。これより質疑を行います。

○井関委員：

光伝送路の維持管理事業のどこなんです、鳥獣被害でムササビってことを言われましたがムササビが線を断線するということなんですか。

○宇都宮情報推進課長：

ただいま井関議員の質問なんですけど、今質問されたとおり、ムササビがそのケーブルをかじって断線障害を起こすようなことが、過去にも何回か起こっておりまして、ムササビがかんでも丈夫なケーブルに張りかえて順次いきよるんですけど、今回そこはまたその対応ができてなかったので、断線が起きたということです。

○菊池委員長：

その他ございますでしょうか。

では質疑もないようなので質疑を以上で終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、情報推進課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としてはしては、原案どおり可決することに決しましたはい。

ありがとうございます。

暫時休憩を告げる。（9：19～9：21）

再開を告げる。

【危機管理課所管】

○菊池委員長：

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、危機管理課所管分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○垣内危機管理課長：

それでは、審査をしていただきます、議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、危機管理課所管分につきまして御説明申し上げます。

歳入の部につきまして、18 ページをお開きください。

14 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、1 節総務管理費委託金の自衛官募集事務費委託金 1 万 8000 円の減額補正につきましては、配分額の減額によるものとなります。

続きまして 22 ページをお開きください。

20 款市債、1 項市債、6 目消防債、1 節消防債、緊急防災減災事業債となりますが、防災行政無線デジタル整備事業、360 万円の減額補正につきましては、宇和・城川地区実施設計業務委託費の確定によるものとなります。

次に、歳出の部になりますが、24 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、11 節需用費消耗品費で、自衛官募集啓発事業 5,000 円の減額補正につきましては、事業完了に伴うものとなっております。

続きまして 45 ページをお開きください。

9 款消防費、1 項消防費、4 目災害対策費、右端の事業概要の最上段にあります、危機管理業務事業の 58 万 3000 円の減額補正につきましては、46 ページをお開きください。

その他委託料、業務継続計画等策定支援業務委託費用の確定によるものです。

もう一度 45 ページに戻っていただきまして、13 節委託料、単・工事関係委託料で測量・設計・監理委託料、市単分でございますが、防災行政無線デジタル整備事業の 356 万 4000 円の減額補正につきましては、宇和・城川地区実施設計業務委託費の確定によるものです。以上、危機管理課分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしく願います。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。これより、質疑を行います。

○井関委員：

危機管理業務事業の 58 万 3000 円の減額分の分なんです、委託料の減額ということですが、どういった内容のものを委託しとるのでしょうか。

○垣内危機管理課長：

業務継続計画等策定支援委託業務につきましては、西予市の業務継続計画を策定するというもので、非常時優先業務の選定を行ってというものなんです。

詳細に言いますと、通常業務の中にも災害が発生しても続けなければいけない業務というのがございます、それらの選定。

それから災害応急業務はどんなものがあるのかと、それをどこの部署が担当するのかという詳細を決定をしました。それらを一つにまとめたものを、業務継続計画といいます、これを業者からですね、支援をいただきまして、職員の研修会やヒアリングの補助をしていただいたりということで最終的に策定をするというものでございます。

○井関委員：

今の業務継続計画なんですけど、これは毎年立てるものではなく、もう1回立ててしまえばそれでいいのか、それをずっと行っていくということでよろしいですかね。

○垣内危機管理課長：

この業務継続計画自体につきましては、今年度策定したら、後は内部で見直しをすると、訓練とか研修とかを進めて、また見直しがあれば自分たちで直していくということになってきます。

○菊池委員長：

その他ありませんか。

質疑もないようなので以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第39号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）のうち、危機管理課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり決可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：27～9：37）

再開を告げる。

【税務課所管】

○菊池委員長：

議案第39号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）のうち、税務課所管分についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

○浜田税務課長：

議案第39号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）のうち税務課所管分について御説明申し上げます。

税務課所管の補正は歳入のみでございます。予算書12ページをお開きください。

1款1項1目個人市民税につきまして、当初、調定額の前年比が127%であり、7174万1000円の

増で計上しておりましたが、給与所得納税義務者の増、かんきつ、野菜の販売単価の増による農業所得の増、高額な先物取引に係る雑所得等があったことから、1611万8000円を増額補正するものでございます。

次に2項1目固定資産税につきまして、土地家屋償却資産を合わせまして、補正額1006万8000円の減額補正をするものでございます。

主な理由といたしましては、土地において、例年並みに推移すると見込んで当初予算計上しましたが、農地転用等マイナス要因の影響が大きく、前年比はほぼ横ばいとなっているため、減額補正をするものです。

次に、家屋におきまして、調定額の平均前年比が102.12%であり、前年よりも3%増を見込んで当初予算を計上しておりましたが、新增築家屋数、評価額が伸びておらず、その分、減額補正をするものでございます。

また、償却資産につきましては、調定額の平均前年比が106.02%であり、4%増を見込んで当初予算計上をしましたが、太陽光発電設備の設置がふえたことから、増額補正をするものです。

以上、御審議の上御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。これより、質疑を行います。

○加藤副委員長：

12ページの土地のマイナス286万9000円になっている減額なんですけども、これは農地転用によるっておっしゃったんですけれども、ということは宅地をまた田とか畑に戻したということですか。そういうことが行われるようになってるんですか。

○浜田税務課長：

専用住宅を壊されて、そのあとの土地利用として、雑種地のほうに変えられたり、植物を植えられて、農地として使われる方が増えております。

それでうちのほうは宅地から、雑種地の評価、農地への評価という形で、評価額の少なくなる地目に変更しておりますので、その分土地の評価額の減が生じております。

以上です。

○加藤副委員長：

今のお答えなんですけれども、宅地から畑とかに変える場合ですよね、木とか植えて、雑種地に変

えるっていう事を認められてるようなんですけれども、それはもう、その時点で全部のところ回って確認されてるということなんですか。

○浜田税務課長：

納税義務者の方から御連絡をいただきまして、一つずつ現地のほうを調査しております。

○菊池委員長：

その他ございますか。

○井関委員：

償却資産が増えとるのが太陽光と言われたんですけども、どのぐらい増えとるかわかるんですかね。

○浜田税務課長：

個人の方が、自分の分を売電するために使用するものが大体 300 万円から 400 万円ぐらいします、それであと、事業用にされてる方の増設もあります。

それで大体、税額で言いますと 300 万円近くの増で、%にしますと、1.2%ぐらいの少ないパーセントであります、税額としては 300 万円近くあると思います。

○菊池委員長：

その他ありますか。

では質疑もないようなので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）税務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり決することを可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：45～9：55）

再開を告げる。

【まちづくり推進課所管】

○菊池委員長：

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、まちづくり推進課所管分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○和氣まちづくり推進課長：

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、総務企画部まちづくり推進課所管分について御説明を申し上げます。

まず、歳出について御説明させていただきます。

補正予算書の 27 ページをお開きください。

2 款総務費、8 項地域振興費、1 目地域振興費におきまして、移住交流促進事業制度による西予市版田舎で働き隊 2 名、これは城川の土居地区とそれから明浜の狩江地区でございますが、これに対する応募がなかったことに伴い、事業費 832 万 6000 円の減額を計上するものでございます。

同ページの 1 段下になりますが、同じ 1 目地域振興費におきまして、地域おこし協力隊事業制度に対する明浜支所の応募がなかったことに伴い、事業費 399 万 4000 円の減額を計上するものでございます。

同じく同ページの 1 段下になります、同じ 1 目の地域振興費におきまして、ふるさと納税推進事業に係る寄附金件数及び寄附金額収入見込みの減少に伴い、寄附者への返礼品代等の事務費について、2619 万 4000 円の減額を計上するものです。

当初において寄附者への返礼品については 5 割を予定しておりましたが、総務省より通知されました、返礼率を上限 3 割とするなど、ふるさと納税制度の制限に従い、返礼率を 3 割に変更したことに伴い、返礼品代に不用額が発生したための減額でございます。

また、今年度導入を検討しておりましたが、ふるさと納税の事務作業にかかる管理システム導入費につきましては、寄附金、寄附件数を考慮いたしまして、来年度導入を検討することとしたため減額としております。

続きまして補正予算書 28 ページをお開きください。

2 款総務費、8 項地域振興費、3 目生活交通バス対策事業費におきまして、生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 654 万円の増額を計上するものでございます。

バス路線対策事業、宇和島自動車株式会社が運行いたします路線バスにつきまして、補助対象期間 10 月から 9 月までの運行になりますが、経営収益が補助対象経費に達してないバス路線に対し、赤字補填を行うための補助金でございます。

現在、西予市内、市外を結ぶ 17 路線を運行しております、全ての路線が補助対象となっております。

補正予算書同ページでございます。

2 款総務費、9 項企画費、3 目ジオパーク推進事業費におきまして、ジオパーク推進事業の事業精査による広告料、委託料の減額、及び補助事業申し

込み実績による補助金の減額に伴い、全体事業費につきまして 650 万円の減額を計上するものでございます。

続きまして同ページの 1 段下になります。

同じ 3 目ジオパーク推進事業費におきまして、ジオパーク拠点施設整備事業の事業進捗による展示工事の実施設計の平成 30 年度への変更、及び建設の基本、実施設計入札減少金に伴い、全体事業費につきまして 1150 万円の減額を計上するものでございます。

続きまして、補正予算書 54 ページをお開きください。

13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費におきましてジオパーク推進基金事業の株式会社ぞっこん四国様からの、ジオパーク維持支援金のご寄付に伴い、積立金について 15 万円の増額を計上するものでございます。

補正予算書同ページです。

同じ 1 目の基金費におきまして、ふるさと応援基金事業の寄付件数及び寄付金額収入見込みの減額に伴い、繰出金について 2000 万円の減額を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。補正予算書 19 ページをお開きください。

16 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金におきまして、先ほど歳出で説明いたしましたジオパーク推進基金事業の寄附に伴い、15 万円の増額を計上するものでございます。

732 万 5000 円のうちの計画となっております。

同ページ 1 段下でございますが、2 目総務費寄附金におきまして、ふるさと納税によるふるさと応援寄附金につきまして、寄附金件数及び給付金額収入見込みの減少に伴い、2000 万円の減額を計上するものです。

続きまして補正予算書 20 ページをお開きください。

17 款繰入金、2 項基金繰入金、28 目ジオパーク推進基金繰入金におきまして、ジオパーク推進事業の地方創生推進交付金補助対象経費減額のため、ジオパーク推進基金繰入金の繰入金を 90 万 3000 円の増額分と、先ほど歳出で説明いたしましたジオパーク拠点施設整備事業の予算の減額に伴い、149 万円の減額と合わせまして、総額 58 万 7000 円を減額するものでございます。

続きまして同ページでございますが、32 目ふるさと応援基金繰入金におきまして、ふるさと納税による寄附金件数及び給付金額収入見込みの減少に伴い、寄附者への返礼品代等の事務費の不用分と充当事業の減額分につきまして、2674 万 4000 円の減額を計上するものでございます。

続きまして、補正予算書 21 ページをお開きください。

20 款市債、1 項市債、1 目総務債におきまして、先ほど歳出で説明いたしましたジオパーク拠点施設整備事業の予算の減額に伴い、850 万円を減額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○加藤副委員長：

27 ページの、地域おこし協力隊事業が 399 万 4000 円の減額ということなのですが、明浜に地域おこし協力隊が来なかったということなのですが、その理由は何かあったんですか。

○和氣まちづくり推進課長：

地域おこし協力隊もずっと始まりまして、うちも東京の方とかフェアとかで協力隊の応募をかなりかけているんですけども、やっぱり日本全体といたしまして協力隊の申し込みが大分少なくなっているということが一点あると思います。

それプラス西予市も 30 年度も約 9 名の募集をかけてるんですけども、来る人がないというのが、全体的にみての感想でございます。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（10：04～10：08）

再開を告げる。

○菊池委員長：

その他質疑はございませんか。

○井関委員：

地域おこし協力隊員の募集をかけてもなかなかないということやったんですけど、協力隊の人たちちょっと話すると、西予市は家賃が高過ぎるという話が出るとんですけど、都会というか松山並み家賃、あるいは松山より高いぐらいのところしか空いてないっていうことを結構言われる方がおるんですけど、そういう協力隊の人らが来るときに、

住まいもセットにしてこのぐらいの住まいで出きますというような、呼びかけの仕方をすれば、ちょっと応募があるんじゃないかなという気がするんですがその辺どうですか。

○和氣まちづくり推進課長：

ただいまの井関議員の質問で、家賃の関係でございますが、地域おこし協力隊も田舎で働き隊も含めて、特別交付税の算定、国からのお金が出るということで、その家賃分も全て市から支払うようにしておりますので、協力隊自体に対しては費用は発生しないようになってます。車代も含めて、家代も市が全部支出するようになっております。田舎で働き隊の方は、地域の団体の方から支出するとなっておりますが、それも含めてうちのほうで予算化するようになってます。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（10：10～10：12）

再開を告げる。

その他質疑はございませんか。

では質疑はないようなので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、まちづくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（10：13～10：14）

再開を告げる。

【総合政策課所管】

○菊池委員長：

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち総合政策課所管分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○藤井総合政策課長：

それでは、議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、総合政策課所管分について御説明いたします。

今回の補正予算の主なものは、卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業にかかります債務負担行為の変更と、事業の実績見込みにより歳入歳出予算を減額するものでございます。

それでは、補正予算書に沿って説明をいたします。

まず初めに、補正予算書の 8 ページをごらんになっていただきたいと思います。

卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業に係る債務負担行為の変更につきましては、平成 29 年度に計上しておりました予算が、関係機関等との調整に不測の時間を要したため、設計業務等が遅れ、予算を減額することとなり、その減額した予算分 1765 万 4000 円を、平成 30 年度以降の債務負担行為限度額に振り替えるものでございます。

これにより、平成 30 年度以降の債務負担行為限度額が増となっておりますが、補正後の平成 29 年度予算額と合わせますと、事業総額 19 億 6000 万円に変更はございません。

また、消費税が 8% から 10% へ引き上げられた場合に備えるため、税制度の変更により生じた消費税額及び地方消費税額の増減額を加算した額、という文言を今回あわせて追記させていただきました。

続いて、歳入予算について説明をいたします。

補正予算書の 15 ページをごらんになっていただきたいと思います。

13 款 2 項 8 目の総務費国庫補助金のうち、地方創生推進交付金 915 万 7000 円の減額につきましては、交付対象事業であるサイクリング大会が台風により中止になったことや、ジオパーク推進事業等の実績見込みに伴い減額するものでございます。次に、補正予算書の 20 ページをごらんになっていただきたいと思います。

17 款 2 項 22 目の過疎地域自立促進特別基金繰入金、299 万 3000 円の減額につきましては、市立病院、及びつくし苑で実施しております、地域医療の確保に関する繰り入れ事業の実績見込みに伴い、繰入金を減額するものでございます。

次に、補正予算書の 21 ページをごらんください。20 款 1 項 1 目の総務債のうち、卯之町はちのじ事業 1990 万円減のうち、他課所管事業との増減があるため、当課所管分は 2720 万円の減となります。

これは歳出予算の減額補正に伴い、財源の一部である市債を減額するものでございます。

次に、歳出予算について説明をいたします。補正予算書の 29 ページをごらんください。

2 款 9 項 4 目の、卯之町はちのじ事業費のうち、卯之町はちのじまちづくり推進事業 1765 万 4000 円の減額につきましては、先ほども申し上げ

げましたように関係機関との調整に不測の時間を要したため、設計業務等がおくれＳＰＣである株式会社まちづくりサービスへ支払うサービス対価を減額するものでございます。

以上、議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、総合政策課所管分の説明とさせていただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。これより、質疑を行います。

○井関委員：

地方創生推進交付金の減額の分なのですが、サイクリングが中止になったからということでしたが、サイクリングはジオサイクリングのことだと思うんですけども。サイクリングに対して交付金はどのぐらいおりてきよるんですか。

○藤井総合政策課長：

井関議員のおっしゃるとおり、野村と城川のコースの西予ジオパークの絡みのサイクルでございしますが、こちらの実行委員会の補助金という形で出させていただいております、それが 50 万ということで、その半分の 25 万円がこの交付金を充てております。

以上でございます。

○菊池委員長：

質疑はございますか。

では以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、政策課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（10：23～10：24）

再開を告げる。

【財政課所管】

○菊池委員長：

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、財政課所管分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○山住財政課長：

それでは、審査をいただきます、議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、財政課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

まず歳出から説明をいたします。

予算書の 24 ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項 5 目財産管理費市役所庁舎維持管理事業、27 万円の減額であります、明浜支所総務課におきまして臨時職員の社会保険料及び賃金を減額するものであります。

続きまして公用車維持管理事業 225 万 6000 円の減額であります、マイクロバスその他公用車の更新に係る入札の減少金、及びマイクロバスを一部廃車をいたしまして、それに伴います運行業務委託料の減額であります。

29 ページをお開き願います。

3 款民生費 1 項 3 目老人福祉費野村介護老人保健施設事業会計繰出金事業、3460 万 9000 円の増額であります、施設の増築、増床により経営の安定化を目指すということを今年度取り組んでおりますが、増築部分の完成が今年の 12 月ということで、年度の途中であったこと、増床に対しまして介護士等の職員が確保できなかったことなどから、今年度は当初予定をしておりました収益が見込めない状況となりました。

これに伴いまして経営支援のため増額をするものであります。

続いて 36 ページをお開き願います。4 款衛生費 3 項 1 目病院費、西予市民病院事業会計繰出事業でございます。952 万 8000 円の減額といたしております。

これにつきましては、繰出基準の経費につきましては決算見込みによりまして 667 万 2000 円を増額しております。

繰出基準外の経費につきましては、実績によりまして 1620 万円減額をしております。

この基準外のものにつきましては、駐車場の整備、また奨学資金貸付事業を実施しておりますけれども、その経費相当の分となっております。続きまして野村病院事業会計繰出事業 435 万 9000 円の増額であります、繰出基準の経費につきまして、決算見込みに基づき増額をするものであります。続きまして 4 項 1 目水道費、水道事業会計繰出事業であります、こちらも繰出基準の経費につつま

して決算見込みにより、24 万円を減額するものであります。

54 ページをお開き願います。13 款諸支出金 2 項 1 目基金費、減債基金事業 6390 万 2000 円、公共施設整備基金事業 6000 万円の増額であります、今回の補正により余剰となりました一般財源につきまして、この二つの基金へ積み立てるものであります。この積み立てによりまして、予算ベースでのそれぞれの基金残高につきましては、減債基金で 16 億 1418 万 6000 円。公共施設整備基金で 10 億 4531 万 6000 円となっております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

19 ページをお開き願います。15 款財産収入 2 項 1 目不動産売払収入 139 万 8000 円の増額であります、土地の売払収入におきまして決算見込みにより増額するものであります。

全額を市役所庁舎維持管理事業に充当しております。

続きまして 16 款寄附金 1 項 1 目一般寄附金、132 万 5000 円であります、そのうち 715 万 5000 円につきまして、個人の方と法人、これ C A T V でありますけれども、こちらのほうから寄附をいただいたものであります。20 ページをお開き願います。17 款繰入金 2 項 11 目、庁舎建設事業基金繰入金、600 万円の減。33 目新市立病院建設基金繰入金 1400 万円の減。34 目、公共施設整備基金繰入金 1777 万 2000 円減、それぞれ基金充当事業の実績及び決算見込みによりまして減額するものであります。

最後に 9 ページにお戻りいただきたいと思います。今回の補正にかかります事業費の調整に伴い、地方債の補正を行っております。起債の目的になります、公共事業等から災害復旧事業まで、全てにおきまして、減額いたしており、限度額を設定いたしております。

特に減額が大きいものとしまして、旧合併特例事業が 2 億 4550 万円、過疎対策事業が 8650 万円、辺地対策事業が 2720 万円の減額となっております。

詳細につきましては 21 ページから 23 ページにかけて目別に掲載をいたしておりますので御参照いただきたいと思います。

市債の総額は今回の補正によりまして 3 億 8240 万円減額し、35 億 6162 万 3000 円の限度額となっております。

以上、財政課所管分につきまして補正予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

では、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により原案通り、挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（10：34～10：36）

再開を告げる。

【消防本部】

【消防総務課所管】

○菊池委員長：

まず、西川消防長挨拶をお願いいたします。

○西川消防長：

挨拶を行う。

○菊池委員長：

では議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、消防総務課所管分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○佐藤消防総務課長：

それでは議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）、消防本部所管分について御説明をさせていただきます。

予算書の 11 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9 款消防費、補正前の額は 14 億 9357 万 2000 円でございます、今回補正額 420 万円を増額させていただき、合計 14 億 9777 万 2000 円になるものでございます。

この、増額分につきましては、本庁、総務課の所管分でございます、消防所管分につきましては減額のみとなります。この詳細につきまして御説明をさせていただきます。

予算書の 45 ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費の補正前の額は、7億1511万8000円、補正額205万1000円を減額いたしまして、7億1306万7000円になるものでございます。

このうち、7節賃金の55万9000円の減額でございますが、これは准救急隊員の嘱託職員賃金として計上しておりましたが、嘱託職員の身分では任用することが不可能と判明いたしましたので、本庁総務課所管の給料から支出することになり、減額することとしたものです。

その他、入札減少金や負担金の減少などによりまして減額をいたしております。

次に、2目非常備消防費、補正前の額1億5724万1000円、補正額60万円を減額いたしまして1億5664万1000円になるものでございます。

これは消防団の活動服購入に係る入札減少金でございます。

次に、3目消防施設費、補正前の額1億4723万8000円、補正額900万2000円を減額いたしまして、1億3823万6000円になるものでございます。減額内容につきましては、救急自動車、消防団のポンプ車積載車等の入札減少金の合計でございます。

以上、平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）消防本部所管分についての御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○森川委員：

45ページの、消防の服は西予市全員やり替えたわけですか。

○佐藤消防総務課長：

29年度の消防団活動服につきましては、明浜方面隊を対象にしております。28年度に、三瓶方面隊、27年度に宇和方面隊を実施しておりますので、あと野村・城川が残っております。以上です。

○菊池委員長：

その他ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第39号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）のうち、消防総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（10：44～10：50）

再開を告げる。

【教育部】

【教育総務課】 【学校教育課】

○菊池委員長：

まず松川部長挨拶をお願いいたします。

○松川教育部長：

挨拶を行う。

○菊池委員長：

議案第39号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）のうち、教育総務課・学校教育課所管分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○沖村教育総務課長：

それでは、議案第39号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）のうち、教育総務課・学校教育課所管分の補正予算につきまして、予算書に基づき、御説明申し上げます。

初めに歳出から御説明申し上げます。予算書46ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきまして、426万6000円を減額補正しております。主に校務情報化推進事業費の減額です。

なお、職員給与費の減額については説明を省かせていただきます。

校務情報化推進事業費は26万8000円の減額ですが、現在校務処理の効率化を目的として、市内小・中学校教職員を対象に、1人1台の校務用パソコン及び校務支援システムを整備更新しているところでございます。

今回の減額補正は、執務室内のネットワーク機器更新及び公文用ソフトウェアのライセンス購入に係る入札減少金であります。

次に、7目スクールバス管理費につきましては、スクールバス維持管理事業から、800万円の減額補正をしております。今年度から運行開始した皆田小学校スクールバスの債務負担行為額の基礎とした設計金額と、契約後の運行実績の差額及び市

内 24 台のスクールバスの運行実績により、不用見込みとなった運行委託料を減額するものです。また、車両故障時の民間車借り上げが発生しなかったため、減額補正するものでございます。続きまして 8 目教育振興事業費につきまして、400 万円を減額しております。

今年度から、地域子ども学び場事業として、教員 O B 等の外部指導者の支援を受け、学習支援事業をスタートしておりましたが、外部指導者の必要数が確保できず、実施は 2 会場にとどまり、計画どおりに進まなかったことから、進捗状況と実績を見込み報償費など予算の減額を行ったものでございます。

47 ページをお開き願います。

10 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費につきまして、445 万 4000 円を減額補正しておりますが、内訳は、小学校情報教育振興事業と児童平和学習おイネさん交流事業の減額です。小学校情報教育振興事業においては、388 万 2000 円を減額計上しておりますが、これは、今年度、宇和・野村・城川地域の各小学校に整備した情報機器等更新に係る入札減少金、及び導入を予定していた教育用アプリケーションソフトの見直しによる不用額が生じたものでございます。

児童平和学習おイネさん交流事業においては、事業を 8 月に計画をしておりましたが、台風の接近により、フェリーの欠航をはじめ交通機関が寸断されたため、事業実施ができず、必要経費の 57 万 2000 円を減額したものでございます。

続きまして 3 目学校建設費につきまして、454 万 1000 円を減額補正しております。

これは、小学校施設整備事業として、城川小学校屋内運動場改修工事の完了に伴い、事業費を確定し、監理委託料及び工事請負費の不用額を減額したものでございます。

48 ページをお開き願います。

10 款教育費、3 項中学校費、2 目教育振興費につきましては、312 万円を減額補正しております。内訳は、中学校情報教育振興事業費の減額、及び中学校各種大会出場補助金、生徒遠距離通学費補助事業費の減額でございます。

中学校情報教育振興事業費の 21 万 4000 円の減額補正は、先ほど述べました小学校と同様に、市内中学校の新設特別支援教室用 I C T 機器導入に係る入札減少金が生じたこと及び、導入を予定して

いた教育用アプリケーションソフトの見直しによる不用額が生じたものでございます。

中学校各種大会出場補助金 196 万 8000 円の減額補正は、中学校における年間各種大会の成績結果が見込みを下回ったために生じた不用額でございます。

生徒遠距離通学費補助事業費 93 万 8000 円の減額補正は、補助の対象となる生徒の市外転出や、就学援助、就学奨励費の申請を行ったことにより、この事業対象から外れたため不用額が生じたものでございます。

51 ページをお開きください。

10 款教育費、7 項保健体育費、3 目給食センター運営費につきましては、185 万円を減額補正しております。これはせいよ西学校給食センター運営事業において、嘱託職員の途中退職により、社会保険料等の人件費が不用額となったものであります。

52 ページをお開きください。

6 目給食センター建設費につきましては、2369 万 4000 円を減額補正しております。内訳は、宇和及び野村学校給食センター建設事業によるものです。

宇和学校給食センターの解体工事は、完了に近づき監理委託料及び工事請負費の入札減少金など、856 万円を不用額として見込み、減額補正するものです。

また、野村学校給食センターは、11 月から本体工事に着手しておりますが、継続費のうち、平成 29 年度事業費が確定したため、工事監理委託料及び工事請負費の入札減少金など、合計 1513 万 4000 円を不用額として減額するものでございます。

続きまして、関連分の歳入について順を追って御説明を申し上げます。少し戻りますが予算書、15 ページをお開き願います。

先ほどの事業費の減額に伴い、13 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目教育費国庫補助金のうち、1 節小学校費国庫補助金、96 万 3000 円を減額補正しておりますが、これは、城川小学校屋内運動場改修事業の事業費減額に伴い、財源の一部である学校施設環境改善交付金を減額補正したものでございます。

同じく、8 節保健体育費国庫補助金 160 万 8000 円の減額は、宇和学校給食センター解体工事の事業

費減額に伴い、学校施設環境改善交付金を減額補正したものでございます。

続きまして、22 ページをお開き願います。

20 款市債、1 項市債、7 目教育債のうち、1 節小学校債は 360 万円の減額補正をしております。この内訳は、城川小学校屋内運動場改修工事の事業費減額に伴い減額補正したものであります。

なお、次のページ、5 節保健体育債のうち、宇和学校給食センター解体工事減額に伴う 440 万の減額補正及び、野村学校給食センター建設事業における 1440 万円を減額補正したものであります。

次に、20 ページにお戻りください。

17 款繰入金、2 項基金繰入金、34 目公共施設整備基金繰入金で 1777 万 2000 円の減額補正のうち、宇和学校給食センター建設事業における繰り入れ分 240 万 1000 円を減額補正しております。

これも前述の、宇和学校給食センター解体工事減額に伴う減額補正でございます。

18 ページにお戻りください。

14 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金のうち、5 節教育総務費県補助金 282 万円の減額は、学校・家庭・地域連携推進事業費県補助金で、教育振興事業費の地域子ども学び場事業の財源の一つですが、事業実績に準じて歳入額を減額補正したものでございます。20 ページをお開きください。

17 款繰入金、2 項基金繰入金、31 目子ども教育振興基金繰入金 118 万円を減額補正しています。

これも地域子ども学び場事業の事業実績に準じて減額補正をしたものでございます。

最後に、継続費の補正について御説明いたします。7 ページをお開き願います。

第 2 表、10 款教育費、7 項保健体育費の野村学校給食センター建設事業において、平成 29 年度の年割額を、それぞれ 3227 万 1000 円から 1713 万 7000 円として、1513 万 4000 円を減額補正し、全体の事業費を 6 億 1937 万円から 6 億 423 万 6000 円といたしました。

これは当学校給食センターの工事の進捗により、29 年度の支払いが確定したため減額補正をしたものでございます。

以上、西予市一般会計補正予算（第 10 号）の教育総務課学校教育課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いをいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○加藤副委員長：

46 ページの教育振興事業費のところで、地域子ども学び場事業で、400 万の減額なんですけれども、これは外部指導者が見込めなかったということなんですけども、これは外部指導者がしていたいただけるような見込みはついているんですか。

○大谷学校教育課長：

今後の見込みですけれども、野村地区、現在のところ指導者 3 名は確保できております。三瓶地区につきましては指導者 2 名確保しておりますが、おおよそ各単位で 4 名ほどを見込んでおります。そう考えますと、まだ十分ではありません。

そこで今後は、これからの退職者それから生活支援員さんの中で、教員免許状を持っておられる方が、現段階で 18 名いらっしゃいます。

この 18 名の方にもお願いという形で当たっていきまして、できるだけ指導者の確保に努めまして、可能なところろから開始をしていくと、そういう見込みでございます。

○河野委員：

今の学び場事業ですけれども、補正前の額 482 万 1000 円、減額が 400 万円ということは、ほぼ事業ができてなかったというふうに見えていいんでしょうか。

○大谷学校教育課長：

当初は 7 会場の予定でございましたけれども、今年度実際に運用しておりますのは、中川公民館で多田・中川・石城小分、それから俵津公民館で明浜地区の 2 カ所です。

当初 7 で実質 2 というものですから、正直申しまして十分ではなかったというところではあります。開始時期につきましては、中川公民館が 10 月 7 日から開始しております。中川公民館につきましては、現在指導者が 4 名～5 名であたっていたきまして、児童は 13 名おります。1 月 20 日から俵津公民館で俵津地区が始まっておりますが、その際の指導者は 2 名～3 名、児童は現在 7 名学習をしております。以上です。

○河野委員：

47 ページ、学校建設費城川小学校の屋内運動場の不用額ということですけども、最近 2 回ほど小学校へ行く機会があったんですけども、屋内照

明ですよね、照明の不備が見られたんですけども、そこら辺対応はどうなってるでしょうか。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（11：10～11：12）

再開を告げる。

○沖村教育総務課長：

ただいま御意見のありました、照明につきまして、今回の改修事業の対象となっておりませんのでこれ、御了解いただけたらと思います。

○菊池委員長：

その他ありますか。

○井関委員：

中学校各種大会の出場補助事業ですが、196 万 8000 円の減額となっておりますが、成績が振るわなかったからということでありましたが、以前一般質問で申し上げさせていただいたんですが各学校が一緒になって種目に出られるような方策がとれないかということ、前の教育長のときにお願ひしたんですけども、その後宇和・野村が一緒になって出場するような種目ができているのかどうか、その辺どうですか。

○大谷学校教育課長：

現在、野村と宇和というのはございません。過年度に明浜と宇和中学校の野球部が合同で出場したということはございます。ただ、その場合も市内大会でとまりまして、県にはいけませんでしたので、結局、お金はかからなかったというような、実情です。

○井関委員：

小中学校の情報教育振興事業ですかね。

それで、両方とも教育用アプリが、導入見直しということを言われとったと思うんですけども、小中学校の教育用アプリというのは同じものではないということですかね、同じようなものを考えておられるんですか。

○大谷学校教育課長：

ここで挙げられております教育用アプリといいますのは、いわゆる事業支援用のソフトでございます。タブレットに対応したソフトでございます。名称を言いますとメタ文字ノート、これ英語で書いてあるんですけども、そういうソフトなんですけれども、今年度教師用をインストールをして、活用する予定でしたけれども、将来的なことを考えまして児童と教師が双方向、お互いにやりとりをするというような形のソフトで対応したほうが

いいということで、来年度に回そうというようなことで教育用アプリの見直しの不用額が生じたということでございます。

○井関委員：

小学校・中学校これはアプリとしては同じものですか。

○大谷学校教育課長：

そういうことですね。

○菊池委員長：

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、教育総務課及び学校教育課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：16～11：18）

再開を告げる。

【生涯学習課所管】

○菊池委員長：

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、生涯学習課所管分についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

○小玉生涯学習課長：

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、生涯学習課所管分について、予算書に基づき御説明いたします。

該当する歳出予算は 49 ページからになります。

教育費、5 項 1 目社会教育総務費の補正額 186 万 9000 円の減額です。

これは、放課後子どもプラン事業及び家庭教育支援事業において、主に講師やスタッフなどへの報償費を、実績に基づいて減額するものです。次に、2 目公民館費の補正額 8979 万 9000 円の減額です。これは、耐震診断耐震補強設計及び長寿命化設計を行った公民館が 2 館、長寿命化設計を行った公民館が 2 館、そして耐震化工事及び長寿命化工事を行った公民館 2 館に係る入札減など実績に基づいて調整減額するものです。

その内訳として、耐震設計と長寿命化設計を行った公民館では、田之筋公民館が入札減として 292 万円の減額。明間公民館が入札減として、242 万 7000 円の減額となっております。長寿命化

設計のみを行った公民館では、貝吹公民館が入札減として 177 万 1000 円の減額。横林公民館が、入札減として 232 万 2000 円の減額となっております。

耐震化工事と長寿命化工事を行ったのは、高山公民館と野村公民館です。高山公民館が、工事監理委託料の入札減として 90 万 8000 円の減額、その他工事請負費の入札減については、工事の繰り越し及び追加工事として、トイレ改修、放送設備改修に充てることとし、その上で、不用額 7906 万 8000 円の減額としております。

野村公民館は、工事監理料の入札減として、38 万 3000 円の減額。その他工事費の入札減については、工事の繰り越し及び追加工事として、トイレ改修に充てることとしております。そして、7 目社会教育施設建設費の補正額 339 万 7000 円の減額です。

これは社会教育複合施設の設計委託に係る業務金額が確定したことに伴い、290 万 5000 円を減額、その他検討委員会に係る報償費の不用額 49 万 2000 円を減額するものです。

続いて、予算書 18 ページからの歳入予算について御説明いたします。

県支出金、2 項 7 目 4 節の社会教育費県補助金の補正額 109 万 5000 円の減額です。

これは、放課後子どもプラン事業及び家庭教育支援事業に係る学校・家庭・地域連携推進事業費県補助金の事業実績に基づく減額となります。次は、22 ページとなります。

市債、1 項 7 目 4 節の、社会教育債の補正額 8840 万円の減額です。その内訳ですが、社会教育複合施設整備事業に伴う、旧合併特例債 280 万円の減額。公民館耐震化事業のうち、高山公民館の旧合併特例債を 7700 万円減額、同じく野村公民館及び貝吹、横林公民館にかかる旧合併特例債を 270 万円減額、同じく田之筋公民館の過疎債を 320 万円減額、同じく明間公民館の過疎債を 270 万円減額するものです。いずれも事業実績に基づく財源調整によるものです。以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

では、質疑もないようなので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、生涯学習課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：26～11：28）

再開を告げる。

【文化体育振興課所管】

○菊池委員長：

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、文化体育振興課所管分についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

○土居文化体育振興課長：

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、文化体育振興課所管分につきまして、予算書に基づき、御説明申し上げます。

初めに歳出から説明を申し上げます。

予算書は、50 ページをお開き願います。

10 款教育費 6 項文化振興費、1 目文化振興総務費でございますが、一般給与及び職員共済組合負担金額の調整により 12 万円を増額し 1 億 3039 万 4000 円とするものであります。

続いて 2 目文化財保護費において、文化財保護推進事業のうち、車道整備に係る補助金を申請件数の実績により、100 万円を減額し 3418 万 4000 円とするものであります。

次に、3 目文化施設運営管理費でございますが、補正額の財源内訳において、特定財源の組み替えを行ったものであり、予算額の 1 億 5716 万 2000 円の増減の変更はございません。

次に、51 ページをお願いいたします。

5 目文化の里振興費において、19 万 3000 円を減額し 5265 万 8000 円とするものであります。これは旧開智・開明学校姉妹間交流事業において、今年度姉妹間交流事業 10 周年の記念の年としており、理事者にも出席をいただくこととしておりましたが、日程調整が整わなかったことから、旅費、不用額を減額するものであります。

次に同じく 51 ページの 7 項保健体育費 1 目保健体育総務費において 73 万円を減額し 1995 万 1000 円とするものであります。これは、国体開催により中止となりました市民体育祭及び台風接近により中止となりました、第 4 回ジョサイクリング事業の実行委員会への委託料の減額であります。特定財源の国庫支出金、25 万円の減額はジョサイクリング事業への充当分の減額であります。次に、2 目体育施設費において 302 万 2000 円を減額し 1 億 5432 万 9000 円とするものであります。これは城川総合運動公園管理運営事業において、城川農業者トレーニングセンター防水改修工事の実績、及び追加工事として実施いたします、トイレ工事、壁工事費の確定により、302 万 2000 円を減額するものであります。

財源内訳をごらんください。防水改修工事には過疎債を充当しておりましたが、防水改修工事の額確定により起債額 1070 万円の減額、また、先ほど申し上げました追加工事に係る分については、体育施設整備基金を充当をいたしております。

次に、52 ページをお開き願います。

5 目国民体育大会費において、愛媛国体総務庶務事業で 2030 万円を減額し 2 億 8255 万 4000 円とするものであります。

これは、第 72 回国民体育大会愛媛つなぐえひめ国体西予市実行委員会への負担金の減額分であります。

先日、第 5 回総会も開催し、決算報告の承認もいただいたところであり、西予市開催競技など国体開催に向けて西予市実行委員会が実施した事業費の確定によるものであります。

なお、財源内訳の特定財源の県支出金 1404 万 4000 円の減額については、歳入の折に、詳細説明をさせていただきます。

続いて歳入の説明をさせていただきますので、ページは 13 ページをお願いいたします。

12 款使用料及び手数料 1 項使用料 7 目教育使用料 50 万円を減額し、2039 万 4000 円とするものであります。

内訳は、3 節社会教育使用料において三瓶文化会館の 30 万円と、朝立会館使用料の 20 万円、合計 50 万円を減額するものであり、両施設の会館利用料の実績により減額するものであります。次に、18 ページをお開き願います。

14 款県支出金 2 項県補助金、7 目教育費県補助金 1799 万 7000 円を減額し、8153 万 1000 円とするものであります。

これは、7 節保健体育費県補助金において、愛媛国体開催にかかるおもてなし実施事業費 10 万円の減額、デモスポ運営費県補助金 3 万 9000 円の増額、正式・特別競技運営費 536 万 8000 円の減額、愛媛国体民泊運営費に係る県補助金、861 万 5000 円の減額の合計 1404 万 4000 円の減額でございます。これは事業費補助対象経費額の確定により減額したものであります。

予算書の 20 ページをお開き願います。

17 款繰入金 2 項基金繰入金、30 目体育施設整備基金繰入金、体育施設整備繰入金に 762 万 8000 円を増額し、8644 万 1000 円とするものであります。先ほど歳出でも説明いたしましたが、城川総合運動公園、農業者トレーニングセンター内の追加工事に基金を充当するものであります。

最後に、23 ページをお開き願います。

20 款市債 1 項市債、7 目教育債において、1 億 2150 万円を減額し、3 億 2520 万円とするものであります。文化体育振興課所管分は 5 節保健体育債において城川総合運動公園管理運営事業分の事業費確定により、1070 万円を減額するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○井関委員：

国体庶務事業の減額の 2030 万円ですが、民泊の部分でも 800 万ほど減額されとるみたいなんですけども、実際民泊に要した費用っていうのはどのぐらいの金額になっとるんか分かりますか。

○土居文化体育振興課長：

今ほどお尋ねありました民泊の経費でございますが、決算額で 4953 万 9286 円でございます。

○菊池委員長：

その他ありますか。

では以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち文化体育振興課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：39～11：42）

再開を告げる。

【議会事務局所管】

○菊池委員長：

ただいまより議会事務局についてを審査いたしますが、道山局長より挨拶をお願いします。

○道山議会事務局長：

挨拶を行う。

○菊池委員長：

では議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、議会事務局所管についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○道山議会事務局長：

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、議会事務局所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず予算書の 24 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費のうち、議会運営事業を 100 万円、委員会事業を 30 万円、それぞれ減額をしています。その減額の内容ですが、まず、議会運営事業では、費用弁償を 100 万円しています。これは、昨年 7 月 29 日から 7 月 31 日にかけて北海道黒松内町で姉妹都市の表敬訪問に参加した議員 10 名にかかる航空運賃、それから宿泊料がパック料金等の適用によりまして、当初見積もった額より安価になったこと、また、北海道内の移動を J R のほうを当初見込んでおりましたが、黒松内町の御配慮でマイクロバスで移動できたことによりまして減額となりました。また、議長の県外出張が日程等の調整がつかず、取り止めとなったもの等によりまして、100 万円減額したものであります。

次に、委員会事業では、借上料 30 万円を減額しています。これは 3 常任委員会及び議会運営委員会の行政視察にかかるバス借上料であります、実績としまして、当初の見積もり予定より時間数、それから走行距離が少なくなったことによるものであります。

実績に基づき 30 万円を減額しているところであります。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。これより、質疑を行います。

ありませんか。

質疑もないようなので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、議会事務局所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

では本委員会に付託されました今回の一般補正についての議案審査はこれで全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会：午前 11 時 46 分

【署名】委員長：

平成30年第1回西予市議会 総務常任委員会会議録

- | | | | |
|------------------------|-----------|-----------|-----------------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成30年3月9日 | | 条例の一部を改正する条例 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 第1委員会室 | | 制定について |
| 1. 開 | 会 | 平成30年3月9日 | 議案第10号 西予市立学校給食センター |
| | | 午前9時00分 | 及び学校給食調理場条例 |
| 1. 散 | 会 | 平成30年3月9日 | の一部を改正する条例制 |
| | | 午後0時40分 | 定について |
| 1. 出 席 委 員 | | | 議案第11号 西予市営プール条例の一部 |
| 2番 | 信 宮 徹 也 | | を改正する条例制定につ |
| 4番 | 加 藤 美 香 | | いて |
| 6番 | 河 野 清 一 | | 議案第26号 西予市消防本部及び消防署 |
| 12番 | 井 関 陽 一 | | の設置等に関する条例の |
| 13番 | 菊 池 純 一 | | 一部を改正する条例制定 |
| 18番 | 宇都宮 明 宏 | | について |
| 19番 | 森 川 一 義 | | 議案第27号 西予市消防本部職員の特殊 |
| 1. 欠 席 委 員 | | | 勤務手当に関する条例の |
| な し | | | 一部を改正する条例制定 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | について |
| 総務企画部長 | 宗 正 弘 | | 議案第31号 西予市新市立病院建設基金 |
| 総 務 課 長 | 宇都宮 裕 | | 条例を廃止する条例制定 |
| 野村支所長 | 尾 下 孝 二 | | について |
| 税 務 課 長 | 浜 田 直 浩 | | 議案第49号 平成30年度 西予市一般会 |
| 危機管理課長 | 垣 内 俊 樹 | | 計予算 |
| 情報推進課長 | 宇都宮 明 彦 | | |
| 監理用地課長 | 片 山 武 彦 | | |
| 財 政 課 長 | 山 住 哲 司 | | 本日の審査に付した事件 |
| 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | | | |
| 事務局次長 | 山 下 一 彦 | | 1 議案第 7号 西予市部設置条例の一部を |
| 1. 審 査 日 程 | 別紙のとおり | | 改正する条例制定について |
| 1. 審査に付した事件 | 別紙のとおり | | 議案第 9号 西予市職員等の旅費に関す |
| 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | る条例の一部を改正する |
| | | | 条例制定について |
| | | | 議案第31号 西予市新市立病院建設基金 |
| | | | 条例を廃止する条例制定 |
| | | | について |
| 1 議案第 7号 西予市部設置条例の一部を改 | | | 議案第49号 平成30年度 西予市一般会 |
| 正する条例制定について | | | 計予算 |
| 議案第 8号 西予市行政手続における特定 | | | |
| の個人を識別するための番 | | | |
| 号の利用等に関する法律に | | | |
| 基づく個人番号の利用に関 | | | |
| する条例の一部を改正する | | | |
| 条例制定について | | | |
| 議案第 9号 西予市職員等の旅費に関する | | | |

開会 午前9時00分

○加藤副委員長：

開会宣言 午前9時00分

御起立ください。

これより、平成30年第1回定例会総務常任委員会を開会いたします。

【総務課所管】

○菊池委員長：

まず、議案第7号の西予市部設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

○宇都宮総務課長：

議案第7号西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について、御説明をさせていただきます。今回の改正は、現在の組織体制の課題や問題点を洗い出し、行政運営の効率化を図るために、本市組織機構を見直すことに伴いまして、西予市部設置条例及び関係いたします4条例の一部を改正するものであります。

具体的には、産業建設部を分割いたしまして、第1次産業や観光等を取り扱います産業部と土木建築や水道等の専門知識を有します建設部へ再編するもの、また、公営企業部水道課を建設部上下水道課へ統合することから、公営企業部を医療介護部へ名称変更するもの、また、次の点になりますが、総合政策課が担っております政策立案や、行政改革業務に情報推進課が行っております情報推進技術を連携して政策を推進させることから、総合政策課を政策推進課へ名称変更いたしまして、情報推進課を情報推進室として政策推進課内に再編するというものでございます。

このようなことから、本条例に加えまして、附則に記載しております4条例、西予市準用河川流水占用料等徴収条例、西予市水道事業の設置に関する条例、そして3点目になりますが、西予市総合計画審議会条例、西予市行政改革推進委員会設置条例、これらの4条例を改正するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○井関委員：

産業建設を二つの部に分けるということござい

ますが、人員的には人数の変動等はどういうふうになるのでしょうか。

○宇都宮総務課長：

実質の人員の変動はありません。

それぞれの課を、統合再編するのみでございます。

○井関委員：

人員の変動はないということでございましたが、下水道課が産業建設部に入ってくるということですが、その人員はどういうふうになっているのでしょうか。

○宇都宮総務課長：

水道課と下水道課が一緒になりますので、そういうところでの人員の合計という意味の変動はございます。

建設部の建設課になりますけれども、そちらにあります、まちデザイン係という名称のものをつくることといたしておりますが、そちらのほうについて1増というようなことで今進めておるところでございます。

○宗総務企画部長：

ただいまの件でちょっと補足説明をさせてもらいたと思います。まちデザイン係、これは今まで、まちづくり推進課が行っておりました空き家対策、この事業も一部建設課のほうに移管させるということでもありますので、その分人員が増加するというふうな予定でございます。

○菊池委員：

今の空き家対策ですね。まちづくりのほうで空き家バンクをつくったり、いろいろやっていますけど、その新しい課でどういうことを想定し、やるつもりなのでしょうか中身は、お願いします。

○宗総務企画部長：

建設課で行うのは特定空き家の部分、これを調査したり、それに対する主に調査ですけども、補助的な取り壊しとかそういった業務、それは建設課のほうに、移ります。

ただ、まちづくりについては活用ですよね、各一般の方に空き家の情報を提供する活用部分これについては、従来どおりまちづくりで行うというふうな内訳になってきたと思います。

○菊池委員：

分かりました。

空き家が放置されて、なかなか取り壊しとか、それから持ち主がこっちにおられないということが

多分多いんで、そういうことで、建築のそういう部分のことを担当するという理解でよろしいですね。分かりました。

○菊池委員長：

では、その他ございませんでしょうか。

では質疑もないようなので、以上で、質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案、第7号西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第9号、西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○宇都宮総務課長：

議案第9号西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明をさせていただきます。

今回の改正は、愛媛県職員並びに近隣市職員の状況を参考にいたしまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正といたしましては、片道70キロメートル以遠の地に出張の際、当日帰庁した場合に、定額旅費に加算をして支給しておりました、車賃1,000円の支給の廃止、2点目に、東京都及び政令指定都市へ出張した際に限り、定額日当に加算をして支給しておりました滞在手当2,000円の支給廃止、また、国県に派遣職員として赴任する際の移転料の整備等を図るものでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

よろしいでしょうか。

では以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。

議案第9号西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：10～9：11）

再開を告げる。

○菊池委員長：

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、総務課所管分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○宇都宮総務課長：

まず、歳入予算についてご説明をいたします。予算書21ページをお開きください。

12款1項1目総務使用料1節総務管理使用料929万4000円、職員及び臨時職員等が利用いたします、指定駐車場の利用料でございます。

続きまして、予算書33ページをお開きください。

14款3項1目4節選挙費委託金2,785万円でありますけれども、在外選挙人名簿登録費委託金2,000円県知事選挙委託金2325万5000円、県議会議員選挙委託金459万3000円であります。

続きまして41ページをお開きください。

19款5項3目市町振興協会収入3節市町振興協会職員研修助成金45万円でございますが、これは市町村アカデミー研修分30万円、国際文化アカデミー研修分15万円の研修助成金を計上しております。

続きまして同じく41ページですけれども、19款5項4目2節総務費雑入3409万7000円でございますけれども、総務課所管分は595万2000円でございます。このうち、総務課所管の主なものでございますが、次のページになります、市町村交通災害共済交付金30万円、これは1人当たり30円の1万人分ということで計上しております。職員健診個人徴収金54万8000円これは職員健診に係ります自己負担金になります。非常勤職員公務災害療養補償費99万9000円であります。非常勤職員分といたしまして60万円、そして大谷宗利氏分ということで、40万円を計上しておりますが、この大谷宗利氏であります、本年2月に死亡されましたので、実質の収入また後ほど再質問ありますけれども、実質の収入支出は新年度になりまして、ないということになるかと思います。

続きまして官舎家賃負担金49万3000円、これは東京事務所、地域活性化センター等派遣をしております、その職員に係ります家賃負担金の10%分ということで計上しております。

続きまして共済組合がん検診等助成金45万円でございますが、これは胃がん検診、肺がん検診等それぞれの検診に係ります助成金でございます。

その他、雇用保険料被保険者負担分に255万

6000円、共済組合健康講習会等補助金10万円、選挙執行経費46万4000円でございます。

この選挙執行経費と申しますのは、三瓶町土地改良区総代選挙の執行経費、これが10万5000円、宇和町土地改良区総代選挙執行経費こちらを19万円、城川町財産区議会議員選挙執行経費として16万9000円を計上しているというところでございます。

続きまして、45ページをお開きください。

20款1項1目、総務債、1節総務管理債5億7010万円でございますが、このうち、総務課所管分といたしまして、明浜支所庁舎建設事業といたしまして、旧合併特例債3億5510万円を計上させていただいております。

また、野村支所庁舎建設事業といたしまして、こちら、旧合併特例債でございますけれども、5130万円を計上させていただいております。

続きまして歳出に移らせていただきます。

52ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費6億8249万1000円のうち、総務課所管分は6億7815万2000円となりますが、このうち職員給与費、右端に事業概要の欄がありますが、次のページになります1番下に記載しております、職員給与費5億3053万8000円を除きますと、1億4761万4000円で前年度比58万円の減となっております。

一般管理費のうち、総務課所管分の事業といたしましては、今ほど見ていただいております、事業概要欄のところの中で、自衛官募集啓発事業、それから行政改革推進事業、行政評価推進事業、この三つを除きます27事業が総務課関係となります。

まず、53ページの事業概要欄最後に入れております、職員給与費から御説明をさせていただきます。

職員給与費、総務課所管分の5億3053万8000円でございますが、これは各支所も含めまして、また特別職2名、そして職員50人分ということでの金額となっております。

職員給与費のうち一般職員の給与費、これは給料それから諸手当共済を含めたところでございますが、4億9567万円でございます、前年度比1909万5000円の増となっております。

その要因としましては、退職予定者数の増等によ

り、退職手当負担金、こちらが増になった影響になるものと考えておるところでございます。

ここで一般会計の件費全体額について御説明をさせていただいたと思います。

予算書の212ページの給与費明細書を開いていただいたと思います。

1番、特別職の表では、長と議員その他特別職の合計額で、1番右端の2億8535万7000円、前年度ほぼ真ん中ぐらいですけども、2億7849万3000円との比較では、1番下の欄になりますが、686万4000円の増額となっております。

その主な要因は、前年度当初予算に計上のなかった、県知事選挙におきます投票管理者を初めとします、その他特別職の報酬を30年度に計上したことが主な要因でございます。

続きまして、予算書213ページをお開きください。

2番の一般職の表では、職員数542人で前年度比16人の減、となっております。

給与費共済費を合わせました全体額では、42億2454万2000円で前年度比5270万2000円の減となっております。

これは、職員数の減に伴います給料等の減というものが主な要因でございます。

職員手当の内容、前年度比較につきましては、その下段の表に職員手当の内訳として記載しておりますが、手当全体では、前年度比55万2000円の増となっているところでございます。52ページにお戻りいただいたと思います。

2款1項1目一般管理費、こちらの1節報酬211万6000円のうち委員報酬11万7000円は、固定資産評価審査委員5人分8万円の報酬、また、行政不服審査委員5人分3万7000円でございます。

非常勤職員報酬199万9000円でありますけれども、こちらは公益保護相談員1人分の報酬としていたしまして、172万円、特別職報酬等審議会委員10人分、また、情報公開個人情報保護審査委員5人分、行政不服審査外部人材審議員1人、こちらのほうを計上させていただいております。

2節の給料でございますが、こちらにつきましては、市長、副市長の特別職2人、そして、一般職につきまして総務課所管の50人分の計上させていただいております。

3節につきまして職員手当等でございますが、こ

ちらは扶養手当以下の各手当てで特別職2人と総務課所管50人分、こちらを計上いたしております。

4節共済費につきましても同じく、総務課所管分の人数分を計上しております。

続きまして53ページに移ります。

7節賃金につきましては、本庁総務課の嘱託職員4人、そして臨時職員2人、明浜支所におきます産休代替職員を1人、それから城川の臨時職員1人を含めた、臨時雇用賃金でございます、148万8000円となっております。8節報償金271万6000円のうち、総務課所管分でございます。総務課所管分は251万6000円となりますが、こちらは、行政連絡協議会事業の報酬といたしまして、15万8000円、職員採用候補者試験委員の報酬としまして30万7000円、職員研修の講師謝金といたしまして24万円、きりぎりす大賞の記念品代ということで20万8000円等を計上している、いう状況でございます。

続きまして9節旅費720万4000円のうち、総務課所管分は667万8000円でございますが、これらにつきましては、固定資産評価審査委員運営研修等の費用弁償7万9000円、また、職員研修にかかります旅費246万円のほか、特別職一般職にかかります普通旅費を計上させていただいております。

10節交際費320万円につきましては、市長交際費250万円、それから4支所の市長交際費といたしまして、70万円を計上いたしております。

11節需用費620万5000円のうち、総務課所管分598万2000円につきましては、主に例規と書籍の追録費といたしまして206万2000円、その他支所を含めましたコピー用紙または印刷トナー他消耗品、印刷製本費と事務経費を計上しております。

続きまして12節役務費、1059万2000円でございますが、こちらにつきましては、通信運搬費907万7000円のうち、支所も含めました電話料が842万5000円、派遣職員の引越し代これ5人分でございますが45万円、その他郵券料等20万2000円を計上しております。

13節委託料680万3000円のうち、総務課所管分は646万8000円となります。

これら委託料のうち、54ページになりますけれども、行政評価システム構築支援委託料を除きます11の委託料こちらが総務課所管分、となります。主なものにつきましては、行政連絡委託料478万

8000円でございますが、これは市内438あります自治会への委託料となります。

続きまして、14節使用料及び賃借料935万1000円のうち、総務課職所管分は929万6000円となりますが、これらの内訳でございますけれども、リース料が63万2000円、使用料が304万5000円、借上料が561万9000円となります。

リース料の主なものといたしましては、職員を30年度被災地派遣を計画しております、そちらの自動車リース料でございます。

また、使用料の主なものとしましては、例規ベースシステムの使用料、また自治情報の情報サービス料というようなことで、41万5000円そのほかコピーの使用料、また高速道路の使用料を計上させていただいております。

借上料につきましては、派遣職員5人にかかります宿舍の借上費543万8000円を計画しているところでございます。

18節、備品購入費につきましては、図書購入費とさせていただいております。

19節負担金補助及び交付金699万1000円のうち総務課所管分は55ページの防衛協会の会費を除きます負担金、補助金となります。

負担金では研修会等負担金といたしまして、96万6000円また、職員互助会負担金480万円など、例年の実績を考慮して計上させていただいているという状況でございます。

補助金でございますけれども、1番下の行になりますが、職員の自己啓発を促進し、能力開発人材育成を図るということで、自主研修のための経費ということで、職員自主研修助成金10万円を計上しているというところでございます。

同じく55ページとなりますけれども、次の目になります。

2款1項2目文書広報費1539万3000円のうち、総務課所管分は813万8000円となります。文書保存事業、文書配達用の郵便、こちらが該当となりますけれども、文書保存事業につきましては、整理用段ボールの購入費でございます。

そして文書配達事業につきましては、各支所を含めました郵便料ということで789万6000円を計上している状況でございます。

続きまして57ページをお開きいただきたく思います。

2款1項5目財産管理費7億3120万3000円のうち、総

務課所管分につきましては、58ページに移りますが、右端に記載をしております野村支所庁舎建設事業5414万円、明浜支所庁舎建設事業3億9221万8000円、公用車維持管理事業総務課の25万4000円であります。

この三つを足しますと、総務課所管分の合計は4億4661万2000円となります。

まず、この内野村支所の庁舎建設事業でございますが、29年度におきましては、地質調査委託、また支所庁舎の基本設計実施設計委託、また野村公会堂、旧野村図書館の解体工事設計を実施いたしました。

30年度におきましては、工事請負費に記載しておりますけれども、そちらになります、野村公会堂及び旧野村図書館解体工事ということで、5400万円また、旧野村図書館解体撤去工事に伴います光ケーブルの撤去工事14万円を計上した形となっております。

また続きまして、明浜支所庁舎建設事業、3億9221万8000円でございますが、29年度におきましては、旧高山小学校校舎の解体工事それからプールの解体工事を行ってまいりました。

また、建設課、支所では産業建設課の予算となりますけれども、旧高山小学校へ通じます湯の川くらぬき線、この工事も29年度に行ってきたところでございます。

30年度におきましては、役務費手数料といたしまして、水道開始手数料81万4000円、浄化槽完成検査手数料といたしまして1万2000円を計上しております。

委託料では、庁舎建設監理委託料ということで402万3000円、分筆測量の委託料といたしまして107万円を計上いたしております。

工事請負費におきましては、支所建設工事におきます3億6981万円ということで建設工事を、そして光ケーブルの新設工事に103万3000円、電柱改良工事に345万6000円を計上しております。

明浜支所につきましては、9ページまた10ページのところで継続費、そして債務負担行為を設定するよう、それぞれ進めております。これらの詳細につきましては、後ほど明浜支所長の方から説明をさせていただきますので御了解いただきたいと思います。

続きまして60ページをお開きください。

2款1項6目支所及び出張所費、187万円であります

けれども、これは、明浜出張所の臨時雇職員1名分の社会保険料・賃金に关します経費を計上しております。

このほか、消耗品等の事業費、電話料等の役務費、リース料等につきましては、今年度から公民館費に組み替えを行っておりますので、その他の経費を計上しておりません。

なお、前年度からでございますが野村支所にも出張所がございます。横林、溪筋、中筋、貝吹、惣川と五つの出張所、こちらの経費については、29年度から公民館費に既に組み替えを行っているという状況でございます。

続きまして2款1項7目、公平委員会費38万7000円につきましては、公平委員会、3名にかかります委員報酬、それから総会・研究会等への出席旅費、諸会議の負担金等の経費を計上しております。

前年度より12万8000円増額となっておりますが、これは、東京で開催予定となっております全国公平委員会の連合会の本部研究会、こちらに出席するための旅費ということで、委員1人また職員1人を追加したというところが主なものでございます。

61ページをお開きいただいたらと思います。

2款1項9目防犯対策費1900万5000円でございますが、これは西予地区防犯協会への負担金720万円、防犯灯設置補助金といたしまして110万円、防犯灯電気料補助金1005万6000円が主なものでございます。防犯灯設置につきましては、先ほど申しました110万円でございますが、新設としまして20灯、それから交換移設ということで180灯を計画をしているという状況であります。

また、電気料につきましては、既存のものでございますが5467灯分を考えております。また新設としましても50灯分ぐらいということで計上しているというところでございます。

62ページをお開きいただいたらと思います。

2款1項10目交通安全対策費1733万6000円でありまして、まず1節の報酬、287万1000円でございますがこれは、交通指導員58人分の報酬としております。

15節工事請負費486万4000円こちらにつきましては、1地域から申請を受けておりますガードレール、またカーブミラーの工事費でございます。

16節原材料費84万5000円、こちらはカーブミラー

46基、それからカーブミラーを取りつけます支柱がありますが、これを25本計画しているというところでございます。

こちら先ほどの地域からの要望を受けてということでの購入になろうかと考えております。

続きまして19節であります。負担金800万円、こちらは西予交通安全協会への負担で負担金であります。前年度比20万円の増ということとなっておりますが、これは、高齢者の交通事故発生件数が高いという中で、平成10年から運転免許自主返納制度が行われております。この、自主返納を西予市でも促進していきたいという考えのもと、運転経歴証明書を交付する金額、この経歴証明書一通が1000円かかりますけれども、それにかかります利用者負担の軽減を図るということで、負担金を増額して支出するというものでございます。

63ページをお開きください。

2款1項12目諸費822万円でございますけれども、うち主なものは傷害保険料事業785万9000円が主なものでございます。

5節災害補償費では、非常勤職員の公務災害医療補償費ということで50万円、休業補償費として10万円、これどちらも災害を想定としてということでの予算化でございます、具体的にこれというものがあるものではございません。

それから障害補償年金、これ小倉卓弥嘱託職員の災害補償が出ました。

ただ、彼につきましては、まだ障害の等級が決定しておりませんので、これも仮にということでの計上でございますが、40万円を計上しております。

また、先ほど歳入でも申し上げましたが、大谷宗利氏の障害補償年金、それから特別給付金といたしまして、40万円もここに含んだ形となっておりますが、お亡くなりになられたということでこちらの支出はないということでございます。

12節役務費、その他保険料でございますが、こちらにつきましては、市町村総合賠償保険料336万円であります。これは市民の方々全てにかけているものでございまして、約4万人分ということで計上しております。

非常勤公務災害補償保険料といたしまして、390万9000円をあわせて計上しております。

69ページをお開きいただいたらと思います。

2款4項1目選挙管理委員会費874万8000円でありま

す。

こちらにつきましては、委員報酬・書記給与費及び選挙管理委員会の開催経費等を計上しております。

70ページをお開きください。

2款4項2目選挙啓発費につきましては、積極的な選挙啓発を行うということで、西予市明るい選挙推進協議会へ補助金13万7000円を計上しております。

30年度には愛媛県都市明るい選挙推進協議会連絡会総会が西予市で開催の予定ともなっております。

以下、4目で城川町財産区議会議員選挙事業に16万9000円、5目で右端のどこに入れておりますが、宇和町土地改良区総代選挙事業に19万円、三瓶町土地改良区総代選挙事業に10万5000円、11目で県知事選挙事業に2325万5000円、こちら県知事選挙の任期満了30年の11月30日に任期満了となっておりますが、そういうことで計上していたしております。

12目、県議会議員選挙事業でございますが、県会議員の任期が平成31年4月29日となっておりますので、30年度に必要なと見込まれる経費459万3000円を計上しているというところでございます。

以上、選挙管理委員会分を含めました総務課分の説明とさせていただきます。

では、この後、先ほど申し上げました明浜支所庁舎建設事業関係の継続費、債務負担行為につきまして、支所長のほうから御説明をさせていただきます。

○山下明浜支所長：

明浜支所庁舎建設事業に係る継続費及び債務負担行為についてご説明申し上げます。

本事業は平成30年6月に着手予定で、実質1ヵ年程度の工事期間が必要となるため委託業務及び本体工事を30年度と31年度に継続費、31年度の債務負担行為として整備するものであります。

庁舎建設監理業務委託料として30年度に402万3000円、31年度に267万3000円を計上し、30年度と31年度の合計が669万6000円となります。その他、電波調査等の期間が必要なため31年度債務負担行為として無線LANセットアップ委託料710万7000円を設定しております。

支所建設工事の工事請負費を30年度に3億6981万

円、31年度に2億4557万4000円を計上し、30年度と31年度の合計が6億1538万4000円となる予定であります。

また、先ほどの無線LANセットアップ委託料に連携して必要となるため、31年度債務負担行為として備品購入費に無線LAN機器309万2000円を設定しております。

以上、補足説明と致します。

○菊池委員長：

以上で理事者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○森川委員：

55ページの職員の自主研修助成金ですが、大体どのように自主研修をしておられるのでしょうか。市民の立場になって活動する職員がおられないということなのですが、これで中町の説明会においても、資料のいる人は市役所へ来てもらったらずという職員がおって、市民をばかにしておる言うて、市民の人から言われております。

○宇都宮総務課長：

この自主研修と申しますのは対象者なんですけれども、個人または自主研究グループということでさせていただいておるところですけれども、目的としては、職員の自己啓発を推進してまた、能力開発ということで、人材の育成を図るということでさせていただいております。

自主研修グループということにつきましては、調査研究を目的ということで、所属が三つ以上の課、そして且つ5人以上の職員ということで自発的に結成されたグループで行うということとしております。

また個人の場合については、通信教育等により自己啓発をしようとする職員ということで、申請をされまして、それぞれですけれども市長が認めたものという形になっております。

先ほど議員おっしゃいました配慮の問題もございますが、具体的にそれについてというところが直接この自主研修に当たるかどうかいうところは、はっきり申し上げにくいところがございますけれども、自主研修につきましては要綱に基づきまして、それに沿った手上げ方式という形で進めさせてもらっております。

ここを4年ほどにつきましては、該当の職員、またグループはございません。

以上でございます。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（9：46～9：47）

再開を告げる。

○森川委員：

やっぱり、市民からも言われたように、職員も気を付けてもらったかと思っています。

○菊池委員長：

その他ありませんか。

○河野委員：

54ページですけど、14節の使用料賃借料935万ですけども。

災害派遣5名と予定しておると説明だったと思うんですけども、これは東北の大震災とかに派遣するのでしょうか。

○宇都宮総務課長：

被災地派遣は1名でございます。

派遣職員全体としまして5人ということでありまして、以上でございます。

○河野委員：

今の説明、ちょっと分かりにくかったんですけども。災害災害派遣は1名。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（9：48～9：50）

再開を告げる。

その他ありませんか。

○井関委員：

62ページの交通安全協会負担金なんですけど、自主返納に対する助成ということがあったんですけど、自主返納今するときに、証明書をいただくのに写真が必要なんですけど、その写真も個人が写真屋さんに行って撮ってきてくださいっていうことを言われようみたいななんですけど、あの辺は行政として対応はできないもんですかね。

○宇都宮総務課長：

全体を推進するというので、今ほど議員おっしゃいましたとおり、写真、それから経歴証明書、この二つが申請のためには必要というところなんですけれども、写真のところまでというところそれぞれの写真の写真代、店舗によっても金額も違うということもございますので、またこれにつきましては、安全協会のほうにお金を支出させていただいてそちらでの対応ということで考えておりますので、具体的に市役所の中で写真を撮るとか、そういうことはなかなか対応が難しいのかなと考えております。

そういう事の中で少しでも推進する中で、こういうふうな証明書に当たるところ、1000円というのがちょうど全額になりますけれども1通当たり1000円でございますので、全額を補助するという形で考えているところであります。

また、そこのところの自主返納されております人数の状況を見ますと、29年度これまで、10月末の現在の状況でございますが、自主返納された方というのが186人おられます。

その内、経歴証明書をされた、申請をされた方というのが145人おられるということのようです。そういうことですので、もう少し金銭的な面で、何らかの補助をすればいいんじゃないかなということで警察のほうとも協議をした上で、今のこの状況にさせていただいているところです。写真のところも、今後また警察のほうとも協議を進めてまいりたいと考えてございますけれども、今すぐというのは、即答ちょっとできかねるところでございます。以上です。

○井関委員：

写真の事をなぜ言うたかと申しますと、普通に免許申請の場合には、警察署で写真を撮っていただいてそれが免許証になるというところがあるので、その辺うまくタイアップができればそのまま証明書としても、そこの警察署で撮った写真で何とか対応できるんじゃないかなという気がいたしましたので、その辺ができればもっとスムーズに返納していただける方も、その証明書が今186人のうち145人は証明書とられておること、ほぼ大半の方がとられてはいるんですが、もっと簡単にとれるのであれば、全員が証明書をとられるようになるんじゃないかなということで、この返納された方はそれなりにメリットがあるということで、タクシーとかバス代とかいうやつ割引があったりとかいうことを聞いておりますので、できれば全員がとっていただけるような方向になればいいのかなと思いますので、その辺警察のほうにも要望を出していただいたらと思います。

よろしくお願いします。

○宇都宮総務課長：

また協議をさせていただいて、可能な限り前向きに検討させていただきます。

○信宮委員：

58ページの野村支所庁舎建設事業なんですけれど

も、30年度は主に野村公会堂・図書館の解体費用ということでございますが、29年度に調査や設計が行われているということで、野村の庁舎については、野村交番それから銀行関係等も入るんじゃないかと聞いておるんですけども、その辺も設計等が終わっているようなので、わかっていることがあったら教えていただきたいのと、その場合、そこの庁舎に入るところの家賃といいますか入るところの負担のことが大体決まっておったら、知らしてもらいたいと思いますが。

○尾下野村支所長：

野村支所建設事業でございますけども、現在の進捗状況を申し上げます。

先ほど総務課長のほうからもございましたように、地質調査については終わっております。

解体工事設計については今設計中でございますけども、先ほど信宮委員言われたように、今回は西予警察署野村交番、金融機関等が合同あるいは複合施設として入っていただくようなことになっております。

そこら辺の外部調整に若干時間がかかりまして、基本設計については今月中に作成ができるようなことになってますけども、実施設計についてはそこら辺の調整がございまして、最終的にできないということであれば、繰り越しということで正式な手続をとらせていただくというようなことになろうかと思えます。

それで家賃の関係につきましては、当然ながら市有地の上に建物が建つわけなんで、その分についての土地の賃借料についてはいただくということになると思います。

建物の使用料につきましては、西予警察署野村交番については、細かい取り組めはまだできておりませんけども、愛南町の例を参考にして、期間であるとか金額についてはお支払いをしていただくというようなことになろうかと思えます。

ただ、金融機関については、建築相当額については、基本的にそちらの金融機関の方で、負担金とした中で徴収をしていきますので、使用料ということについては、土地の使用料のみの発生ということになろうかと思えます。

あと、細かい維持管理、電気とかいろんなことにつきましては、まだ詳細のほうは協議しておりませんので、来年度30年度中に細かいことについて

も煮詰めていく予定でございます。
以上でございます。

○信宮委員：

野村交番については入っていることが大体決まっているかと思うんですけども、金融機関どこに入るかということは、今、ここでは言えないことなんでしょうか。

それも決まってないんでしょうか。

○尾下野村支所長：

金融機関については、基本計画設計中でございますので、入ることを前提として話の進めております。対象の機関につきましては、東宇和農協野村支店及び、愛媛信用金庫野村支店でございます。

○河野委員：

63ページなんですけど、12目の諸費その他保険料で645万9000円、市民4万人分という説明だったかと思うんですけど。

市民全員に保険を掛けておられるということですか、どういった保険かも分かったら教えてください。

○宇都宮総務課長：

市民全員という形でございます。

市のほうに瑕疵があるような内容の何らかの事故があったような場合、そういう場合について、内容が証明されれば、また起因すると思われることがあれば、支払いの対象となるというようなものでございます。

例えばでございますけれども、道路に穴があいているというようなことがあったとして、そこに車が落ち込んだとか、というようなことで、車が傷むまたけがをするというような場合とか、その他何らかイベント等をしている場合に、こちらの瑕疵があった場合に、事故が起り、それが市のほうに何らかの瑕疵があった、というような場合でその保証するというような事例があるかと思えます。

以上でございます。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（9：59～10：10）
再開を告げる。

○信宮委員：

54ページの行政連絡等委託料4786万8000円についてですが、これは、一戸当たり幾ら、それから連絡等で区長さん、各地区に支払われる委託料だと

と思いますが、宇和町のように人口が密集している地域もありますし、また山間部等は家が離れていたり、区長さんのなり手がなかったりということで、大変な地域もあるんですけども、これについて今後どういうふうな方向に持っていくのか、お聞きしたいと思います。

○宇都宮総務課長：

これまでの経緯でございますけれども、近年、少子高齢化ということで、小規模で高齢化の高い自治会におきましては、自治会員の減少また、高齢化で役員のなり手がいないということ、またその運営が困難になっているというようなことがございます。

これまで、委託料の支出においては、均等割として3万8000円、世帯割ということで1800円という形で進めてまいりました。

先ほども申しましたとおり、自治会の機能を存続させるため自治会の統合をするということになる場合、この場合については、先ほどの計算の方法ではなかなか、難しいというところもございまして、今、行政連絡協議会のほうでは、既に平成26年度ぐらいから何回か検討を重ねまして、平成31年度からということで、基礎算定ということで、世帯数をもとにしたもの、また自治会の数をもとにして自治会加算、そして高齢化率を加味したところで、高齢化率加算という形での方法を用いたいということにしております。

今、大筋のところでは、そういうふうなところで算出するということは、決定をしております。各支部行政連絡協議会の各支部のほうで、これからどういうふうな配分の仕方をしていくのか、というところを詳細に決定し、協議を進めておられる状況でございます。

31年度には、正式運用ができるものと考えております。

○菊池委員長：

その他ありますか。

では以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり決可決することに決しました。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（10：13～10：20）
再開を告げる。

【税務課所管】

○菊池委員長：

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、税務課所管分についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

○浜田課長：

それでは、議案第49号 平成30年度西予市一般会計予算の税務課所管分につきまして御説明申し上げます。まず、歳入の部より御説明いたします。
予算書15ページをお開きください。

1款1項1目個人市民税、予算額11億5274万4000円、前年比3615万2000円の増となっております。増の主な理由といたしましては、平成28年中におきまして、給与所得、農業所得の増がありまして、29年中におきましても同様と見込みまして、増予算としております。次に、2目法人市民税、予算額1億6141万3000円、前年比2%増の、328万3000円の増となっております。

続きまして、2項1目固定資産税予算額13億9000万8000円、前年比8038万4000円の大幅な減となっております。

主な理由としましては、3年に1度の評価替えの年でありまして、平成30年度が評価替えの年となっておりますので、土地で3156万2000円、家屋で5402万円の減が見込まれますが、償却資産につきましては、平成29年中におきましても、太陽光発電施設が設置されましたので、419万8000円の増額を見込んでおります。

次に、2目国有資産等所在地市町村交付金及び納付金予算額につきまして、1516万8000円で、前年比4000円の増でございます。

続きまして、3項1目軽自動車税、予算額1億4549万円、前年比465万3000円の増であります。主に4輪乗用並びに貨物の自家用車の新車購入による台数の増となったことによるものでございます。

続きまして、予算書16ページをお開きください。
次に、4項1目市町村たばこ税は予算額2億1227万7000円で、喫煙者の減少により前年比307万円の減を見込んでおります。

次に、5項1目鉱産税につきましては、前年と同額の8000円を計上しております。

以上、市税総予算額30億7710万8000円、前年比3936万2000円の減でございます。

続きまして、予算書23ページをお開きください。
12款2項1目総務手数料、2節徴税手数料でございますが、予算額376万2000円、前年比6万円の減となっております。

次に、予算書33ページをお開きください。

14款3項1目総務費委託金、2節県民税徴収事務委託金は、予算額4957万円で前年比27万円の増となっております。これは個人市民税と合わせて、県民税も税務課のほうで徴収いたしますので、その取扱費でございます。

次に、予算書39ページをお開きください。

19款1項1目延滞金、予算額は前年と同じ397万1000円を計上しております。

続きまして、歳出の説明をいたします。

なお、職員給与費につきましては総務課所管のため省略させていただきます。

それでは、予算書65ページをお開きください。

税務課所管は、2款2項1目税務総務費で3事業と、2目賦課徴収費6事業でございますが、平成30年度予算におきまして、諸証明書等発行事業を税務課庶務事業に、昨年度と比較しまして、税務課庶務事業に統合しております。

税務総務費のうち公用車管理事業におきましては、前年度に公用車の購入が1台ありましたので、本年は139万8000円の減で、予算額50万5000円となっております。

賦課徴収費、予算額3817万円、前年比113万5000円の減。内訳といたしましては、個人市民税賦課事業におきまして、国税連携システム使用料の減、固定資産税賦課事業におきまして、タウンマップシステムデータ更新委託料の減によるものでございます。

また管理収納事業におきましては、育休職員の代替による嘱託職員賃金等で113万9000円を増額しております。

以上、御審議の上御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○信宮委員：

16ページの市町村たばこ税でございますが、毎年2億円を超えるたばこ税の税收があるわけなんで

すけども、近年は禁煙の推進ということでだんだん少なくなっている状態なのですが、このたばこ税というのは市に入る税金でちょっと分かりにくいところがあるので、教えてもらいたいのと、また確認ですがチェーン店とかのコンビニエンスストアとかがあるんですけど、西予市内に店舗があってそこで買えばその分は西予市に入るといことなのか、一つ確認をしておきたいと思います。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（10：29～10：32）

再開を告げる。

○浜田課長：

先ほどの御質問なんですけど、たばこ税の課税の税率なんですけど、何本当たり幾らという単価が決まっております、ただいま手持ちの資料がございませんので、後ほど資料の提出をさせていただいたと思います。

また、コンビニ等の売り上げも、西予市のほうに入るのかという御質問なんですけど、その分につきましても西予市に販売された本数につきましては、西予市の収入となっております。以上です。

○加藤副委員長：

15ページなんですけど、固定資産税なんですけども3年に一度の見直しの関係で大幅減で、土地とか家屋の固定資産は大幅減だということでしたが、償却資産の分で、太陽光はちょっと増えているようなんですけれども、これは、どういうところにつけられている太陽光で、これからも今いろんなところでまた工事をされているようですが、増えていく予定であるのかというのをお聞きしたいんです。

○浜田課長：

主なものは、既に太陽光施設をつけられている業者の方の大幅な増設がございます。

それに加えて、個人の方が、各家庭の屋根の上に、売電を目的とされて設置をされてる方が増えております。

10キロワット以上の売電をする場合、償却資産としてみなされまして、申告する必要がありますので、そういう納税者の方が増えております。

以上です。

○菊池委員長：

席を変えます。

○菊池委員：

今の太陽光の話がありましたけど、まだ、今工事

が始まったばかりで、なかなか具体的なことはなっていないと思うんですが、風車ですね、風力発電。多分今度できるのが西予市で初めての風力発電施設やと思うんですよ、高山線にできるのが。あれももちろん固定資産税が入ってくると思うんです。

そういう、期待してるんですけど、それはどういう目算とかはされてますか、まだそれは完成してからのことなんでしょうか。

○浜田課長：

償却資産につきましては、業者からの申告によるものになっております。

それで平成30年度におきましては、まだ完成をしておりませんので、予算の中に計上しておりませんが、償却資産として固定資産税の中の償却資産として、以降見込んでいったらと考えております。

○菊池委員：

部署は違うんで申しわけないんですが、完成年度はいつか聞かれていますか。

失礼しました。

部署が違うんで、これは却下します。

○菊池委員長：

その他ありますでしょうか。

○井関委員：

固定資産税が下がったということでございますが、もう全体的に評価が下がってきたのかあるいは特別にどこの地域が極端に価格が下がったとかいうことがあるんですか。

○浜田課長：

西予市が全体的な流れで下落傾向にございます。

一部だけということではございません。

○菊池委員長：

その他ありますか。

質疑もないようなので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、税務課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（10：38～10：40）

再開を告げる。

【危機管理課所管】

○菊池委員長：

議案第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、危機管理課所管分について、を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○垣内課長：

それでは危機管理課所管の当初予算について御説明させていただきます。

まず歳入につきまして、予算書33ページをお開きください。

14款3項1目1節総務管理委託金の自衛官募集事務費委託金といたしまして、18万3000円を計上しております、これは自衛官募集啓発事業に係る経費であります。

続きまして、元に戻りますが予算書23ページをお開きください。

そこから御説明します歳入は、9款消防費1項消防費、4目災害対策費への充当となります。まず、12款2項1目1節、総務管理手数料の罹災証明手数料といたしまして、1,000円を計上しております。これは自然災害により罹災された場合の証明を行う際の手数料であります。

続きまして、42ページをお開きください。

19款5項4目2節、総務費雑入の説明欄中段にあります防災行政無線利用料としまして、J A東宇和が明浜と城川において、アナログ防災行政無線を利用しております、その利用料77万4000円を計上しております。

続きまして、44ページをお開きください。

9節の消防費雑入のその他雑入でありますけれども、10万円を計上しております。

これはデジタル整備済みの地域におきまして戸別受信機を、1世帯で2台目以上希望される方に1台当たり1万円で譲渡するものです。

大体10台分の申し込みを見込んでおります。

続きまして歳出の説明に移らせていただきます。危機管理課の歳出予算につきましては、自衛官募集啓発事業が、2款1項1目の一般管理費、その他の所管事業は、9款1項4目災害対策費に組まれております。

まず、災害対策費から御説明いたします。

予算書の164ページをお開きください。

事業は、職員給与費を除きますと9事業に分かれております。予算書右端の事業概要欄に事業ごと

の予算を記載しております。

予算総額、7億5891万5000円のうち、職員給与費5281万円を除く予算は、7億610万5000円で前年度予算、4億1674万3000円と比較しまして2億8936万2000円の増額となっております。

それでは事業ごとの30年度の主な内容について御説明をいたします。

危機管理事業におきましては、課内全体の事務費等の計上をしております。30年度の特徴としましては、昨年度から取り組んでおります、災害対策マネジメントの構築事業の2年目といたしまして、29年度に策定しました業務継続計画に基づいたマニュアルを作成することとしておりまして、その支援をいただくための委託料981万8000円を計上しております。本事業費全体としましては、29年度の1528万3000円から42万1000円増額して1570万4000円となっております。

次に防災訓練実施事業につきましては、愛媛県国民保護訓練を本市で行うほか、愛媛県原子力防災訓練、災害対策本部の運営訓練等への参加旅費等もあわせまして、本事業全体としましては、29年度の2万1000円から54万8000円増額しまして、56万9000円を計上しております。

次に、防災行政無線・情報システム整備事業ですが、無線の維持管理、各種機器の保守管理等にかかわる費用を計上しております。

J - A L E R T受信機の更新、それに合わせての庁舎及び小・中学校への接続工事を計画しております。本事業全体としましては、29年度の3400万1000円から634万4000円を増額しまして、4034万5000円となっております。

次に災害用備蓄物資整備事業ですが、本市人口の10%に当たる水と食料を備蓄しております。保存期間5年を経過するものを更新するものであります、29年度同様573万円を計上しております。

次に、災害用資機材・施設整備事業では、24年度から実施しております、津波避難路の整備を地元からの要望に対応できますように、引き続き工事請負費200万円を計上しております。

また、29年2月に福祉事務所が見直しを行いしました福祉避難所に防災倉庫を設置する費用を計上しております。本事業全体としましては、29年度の219万5000円から108万2000円を増額しまして327万7000円となっております。

次に防災対策啓発活動事業ですが、各地域に合っ

た、防災に対する啓発活動が重要であるとの考えのもと、引き続き地域や各種会合に足を運びまして、啓発を進めていきたいというふうに考えております。

特に新規事業としまして、愛媛県それから愛媛大学、東京大学、宇和海沿岸5市町連携による南海トラフ地震、津波から宇和海沿岸地域を守るための官学連携実践型研究への参加をしまして、そのための経費を計上しております。

また、昨年度から実施しております家具転倒防止対策費補助金、防災士養成講座負担金や、研修会等の参加費用を計上させていただきました。

本事業全体としましては、29年度の291万9000円から211万円増額しまして502万9000円となっております。

次に、自主防災組織活動育成補助金事業であります。当市の自主防災組織は68組織、組織率100%となっております。

これまでの活用状況に合わせまして、380万円を計上いたしております。

次に、防災行政無線デジタル整備事業、これは城川地区の整備工事を実施することとしておりまして、この経費として6億2886万5000円を計上しております。

次に、29年度から3年間事業として取り組んでおります、生徒防災教育体験事業です。

この事業は、市教育委員会が創設いたしました、子ども振興基金事業を活用して実施するものでございます。278万6000円を計上しております。

続きまして、元に戻りまして予算書52ページをお開きください。

2款1項1目、一般管理費に計上しております。

自衛官募集啓発事業、事業概要欄の下から6番目にありますが、21万3000円を計上しております。30年では当市がですね、県内重点市町となっております関係で、前年度から15万5000円の増額で計上いたしております。

以上、所管分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○森川委員：

164ページの災害用備蓄物資整備事業ですが、この水と食糧はどこに備蓄してるのでしょうか。

○垣内課長：

分散備蓄しております、各町ごとにですね分散をしております。

宇和の場合には各公民館と運動公園に防災倉庫を構えておりますので、そちらのほうに保管しております。以上です。

○森川委員：

管理は危機管理課でやっているわけでしょうか。もう、災害が来たらすぐ出さないいけないと思うんですが、去年、野村の火事で、今年宇和の水道で、来年はまた三瓶か明浜ということも考えられますので、十分対策が必要だと思ってます。

○垣内課長：

議員さんのおっしゃるとおりなんです、そのために分散保管ということにさせていただいております。

基本的には、危機管理課のほうで全て掌握しておりますけども、それぞれ分散をしておりますのでそこで避難した方に、提供するという形をとっております。以上です。

○森川委員：

三瓶や明浜の場合、海岸端で津波が来た場合、一緒に流される可能性もあるので、その備蓄先が1番大事だと思っています。

○垣内課長：

津波想定区域に入ります、明浜や三瓶地区におきましては、津波に対する避難場所を構えております。そちらのほうに防災倉庫を設置しております、防災倉庫のほうに配備いたしております。

○河野委員：

今朝か昨日のテレビだったと思うんですけども、災害用の備蓄ですけれども、賞味期限切れた物の再利用して、家畜のえさとか何かにする報道だったと思うんですけども、そういった対応を当市でもとっているのでしょうか。

○垣内課長：

賞味期限が来る前にですね、各地域で行われる防災訓練なんかに活用してもらう、ていうのを基本としております。以上です。

○信宮委員：

164ページのデジタル無線整備事業、30年度は城川、次の年はたぶん宇和で全て整備されると思うんですが、デジタル化のメリットというのが、クリアに聞こえる、それから双方向の通信ができるという事だと思うのですが、その双方向という機

能を活用した取り組みを今後何か考えておられるのか、例えば火災報知器をそれに連動させて、火災報知器が感知すれば、自動的に連絡が行くというようなこともできるのではないかと思うんですけれども、その辺りの事は今後お考えにはあるかどうかお伺いいたします。

○垣内課長：

現在、当市で行っておりますデジタル整備工事の中での双方向につきましては、特に今回明浜、三瓶がそうですが、津波避難場所付近にあります屋外拡声子局のところに、通信機器を備えておりまして、避難したときにその機器で本庁の親機とつながる、会話ができると、情報交換できるという形をとっております。

今のところ双方向についてはそこだけの計画でございます。

それとあわせてデジタル化にすることによって今回、明浜、三瓶には監視カメラを設置しましてその映像を各支所、そして本庁で確認ができるというものも装備も備えさせていただきました。以上です。

○井関委員：

福祉施設にも防災倉庫をつくられたということでございますが、福祉施設の中、どこどこに設置される予定なのか、お聞かせ願ったと思います。

○垣内課長：

現在ですね、福祉避難場が16カ所ございます。詳細に言いますと松葉寮、あけはま荘、皆楽園、しいのき園、法正園、寿楽苑、つくし苑、奥伊予荘、三楽園、ケアハウスはまゆう、ケアハウスれんげ、惣川高齢者生活福祉センター、希望の森、松葉学園、野村育成園、野村学園、計16あります。

それを3年計画で設置するように考えておりまして、まず今年度設置する場所につきましては、福祉事務所や施設管理者との協議ということになっておる状況でございます。

以上です。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（10：56～11：00）

再開を告げる。

質疑はございませんか。

はい、では以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第49号 平成30年度西予市一般会計予算のうち、危機管理課所管分につい

て原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：00～11：06）

再開を告げる。

【情報推進課所管】

○菊池委員長：

議案第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、情報推進課所管分を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○宇都宮課長：

それでは、議案第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、情報推進課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。予算書の55ページをお開きください。

ページ中段でございます、2款1項2目文書広報費をご覧ください。

文書広報費の予算額は1539万3000円となっております。まして、前年度比で40万5000円の増額となっております。このうち当課が所管します事業費の予算額は、725万5000円でありまして、前年度比で72万8000円の増額となっております。

増額の理由といたしましては、広報「せいよ」作成事業の事業費増額によるものでございます。

それでは、文書広報費で予算措置をしております事務事業及び、主な支出内容について御説明申し上げます。

当課所管の事務事業は、まず広報「せいよ」作成事業、この事業は毎月発行しております広報「せいよ」の発行に係る事業でありまして、印刷製本費が主な支出になっており、予算額は722万5000円となっております。

次にふるさとCM大賞事業ですが、この事業は愛媛朝日テレビが主催します、ふるさとCM大賞に参加し、西予市の紹介宣伝CMを作成する団体を支援する事業でありまして、予算額は3万円となっております。主な事業費といたしましては、11節需用費の印刷製本費、656万7000円が、広報せいよの作成費用となっております。この経費におきましては、平成29年の第4回定例議会で説明いたしました債務負担行為の限度額と同額を計上いたしております。なお、広報せいよにつきましては、1月22日に開催されました、県の広報コン

クール審査におきまして、城川町遊子川地区の地域づくり活動を集めました10月号が、市の広報紙部門で昨年度入選に続いて、今回は特選をいただいております。また、6月号表紙の1枚写真も特選をいただいております。ここ5年間ほど連続して特選や入選受賞となっております、西予市の知名度を県内及び、全国に広く高める結果となっております。今後も、さらに紙面の充実等により、市民への市政や地域情報の発信を市内外に広くアピールしていきたいと考えております。

続きまして、60ページから61ページをお開きください。2款1項8目、電算管理費をご覧ください。電算管理費の予算額は、3億1567万1000円となっております。前年度比で53万9000円の増額となっております。それでは、電算管理費で予算をしております事務事業につきまして御説明申し上げます。事業概要欄をご覧ください。

まず、電算管理費庶務事業ですが、この事業は庁舎内の電算機器等の維持管理を行う事業でありまして、消耗品とかシステム関連機器が主な支出となっております。

予算額は336万5000円となっております。

次にその下にあります、電算システム管理運用事業ですが、この事業は行政事務の基幹システムであります総合行政システムや、戸籍システムを安定して稼働させる事業でありまして、各業務システムや機器の保守を適切に実施することにより、安定稼働の継続を図るものであります。予算額は、9908万2000円となっております。

次にその下にありますG I S管理運用事業ですが、この事業は統合型のG I S地理情報システムの管理運営を行う事業であります。予算額は700万4000円となっております。

次に、その下の電算システム開発導入事業ですが、この事業は法改正等に対応するための、各業務システムの改修、新規システムの導入及び更新と情報機器等の導入を行う事業であります。予算額は4838万6000円となっております。

次に一つ飛ばしまして、ネットワーク管理運営事業ですが、この事業は西予市の本庁支所、出先機関等の公共施設を結んでおります、地域公共ネットワークシステムとネットワーク機器の保守管理を行う事業であります。予算額は9080万4000円となっております。

最後にホームページ事業ですが、この事業は西予

市のホームページのメンテナンスを行う事業でありまして、予算額は149万1000円となっております。

それでは、電算管理費のうち主な事業費について予算の節別に御説明いたします。

61ページ次をお開きください。

まず、11節需用費127万円ですが、この経費は電算関係の各消耗品の購入やプリンター等の修繕にかかる費用となっております。

次に12節役務費の内、通信運搬費336万3000円ですが、この経費はインターネットの光回線接続料、愛媛県の情報セキュリティクラウドの回線接続用の経費となっております。

次に、13節委託料1億394万7000円ですが、内訳といたしまして、システムの改修、システムの更新、システムの保守、そして電算機器の保守点検の四つの項目で予算を計上いたしております。

それでは委託料の区分ごとに主な委託経費について御説明申し上げます。システムの改修委託料ということで873万8000円です。これにつきましては、平成30年度においては元号改正とマイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム改修を予定しております。元号改正におきましては、基本的には保守対応と考えておるんですけど、保守対応できない分については、各課から上がってきて予算を今回計上いたしております。あとマイナンバーカード記載事項事実、これについてはマイナンバーカードとか、住民票とか印鑑登録に、掲載することによるシステムの改修費用でございます。これについては全額国庫補助金を充当いたしております。

続きまして、システムの更新委託料3024万3000円、平成30年度においては、本庁舎の一階から三階と教育保健センターの無線LANの構築、そしてあとテレワーク推進のための外部からの接続環境の構築、あと地域公共ネットワークの機器更新委託料が主なものでございます。

無線LANの構築におきましては、明浜支所においては支所の建設にあわせて整備いたしますので、平成30年度から31年度で実施いたします。野村支所においても支所建設にあわせて整備の予定です。城川支所は平成30年度の予定です。三瓶支所については平成31年度整備予定で計画を立てております。あとテレワークについては、今回は理事者と総務課秘書係でテスト運用を行うための

関係経費を予算計上いたしております。

次に、システム保守委託料ということで2303万9000円、こちらについては総合行政システムや、戸籍システムの保守料でございます。

電算機器の保守点検委託料、4192万7000円、この委託におきましても、総合行政システムとか戸籍システム機器等の保守料でございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料1億2490万1000円です。

この内、リース料が7615万2000円です。平成30年度におきましては、職員の業務端末のノートパソコンへの更新、あと印刷機の更新等の新規のリース料を計上いたしております。金額におきましては、機器更新等の入札契約業務とか設定までの期間を見込みまして、9月からの運用開始として予算を計上いたしております。一応5年間の長期継続契約で予定をしております。

ノートパソコンについては、平成30年度が本庁、平成31年度が支所へ更新の予定でおります。今回の更新から職員個人の管理として、全体的な削減を図っていく予定でおります。

このことによりまして人事異動の際の設置作業と貸出機器等の削減により、管理運用コスト削減が図られます。

次に使用料4874万9000円です。こちらにつきましては平成30年度は、職員用のグループウェアの更新とクラウドにかかる利用料を計上いたしております。

今回、職員用のグループウェアを更新することによって、またクラウド化することによって、サーバーの運用管理コスト削減が図られます。

また今回、更新することによってまた運用ルールを定めて、外部から職員が出張先からでもガルーンとかにアクセスできるような計画でおります。続きまして、19節負担金補助及び交付金998万7000円ですが、この経費は地方公共団体、情報システム機構への番号制度推進に伴って機構が行う機器や、システム構築にかかる費用等の負担金が主な経費でございます。

続きまして62ページから63ページをお開きください。

2款1項11目、情報推進事業費をご覧ください。

予算額は1億2043万3000円となっております。前年度比で7781万8000円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、明浜支所移転

建設に伴います西予CATV株式会社の明浜サブセンター放送通信機器更新の事業実施によるものでございます。

それでは、予算措置をしています事務事業につきまして御説明申し上げます。

まず、CATV整備事業ですが、明浜支所の移転改築に伴い西予CATVの明浜サブセンターの放送通信機器更新を行う事業であります。予算額は総額で1億9224万円、そのうち平成30年度が7600万円、平成31年度は1億1624万円の継続費を設定しております。継続費については後ほど予算書9ページを御参照ください。

次に光伝送路の維持管理事業ですが、この事業は市内全域に整備されました光ケーブルの維持管理を行う事業でございます。予算額は4443万3000円となっております。それでは主な事業費について節別に御説明いたします。

まず11節需用費、2326万4000円ですが、このうち修繕料が2302万円となっております。

これにつきましては、先般の3月補正でも御説明申し上げましたとおり、光伝送路の管理に伴います道路の改修等によります光ケーブルの移転補償、台風等災害や鳥獣等による断線障害に対応する経費でございます。

平成30年度におきましては、平成29年度に市内調査を行いました。

その中で危険箇所について修繕を計画的に進めていく考えで予算を計上いたしております。

63ページをお開きください。

14節使用料及び賃借料2061万2000円ですが、このうち使用料が1522万5000円となっております。

この経費はCATVケーブルを敷設する際に利用させていただいております、電力用の電柱や、電話用電柱の共架料が主な経費でございます。

次に借上料538万7000円ですが、同様にケーブルを敷設する際、必要な電柱を個人の方の私有地等に建てさせてもらっておりますので、その土地所有者への用地借上料でございます。

次に15節、工事請負費7643万6000円ですが、この経費は明浜サブセンターの機器更新と、社会教育複合施設への光伝送路の新設工事費であります。内訳といたしましては、社会教育複合施設は43万6000円、次に空き家のサブセンターの放送通信機器更新が、先ほど説明申し上げましたとおり、2年間の予算といたしまして、平成30年度は

7600万円を設定いたしております。

財源といたしましては、過疎対策事業債を全額充当致しております。内訳は、機器の設置と調整工事費とあと電気設備工事費の二つに分かれております。継続費につきましては、西予市の入札実施要綱に基づきまして、平成30年度は、工事請負契約の10分の4として、7600万円を予算計上いたしております。

明浜支所の移転建設工事にあわせて行いますので、予定といたしましては、平成30年の12月議会において、契約の議決を受けまして、平成31年7月完成の予定でございます。

以上、主な事業費について御説明させていただきました。

次に、72ページから73ページをお開きください。

2款5項統計調査費をごらんください。

統計調査費につきましては、1目の統計調査総務費、2目指定統計調査費の二つの予算目に分かれておりますが、両目とも統計調査にかかる費用でありますので合わせて御説明させていただきます。

統計調査費の予算額は734万1000円となっております。前年度比で528万6000円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、住宅・土地統計調査事業の実施によるものでございます。

平成30年度の実施の大きな調査といたしましては、ただいま説明申し上げました、住宅・土地統計調査事業がございました。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査でありまして、住宅、土地統計調査規則に基づいて実施をするものでございます。基準日が10月1日で5年ごとに実施をされております。今回は、調査員が88名、指導員が14名体制で調査票を回収する予定でございます。

予算額は598万1000円となっております。調査に係る調査員等への報酬等が主な経費でございます。

以上で歳出についての説明は終わらさせていただきます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

27ページをお開きください。

13款2項8目1節、総務管理費、国庫補助金、当課の予算といたしましては、番号制度事業交付金、1253万7000円です。この補助金につきましては、

番号制度の推進に係る中間サーバーの連携テストや、地方公共団体情報システム機構への関連事務委託負担金に係る補助金でございます。

その下にありますが、先ほど歳出で説明申し上げました、マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る補助金といたしまして、市民課のほうで432万円を受け入れております。

次に33ページをお開きください。

ページ中段の14款3項1目、5節統計調査費委託金、指定統計調査費委託金、731万5000円ですが、この委託金は平成30年度に実施をされます各種統計調査に係る委託金でございます。

次に34ページをお開きください。

15款1項1目の2節情報基盤施設貸付収入、1780万2000円でございます。この貸付収入は、西予市光ファイバーの貸し付けに関する要綱に基づいて、市が保有します光ファイバー芯線の貸付料であります。貸付先は、情報基盤整備で整備しました光伝送路が西予CATV株式会社、地域公共ネットワークで整備しました光伝送の一部をNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの各携帯電話会社に貸し付けております。今回貸し付けにつきましては、修繕経費、管理経費等の過去の実績等に基づきまして、平成30年度からは単価を増額、改正することで、この貸付先の会社と協議を進めて、ある程度理解を得られましたので、4月1日からは新単価で運用する計画でございます。

次に、35ページをお開きください。

15款1項3目1節、測量成果運用収入1,000円ですが、この財産運用収入は、西予市の測量成果の複製等に関する要綱に基づいて、提供します航空写真デジタルのプリントアウト使用権に係る運用収入であります。

次に、41ページをお開きください。

19款5項3目5節の市町振興協会情報セキュリティ監査助成金、25万円です。

この助成金は、公益財団法人愛媛県市町振興協会からの情報セキュリティ訓練委託経費に係る助成金でございます。

次に、42ページをお開きください。

4目雑入2節総務費雑入のうち、当課が所管しますが、まずは「広報せいよ」広告掲載料、144万円です。こちらは西予市の広報せいよ広告掲載取扱要領に基づいて、広報誌に掲載する広告主の広告掲載料です。月額2万円です。

次にその下の「西予市ホームページ」広告掲載料です。こちらにつきましても、西予市のホームページ、広告掲載取扱要領に基づいてホームページに掲載します広告主の広告掲載料です。こちらは月額6000円です。

次に「広報せいよ友の会」年会費ですが、市外在住の会員にかかる広報誌の年間購読料でございます。会費は年額1000円となっております。

次に、光ケーブル移転補償費ですが、県道等の道路改良により、光伝送路施設の電柱支線を移転する支障が生じた場合に補償金として入っている分でございます。

最後に、45ページをお開き願います。20款1項1目1節の総務管理債、CATV整備事業ということで7600万円、過疎対策事業債でございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

質疑を行います。

○井関委員：

システム更新委託料1から3階の、あるいは保健センターの無線LAN化、Wi-Fiにされるということでございますが、それは、その階におられる職員が一遍に使っても大丈夫なぐらいのWi-Fiの許容量というか、そこの階の職員は一斉にパソコンを使っても大丈夫なぐらいの量にされるんですか。

○宇都宮課長：

ただいま井関委員の御質問ですけど、階ごとに調査をいたしまして必要な量というか、それを算定して設定いたしますので、そこは大丈夫です。

○井関委員：

一階になると思うんですけども、一般の方がWi-Fiを利用するということなどはできるようなにはならないんですか。

○宇都宮課長：

井関委員の御質問なんですけど、一応うちの情報推進課で所管します無線LANにつきましては、あくまでも職員用の業務用の無線LANを構築しておりますので、ただいま御提案がありました要望というか、一般市民の方が、庁舎に入って無線LANを使うような環境については、若干まだ検討の段階でありまして、まだ予算等の計上はいたして

おりません。以上です。

○森川委員：

61ページの、委託料とリース料なんですけど、今まで愛媛電算等にいろいろ大分支払ってきたんですが、この値段の交渉などは、安くなるようにしたことはあるのでしょうか。

○宇都宮課長：

リース料使用料につきましては、基本的にリース料については長期継続契約を結んでおりますので、導入した時点での契約でありますので、それがそのままいきますので、値引きという交渉はいたしておりませんが、使用料につきましては毎年の1年間の契約になりますので、これにつきましてはその都度業者との協議によって、若干値引き等は発生いたしております。以上です。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（11：33～11：36）

再開を告げる。

質疑はございませんか。

では以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案、第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、情報推進課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：37～11：42）

再開を告げる。

【監理用地課所管】

議案第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、監理用地課所管分についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

○片山課長：

それでは、議案第49号平成30年度西予市一般会計予算につきまして、監理用地課が所管する歳出予算を予算書に沿いまして、説明させていただきます。予算書は63ページから65ページとなっております。

まず63ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費、18目監理用地費でございます。本年度予算額は、9102万円で、昨年度より211万4000円の増額となっております。

事業概要の内訳としましては、監理用地庶務事業

541万7000円、電子入札システム共同利用事業135万4000円、道路地籍整備事業費1430万1000円、職員給与費6994万8000円となっております。なお、監理用地庶務事業につきましては、工事、業務委託にかかる年間約400件の入札を公正かつ適正に実施するための事務経費と、用地登記業務を確実かつ適正に実施するための事務経費を計上した事業であります。

また電子入札システム共同利用事業につきましては、愛媛県と県内15市町が共同で構築運用を図っている電子入札システムの西予市分の負担金事業でございます。

また、道路地籍整備事業につきましては、西予市内に点在する市道の未登録地の問題解消するために、市で測量機器を購入し、測量士の資格を持つ職員及び補助員を雇用して、市職員にて用地測量を行うものと、急傾斜地などの測量困難地などは、外部委託の業者に測量委託するなどして順次問題を解消していくための事業ということになります。

それでは、予算書に沿って御説明いたします。

まず、2節給料ですが、一般職給料3284万4000円を計上しておりますが、職員9名分の給料でございます。次に3節職員手当等で2730万9000円を計上しております。同じく、9名分の各種扶養手当以下、住居手当、通勤手当等の各種手当となります。続きまして、4節共済費でございますが、1105万3000円を計上しておりますが、内訳は職員の職員共済負担金として、979万5000円そして、社会保険料として125万8000円を計上しております。

これにつきましては、入札契約業務としまして嘱託職員1名と、22条の臨時職員1名を4カ月間の期間となりますけれど、2名の分と用地登記業務として測量業務全般に従事いただく嘱託職員1名と測量士の補助員として、従事いただく非常勤職員1名の計2名の社会保険料でございます。

7節賃金785万9000円でございますが、内訳は、嘱託職員賃金571万9000円ですが、先ほど説明させていただきましたが、契約監理業務の1名と用地登記業務の計2名分でございます。臨時雇賃金214万円は、契約業務1名と用地登記業務1名の計2名の賃金であります。

9節旅費で、普通旅費として、11万2000円を計上しておりますが、これらの各種協議会、研修会等

への出張旅費でございます。

11節需用費のうち、消耗品を56万3000円、燃料費を29万6000円、修繕料を2万3000円それぞれ必要経費として計上しております。

12節役務費のうち通信運搬費の35万3000円は、入札契約に係る業者への周知や登記業務にかかる地権者等への依頼通知の郵送料が主なものであります。手数料26万3000円ですが、主に測量機器の点検手数料でございます。その他保険料、15万3000円につきましては、測量機器の動産の相互保険料でございます。手数料ですが、すいません、手数料26万3000円は26万5000円の誤りです。

訂正をさせていただきます。

13節、委託料832万1000円でございますが、電算関係委託料としての、システム保守委託料28万5000円は、測量共同システム保守委託料で、その他委託料としての、総合評価審査委託料3万6000円は、入札方法において総合評価落札方式を導入する場合の技術評価を、愛媛県建設技術支援センターに外部委託する場合の技術評価費用として計上しております。

測量委託料800万円につきましては、初めに御説明いたしましたが、未登記地を解消することを目的として実施している事業で、職員による自前の測量では測量が難しい用地を測量業者に委託するための委託料で、今年度は城川地区、野村地区の市道用地を予定しております。

14節使用料及び賃借料43万8000円は、入札参加業者の入札実績を一覧することができるシステムの使用料でございます。

19節負担金補助及び交付金143万1000円ですが、これは日本測量協会講習会受講料としての、各種講習会負担金7万円と、県電子入札共同利用推進負担金135万4000円これも先ほど説明させていただきましたが、電子入札システムの西予市負担分でございます。

以上が監理用地課の所管する予算でございます。よろしく御審議を賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

以上で理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○井関委員：

道路地積整備事業でございますが、未登記の市道というのは今どのぐらいあるんかはわかります

か。

○片山課長：

西予市全体としましては、市道の未登記地、筆数でおよそ3470、路線数で650路線と、市としてはつかんでおります。

○井関委員：

一昨年、その前からなるんですけど、野村の一地域におきましては、未登記地であるがために、地権者の名前になっているところを封鎖されたことがありますして、それから強制代執行に至るまでに1年以上かかって住民の人が非常に困られたことがあるんですけども、ぜひ、この未登記地を早く解決していただかないとまたこういうことが起こる可能性もたくさん出てくると思いますので、これをなるべく早くやってほしいなと思っています。いるんですが、地権者がもうお亡くなりになっていたりとかいろいろ難しい点はあると思うんですが、市道として一応の名前になっているところはなるべく早くその登記をしてほしいなと思うんですけど、その進め方としては、年に今本当に先ほどこ3000なんぼ言われており、路線として600いくらかと言われましたが、できるだけ早くやってほしいと思うんですがその辺の見解はどうですか。

○片山課長：

市としましては26年の10月ぐらいからこの事業を始めておるんですけど、かなりの数がありますので、西予市全体です。職員というのは限られた職員で今まで従来の職員で、少数の人数でやっておりますので、実際になかなか進まないといった、先ほど言いました、登記するにはかなり時間が最低でも3カ月はかかります、そういった難しい案件となりますと、とても前に進まない、しかしほかのところもやらないけないというようなところで、かなりの難しい状況がございますが、正直いっぺんに進めることはもう難しい、ということで、最初8年ぐらいの計画でございましたけれど、今、一応、改めてまして12年ぐらいの計画で、進めておるんですけど、登記までもっていくというのはかなりの難しい状況でございます。実際には、はじめまして、まだ登記に至っておりますのは200筆足らずです、180筆くらいでしょう。か今のところは、登記はかなり難しい状況、かなり時間かかるということです。

○菊池委員長：

一步一步進めてください。

お願いします。

暫時休憩を告げる。（11：55～12：00）

再開を告げる。

質疑はよろしいでしょうか。

では以上で質疑を終結といたしますお諮りいたします。

議案第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、監理用地課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（12：01～12：03）

再開を告げる。

【財政課所管】

○菊池委員長：

議案第31号、西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

○山住課長：

それでは審査をしていただきます議案第31号、西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について、御説明をさせていただきます。

この基金につきましては、平成19年に市内在住の方から給付金をいただきまして、それを原資に造成をしたものでございます。

本人の御意向もありまして医療関係の充実、特に当時宇和病院の改築の検討時期であったことから、新市立病院建設のための基金として活用することとしたものであります。

その後、平成26年9月に市民病院が開院となり、また旧宇和病院跡地の処分、今般、事業所保育施設にあわせて駐車場等の整備も完了しまして、新病院の整備に関する一連の事業が終了したということから、基金の目的は達成されたものと判断いたしまして、本条例を廃止するものであります。なお基金残金につきましては、平成30年度当初予算におきまして一般会計に繰り入れることといたしております。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

以上で理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

では以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第31号、西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、財政課所管分について、を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○山住課長：

それでは、議案第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、財政課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、早速本編といえますか、中身のほうに説明させていただきますが、基本的に予算書に沿いながら、先ほどお配りをさせていただいております参考資料もあわせて、ご確認をいただいたらと思います。

予算書の16ページをお開き願います。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税7016万7000円でありますけれども、国が示しております、平成30年度地方税及び地方譲与税収入見込額、これにより推計をいたしまして、これは以下国の見込み額という形で表現させていただきますけれども、平成29年度基準財政収入額に対しまして1.8%の減、前年度予算と比較しまして1.5%、110万3000円の減を見込んでおります。

続きまして17ページをお開き願います。2項1目自動車重量譲与税1億7764万4000円ありますが、同じく国の見込み額より推計をいたしまして、前年度基準財政収入額に対しまして4.5%の増801万8000円の増を見込んでおります。

続きまして、3款1項1目利子割交付金748万9000円、4款1項1目配当割交付金1654万9000円、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金996万6000円ありますが、前年度基準財政収入額の実績から割り戻しをしました標準収入額と同額を見込んでおります。

続きまして18ページをお開き願います。6款1項1目地方消費税交付金6億3265万5000円ありますが、国におきましては、平成30年度予算の歳入におけます消費税収については2.5%の増を見込んでおります。近年の景気動向からしましても上昇

傾向にあると見ておりますけれども、平成30年度の地方税制改正におきまして配分方法の見直しも予定をされております。販売額よりも人口にウェイトを置くといったことで偏在性の解消を図るといった予定が立てられております。

これらからしますと、地方消費税交付金を増額見込みとすることが妥当ではないかという考え方もありますけれども、県内におきましても景気動向は上向きと言いつつも、今回の税制改正の効果はどの程度あるのか、といったところにつきましては慎重に判断する必要があるということで、今年度、平成30年度予算におきましては、前年度と同額を見込み計上いたしております。

7款1項1目自動車取得税交付金5493万9000円がありますが、国の見込み額より推計し、前年度標準収入額から割り戻した額に対して26.2%の増、1644万4000円の増を見込んでおります。8款1項1目地方特例交付金1298万9000円ありますが、国の平成29年度地方財政収支計画これより推計をいたしまして、前年度の基準財政収入額の実績から割り戻した、標準収入額の16.1%増、124万7000円の増を見込んでおります。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（12：10～12：12）

再開を告げる。

○山住課長：

続きまして地方特例交付金、8款1項1目地方特例交付金1298万9000円ありますが、国の平成29年度地方財政収支計画より推計をいたしまして、前年度基準財政収入額の実績から割り戻した標準収入額の16.1%増、前年度比較で10.6%の増124万7000円の増を見込んでおります。

続きまして9款1項1目地方交付税、116億68万4000円ありますが、普通交付税におきましては、国の平成30年度地方財政収支計画、及び合併算定外による段階的な縮減これらを考慮して推計をいたしまして、当市の平成29年度交付決定額、108億3300万円から、前年度比4.4%の減を見込みまして104億68万4000円を計上いたしております。

特別交付税におきましては、全国の特種財政需要等の要望で不透明な部分もございます、近年の交付額及び加算要素を見込みまして、前年度から9.1%、1億円増の12億円を計上いたしております。当初予算ベースでいきますと、前年度より

2.8%、3億3231万6000円の減といたしております。

続きまして19ページをお開き願います。

10款1項1目交通安全対策特別交付金796万1000円ですが、昨年度、基準財政収入額からの伸び率を同程度見込んでおりまして、前年度比較で9.5%、836万円の減を見込んでおります。

続きまして、21ページをお開き願います。

12款1項1目1節、総務管理使用料930万5000円ですが、財政課所管分として庁舎使用料1万1000円を計上いたしております。

続きまして28ページをお開き願います。

14款1項1目総務費県負担金、権限移譲事務等市町交付金238万8000円のうち、財政課所管分ですが、前年度実績と同額を見込み計上いたしております。

続きまして34ページをお開き願います。

15款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入、2345万7000円ですが、財政課所管分におけます市有土地貸付におきまして、電柱等の敷地料を除いて賃貸契約107件、貸付料が1207万7000円、建物の貸付におきましては、庁舎第2別館貸付など、賃貸借契約28件、貸付料661万7000円を計上いたしております。

34ページから35ページにかけてとなりますが、2目利子及び配当金、1節利子317万5000円のうち、財政課所管分におけます今後見込まれる各基金における定期預金及び普通預金利子を計上いたしております。

主なものとして財政調整基金利子147万2000円、減債基金利子39万3000円などがあります。

続きまして2節配当金3000円ですが、株式会社どんぶり館、株式会社みずほフィナンシャルグループ、四国電力株式会社の株式配当金を頭出しとして計上をいたしております。

2項1目不動産売払収入100万円ですが、法定外公共物等の売払、こちらのほうの収入を土地売払収入として計上をいたしております。

続きまして36ページをお開き願います。

16款1項1目一般寄附金ですが、こちらのほうも頭だしとして1000円を計上いたしております。

続きまして36ページから38ページにかけて、基金の繰入金でございますが、17款2項1目財政調整基金繰入金8億1996万9000円ですが、一般

会計全体の収支不足額を繰り入れるもので大型の単独事業の実施を予定しているため、前年度に比べまして、3億6569万6000円の増となっております。

続きまして37ページになります。

11目庁舎建築事業基金1755万9000円ですが、明浜支所庁舎建設事業に充当をいたしております。18目地域振興基金2億100万円のうち、財政課所管分9000万円になります。こちらのほうはバス路線維持対策事業に充当いたしております。

続きまして38ページをお開き願います。33目新市立病院建設基金、3942万7000円ですが、先ほど御説明いたしましたとおり、条例廃止に伴い基金残金を繰り入れるものであります。

34目、公共施設整備基金、8087万円ですが、庁舎第2別館の改修工事、城川庁舎改修工事、社会教育複合施設整備事業等に充当をいたしております。

続きまして39ページをお開き願います。

18款1項1目繰越金3億2350万5000円ですが、平成29年度の繰越金の見込み額を計上いたしております。

続きまして、41ページをお開き願います。

19款5項3目市町振興協会収入2節市町振興協会交付金670万5000円ですが、オータムジャンボ宝くじ収益金のうち、愛媛県から交付された交付金、及び交付金から生ずる受取利息を財源として交付をされたものであります。

近年、宝くじの売り上げが減少傾向である、そういったことから前年度の実績、745万円あるわけですが、その90%を見込み計上いたしております。

4節市町振興協会基金交付金860万4000円ですが、サマージャンボ宝くじの収益金をもって愛媛県が協会に交付する交付金を、積み立てる基金を財源として交付されるものであります。こちら前年度実績の90%を見込み計上をいたしております。

続きまして41ページから42ページにかけてとなります。4目雑入2節総務費雑入3409万7000円のうち、財政課所管分として印刷機の使用料10万1000円、建物の貸し付け等に係る電気料339万円、CATVの電気等の使用料153万6000円、その他光熱水費、また災害保険給付金など、雑入含めまして総額で562万4000円を、計上いたしてお

ります。

続きまして49ページをお開き願います。

20款1項8目臨時財政対策債、6億2340万円ですが、平成30年度の地方債計画の推計による国の伸び率をもとに、対前年度実績6億3612万3000円ございましたが、そこからの2%減、ということで計上をいたしております。

続きまして歳出について御説明をさせていただきます。

55ページをお開き願います。資料のほうも5ページからになります。2款1項3目財政管理費7085万3000円ですが、まず、財政課庶務事業84万4000円は、消耗品等事務費の計を計上いたしております。

次に公会計整備促進事業209万7000円ですが、平成29年度にはシステムを導入しまして、28年度決算における連結財務書類を作成いたしております。平成30年度におきましてはシステムの保守料、29年度決算の作成支援委託料を計上いたしております。

続きまして職員給与費6791万2000円ですが、財政課職員9名分の人件費を計上いたしております。

続きまして、57ページをお開きください。

5目財産管理費7億3120万3000円のうち、市有財産処理審議会運営事業8万1000円ですが、審議会開催にかかる経費を計上いたしております。続きまして、市役所庁舎維持管理事業、1億5169万7000円ですが、本庁及び各支所庁舎の維持管理におきまして、光熱水費や修繕料をはじめ、電気保安、消防設備、昇降機などの点検業務委託料また、清掃等の業務員の雇用に係る経費などを計上いたしております。

その主なものでございますけれども、本庁におきましては前年度比較465万9000円の増額となる、4394万5000円を計上しております。

増額の主な内容としましては、組織再編等に係る改修費ですけども、この中には議場の発言台こちらのほうの改修ということで、2基分の予算も計上をいたしております。庁舎内の改修経費では総額で289万9000円を増額いたしております。

これら以外に勤怠入室管理用のターミナルこの職員証のカードですけども、これをチェックする設備のほうを135万円その工事費を計上いたしております。

次いで城川支所分になりますが、対前年度5163万8000円の増、8151万円を計上しております。増額の主な内容としましてはジオミュージアム建設、総合センターしろかわ解体等に合わせまして支所庁舎内にジオ施設を保管するスペースを設ける改修経費、4152万7000円の増、また無線LANネットワークの構築経費として1074万7000円を増額いたしております。

三瓶支所におきましては、対前年度247万7000円増額の1282万3000円を計上しております。その内容ですが、工事請負費におきまして高圧電気機器の取りかえ修繕工事、また駐車場の舗装工事等を計上し、254万2000円を増額いたしております。

続きまして公用車維持管理事業3535万4000円ですが、財政課及び各支所総務課が管理しております公用車の維持管理経費として燃料費、車検の経費、またマイクロバスの運行業務委託料その他公用車の購入経費等を計上いたしております。主なものといたしましては本庁分では、平成30年度から旅費の県内車賃を廃止することにあわせまして、松山までの高速道路の利用条件の拡大を行います。

これに伴い、有料道路の通行料460万円を増額しております、また10人乗りの公用車の購入を予定いたしております。

支所分につきましては、前年度を購入いたしました公用車に係る経費等が減額となりますので、全体としては減額と、支所分については減額となっております。

続きまして市有財産維持管理事業5199万円ですが、土地や本庁舎及び各支所庁舎以外の建物などの維持管理経費を計上するものであります。主なものとしまして本庁分では前年度比で1499万7000円減額の1054万4000円を計上しております。その内容でございますが、前年度におきましては旧宇和病院医師住宅の解体工事、市道旧町地区212号線支障設備移転工事、これらの減によりまして工事請負費1643万7000円を減額したことによるものでございます。

城川支所におきましては前年度比3664万4000円の増、3678万4000円を計上いたしております。その内容ですが、総合センターしろかわ解体設計の委託料149万2000円の増、プールの解体跡地の駐車場整備工事請負費、これらの計上によりまして工事請負費を3508万8000円増額したことによるもの

でございます。

続きまして損害・災害共済事業1697万4000円でございますが、公用車任意保険事業及び市有建物等の損害保険事業を行うものでございます。

続きまして庁舎宿直事業1656万4000円でございますが、本庁及び支所庁舎の宿直業務に要する経費を計上いたしております。

続きまして財産管理庶務事業385万1000円でございますが、消耗品の一括購入、封筒納付書等の一括発注、共用機器の維持管理経費等々を計上するものでございます。

続いて58ページをお開き願います。消防設備維持管理事業229万5000円でございますが、市有施設を対象に、消防設備保守点検等で不備を指摘された箇所の修繕等に要する経費を計上いたしております。

続きまして、庁舎別館維持管理事業、578万5000円でございますが、本庁舎別館であります第1別館、これは旧上下水道課の建物になりますけれども、それと第2別館、これが郵便局、今も郵便局ありますけれども、そちらの建物になります。これらの維持管理に要する経費を計上いたしております。前年度比で357万2000円増額となっておりますが、その内容ですが現在図書館等の一部を利用いただいております、愛媛県西予農業指導班事務所、ふるさとハローワーク事務所におきまして、図書館の解体を来年度31年度には予定をいたしております。これに伴い、第2別館に移転をしていただくため、その改修経費、324万円を計上することによるものであります。

続きまして88ページをお開き願います。

野村介護老人保健施設事業、市民病院事業、野村病院事業、水道事業、これら4事業における各所管の繰出金でございますが、内容につきましては企業会計所管の委員会で審議をいただいておりますので、概要のみ説明をさせていただきます。

3款民生費1項3目老人福祉費、野村介護老人保健施設事業会計繰出事業ということで6495万2000円を計上いたしております。内容としましては、繰り出し基準に準じた企業債元利償還金、基礎年金拠出金、児童手当に要する経費などでございます。

続きまして115ページをお開き願います。4款衛生費3項1目病院費6億1170万8000円でございますが、市民病院及び野村病院に対しまして、地方公営企

業の繰出基準に準じた企業債の元金利子償還金、救急医療確保高度医療等に要する経費、これについて繰り出しを行うものであります。

市民病院事業会計繰出金2億6270万5000円におきましては、負担金2億5535万5000円、出資金735万円を、次に野村病院への事業会計繰り出し金事業につきましては、3億4900万3000円を負担金として繰り出すものでございます。

4項1目水道費9888万7000円このうち水道事業会計繰出事業5630万9000円でございますが、こちらのほうも、地方公営企業繰出基準準じて企業債元金利子償還金また、消火栓維持管理に要する経費などを繰り出すものでございます。

続いて209ページをお開き願います。

12款公債費1項1目元金23節償還金利子及び割引料、32億1684万2000円でございますが、平成30年度償還の元金分を計上いたしております。

続いて2目利子23節、償還金利子及び割引料2億4106万5000円でございますが、こちらのほうは平成30年度償還の利子分を計上いたしております。

公債費と関連します地方債の現在高の状況につきましては、予算書最終ページ、224ページをお開き願います。

表の左のほうからですが、地方債の区分、平成28年度末の現在高、続いて29年度末の現在高の見込み額、30年度の増減見込み額、30年度末の現在高の見込み額となっております。

1番下の段の合計欄をご覧くださいと思います。

平成28年度末現在高は372億2767万3000円、平成29年度の見込み額では387億8567万1000円、平成30年度末の見込みでは403億8003万1000円となっております。ここ数年におきましては大型事業の実施が続いておりまして、毎年度の借入額が、償還額を上回るため、地方債の現在高が上昇していく傾向にあります。このような状況でございますが緊急防災減債事業債、一般単独事業債の内84%を占める、旧合併特例債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、また臨時財政対策債など、いずれも交付税措置構成の算入率が7割を超える財政的に有利な地方債を活用しております。

これらを活用することで健全な財政運営に努めているところでございます。

ページは戻りますが、210ページから211ページにかけてとなります、基金の利子になります。13款

2項1目基金費、2億2455万8000円のうち財政課所管分、215万6000円であります。平成30年度に見込まれる財政課所管の財政調整基金、ほか6基金の預金利子分を積み立てるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○井関委員：

あまり大きいことではないんですけども、庁舎維持管理事業の中で、議場の発言台の改修というのがあったんですが、ちょっと聞いてないんですけどもどういう改修をされる予定なんですか。

○山住課長：

議場の演説台でございますけども、可動式の背の高さに応じて高さが調節できる演台を購入するということで予定をさせていただいております。

○山住課長：

正面の理事者席側と、議員側の演説台2台ともということで予定をしております。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。(12:36～12:39)

再開を告げる。

ほかにごいませんか。

では質疑もないようなので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

では本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後0時40分

【署名】委員長：

平成30年第1回西予市議会 総務常任委員会会議録（午前の部）

1. 招 集 年 月 日 平成30年3月12日
1. 招 集 の 場 所 第3委員会室
1. 開 会 平成30年3月12日
午前 9時00分
1. 散 会 平成30年3月12日
午前11時57分

1. 出 席 委 員
2番 信 宮 徹 也
4番 加 藤 美 香
6番 河 野 清 一
12番 井 関 陽 一
13番 菊 池 純 一
18番 宇都宮 明 宏
19番 森 川 一 義

1. 欠 席 委 員
な し

1. 説明のため出席した者の職氏名
総務企画部長 宗 正 弘
総合政策課長 藤 井 兼 人
まちづくり推進課長 和 気 岩 男
教 育 部 長 松 川 伸 二
教育総務課長 沖 村 智
学校教育課長 大 谷 元 二
生涯学習課長 小 玉 浩 幸
城川教育課長 谷 口 佳 代
市民図書館長補佐 鈴木 友三郎

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局次長 山 下 一 彦

1. 審 査 日 程 別紙のとおり

1. 審査に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

審 査 日 程

- 1 議案第 7 号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 26 号 西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 27 号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 31 号 西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 49 号 平成30年度 西予市一般会計予算
- 議案第 51 号 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計

本日の審査に付した事件

- 1 議案第 8 号 西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 49 号 平成30年度 西予市一般会計予算
- 議案第 51 号 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計

開会 午前9時00分

○加藤副委員長：

御起立ください。

これより、平成30年第1回定例会総務常任委員会を開会いたします。

○菊池委員長：

挨拶を行う。

宗総務企画部長に挨拶を促す。

○宗総務企画部長：

挨拶を行う。

【総合政策課所管】

○菊池委員長：

では、本日の会議を開きたいと思います。

まず、議案第8号、「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○藤井総合政策課長：

それでは、議案第8号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

議案書の33ページをご覧ください。

本条例は、社会保障、税、災害対策に関する事務、その他これらに類する事務であって、条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報を検索管理するために、特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーを利用することができると定めたものでございます。

次に、議案書の34ページから36ページをご覧ください。

今回の条例改正は、別表第1の市長の部において、西予市重度心身障害者医療費助成条例の心身障害者の「害」の字を、法律に準じて平仮名表記に改め、西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例による、施術費の助成に関する事務であって、規則で定める者を初めとする五つの事務をマイナンバーにより特定個人情報を利用できる事務に新たに加えるものでございます。

また、別表第1の教育委員会の部において、西予市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要

綱による事務であって、規則で定めるものを学校教育法による就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒もしくは就学予定者の保護者に対する援助に関する事務であって、教育委員会規則で定める者に改め、特別支援学校への就学奨励に関する法律に準じて実施する特別支援学級等への就学のため、必要な経費の支弁に関する事務であって、教育委員会規則で定めるものをマイナンバーにより特定個人情報を利用できる事務として新たに加えるものでございます。

別表第2、及び別表第3につきましては、別表第1に準じた内容で条例改正するものでございます。

これにより各種申請時における添付書類の省略を行うなど、市民サービスの向上と事務の効率化が図られるものでございます。

以上、よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○井関委員：

マイナンバーを使って行政サービス、いろいろやっていただくのは本当にいいことだと思いますし、簡素化されるのでこういうことはどんどん進めていってほしいなと思うんですけども、今後このマイナンバーを使った利用ということで、二、三日前の新聞に土地の所有者が不明で、それをなくすために必ず登記をしないといけないということも、マイナンバーで管理していこうかというようなことも、新聞に出ておりましたが、そのほか、印鑑証明であったりとか、何かをこうマイナンバーそのもので使っていったらどうかなっていうことを前から皆さんが言われていることですが、図書館カードも一つにしたりとか、病院の診察券を一つにしたりとか、そういう方向へ向いては、今からどういうふうに進んでいかれるつもりですか。

○藤井総合政策課長：

井関議員のおっしゃるとおりマイナンバーカード普及のためには、市民が取得したいと思うような付加価値をつけていく必要があろうかと思っております。

全国では、自治体ポイントとか商店街ポイントがたまるような仕組みを実証実験しているような自

治体もございます。

井関議員がおっしゃられたような図書館カード、また、職員の身分証明書などにも利用している自治体もあるようでございまして、当市といたしましてもマイナンバーカード取得日本一を目指しておりますので、こういった市民が取得したいような付加価値につきましても、今後の検討課題だと思っておりますので、また、いろいろ庁内の関係部署と協議をして進めていきたいと考えております。以上でございます。

○菊池委員長：

その他ありますか。

質疑もないようなので以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第8号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」のうち、総合政策課所管分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○藤井総合政策課長：

それでは、議案第49号、「平成30年度西予市一般会計予算」のうち総合政策課所管分について御説明いたします。

まず初めに、歳出について所管する目単位で説明を申し上げます。

それでは、予算書の52ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費のうち、当課が所管する事務事業は、事業概要欄の下から二つ目の行政改革推進事業79万9000円と、行政評価推進事業332万7000円の2事業でございます。

行政改革推進事業は、人口減少社会の中、財政基盤の強化、少数精鋭で経営感覚を持った職員の育成、市政の透明性向上、丁寧で心のこもった行政サービスの提供を図るため、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で行政改革を進めていくものでございます。

平成30年度の主な予算につきましては、働き方改

革の一つの手段として、平成27年度から取り組んでおります、4階オフィス改革モデル事業の効果検証に基づき、他のフロアへ順次広げていくためのワークショップ等に係る報酬や旅費等を計上いたしました。

続いて、行政評価推進事業は、まちづくりの方向性を示した市の最上位計画である、第2次西予市総合計画の進捗管理を行うに当たり、行政活動の目的を明確にしながら、成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物等を総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画立案に反映させていくというPDCAサイクルを構築するものでございます。

平成30年度の主な予算は、事務事業の評価内容をデータで一括管理することにより、迅速かつ的確に評価するとともに、職員の評価のための管理業務の負担軽減を図り、行政運営における課題解決のためのシステムとして、行政評価システムを構築する委託料を計上いたしました。

次に、予算書の75ページをごらんください。

2款8項1目地域振興費のうち、当課が所管する事務事業は、小規模多機能自治活動拠点施設整備事業、110万6000円でございます。小規模多機能自治活動拠点施設整備事業は、市内公民館を地域と行政が協働で自治活動を行う拠点とするため、平成30年度は、その方向性について協議を行う市民等の代表者による、検討委員会に必要な報償金や旅費などの経費を計上いたしました。

平成29年度中に市でたたき台を作成して、そのたたき台に基づいて平成30年4月から8月にかけて検討委員会において方向性を検討し、その案をもって市政懇談会を開催し、市民の皆様の声をお聞きする予定でございます。

次に、予算書の79ページ、及び80ページをご覧ください。

2款9項1目企画管理費のうち、当課が所管する事務事業は、創生総合戦略進捗管理事業5万3000円、公共施設等総合管理推進事業131万7000円、次の80ページの総合政策課庶務事業131万7000円、土地利用規制等対策事業9万7000円、総合政策各種負担金事業48万6000円の5事業でございます。

創生総合戦略進捗管理事業につきましては、平成28年3月に策定いたしました、西予市ひと・ま

ち・しごと創生総合戦略の進捗管理を行う事業でございます。

公共施設等総合管理推進事業は、平成28年3月末に策定いたしました、公共施設等総合管理計画のもと、施設等の管理が適正に運営されているか、進捗管理を行うものでございます。平成30年度は昭和40年から50年代にかけて、建設した施設が老朽化してくるため、平成29年度に引き続き施設の劣化度調査を実施いたします。

総合政策課庶務事業は、当課所管の事務事業を効率的に推進するために必要となる、旅費や消耗品、コピー使用料等の事務経費を計上するものでございます。

土地利用規制等対策事業は、国土利用計画法及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の規定に基づき、本市においては、都市計画区域内は5000㎡、区域外は1万㎡以上の土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は2週間以内に市を経由して、県知事に届ける義務となっており、この届け出の受理及び県へ進達する事務に要する経費を計上するものでございます。

総合政策各種負担金事業は、市単独では実施困難な事業、解決の難しい地域課題に対し広域で連携して取り組むために加盟している協議会等の負担金でございます。当課が所管しております各種負担金の内訳は、過疎対策協議会負担金35万4000円、四国西南サミット負担金10万5000円、四国電源地域市町村連絡協議会負担5,000円、発電関係市町村全国協議会負担2万2000円でございます。

次に、予算書の83ページをご覧ください。

2款9項4目、卯之町はちのじ事業費のうち、当課が所管する事務事業は、卯之町はちのじまちづくり推進事業3747万3000円でございます。

この事業は、組織横断的に複数の部署と連携して推進しておりますが、総括予算を当課で計上しております。

平成30年度の主な予算は、事業者へ支払い予定のサービス対価として、3507万2000円と、事業の推進に当たり、高度な知識、専門性を有するコンサルから支援を受けるための委託料として、172万8000円を計上いたしました。

なお、支払い予定のサービス対価につきましては、設計業務及びS P Cの維持運営費、町並み広場の維持管理費を予定しております。

経費の財源として、建設課所管の社会資本整備総合交付金、320万7000円と市債3170万円を充当しております。

次に、予算書の210ページをご覧ください。いたと思います。

13款2項1目基金費のうち、当課が所管する事務事業は、事業概要欄の上から3番目の、西予市地域振興基金事業1億5000円のうち、1億円と事業概要欄の下から数えて2番目の、過疎地域自立促進特別基金事業3万9000円でございます。

西予市地域振興基金事業は、西予市民の連携強化または地域振興に要する経費の財源に充てるため旧合併特例債を原資とした基金を設置しており、本市では旧合併特例債の起債を起こすことのできる平成31年度までに、旧合併特例債の基金積立限度額である30億4910万円を積み立てる計画でございます。

過疎地域自立促進特別基金事業は、本市の重要課題の一つでございます、地域医療の確保に要する経費の財源に充てるため、過疎対策事業債ソフト分を原資とした基金を設置しており、その基金の利子を積み立てるものでございます。

以上が歳出予算でございます。

続いて、当課が所管する歳入について御説明をいたします。

申し訳ございませんが、予算書の27ページに戻っていただきたいと思います。

その下段のほうになりますが、13款2項8目総務費国庫補助金のうち、当課が所管する歳入予算は2節地域振興費国庫補助金の地方創生推進交付金5805万3000円でございます。

地方創生推進交付金は地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の進化のため、自治体の自主的主体的な取り組みで先導的な事業を支援するものでございます。

今回、平成28年度及び平成29年度に採択を受けました継続事業と平成30年度に申請する新規事業の計、5プロジェクト14事務事業の財源の一部に交付金を充当するものでございます。

次に、予算書の29ページをご覧ください。

中ほどの14款2項1目総務費県補助金のうち、当課が所管する歳入予算は、2節地域振興費県補助金の電源立地地域対策交付金事業費県補助金、440万円、及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業県補助金1700万円と、3節

企画費県補助金の土地利用規制等対策費県補助金、9万6000円でございます。

電源立地地域対策交付金事業費県補助金は電源地域で行われる公共施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付され、発電用施設の設置に係る地元の理解促進等を図るものでございます。

当市は野村町惣川地区に設置されております、水力発電施設が交付要件を満たしており、昭和56年度からこの補助金の交付を受けております。

平成30年度は惣川幼稚園運営事業の財源の一部として440万円を充当するものでございます。

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業費県補助金は、原子力発電施設の稼働状況が相当程度変化した原子力発電施設立地同県に対して、同県が作成する地域振興計画に基づき、事業地域の住民の生活、経済及び社会に及ぼす影響を勘案して、実施する事業に要する経費に対して最大25億円の交付金が交付されるものでございます。

このたび、平成28年8月12日に伊方原子力発電所施設3号機が再起動したことに伴い、愛媛県がこの交付金の対象となり、愛媛県及び立地市町村である伊方町、隣接市町村である八幡浜市、特設市町村として西予市と大洲市が事業地域に指定されました。

西予市に県から交付される交付金は、平成30年度から平成34年度の5カ年で、総額2億1000万円でございます。交付金は、伊方原子力発電所施設から30キロ圏内に位置する明浜町・三瓶町を中心に宇和町も含め、非常時の避難路として重要となる、橋梁維持管理経費の財源に充当する計画でございます。

土地利用規制等対策費県補助金は、歳出で説明いたしました、土地利用規制等対策事業の事務に要する経費に対し、県の予算の範囲内で前年度の土地取引に関する届け出件数の実績に基づき、交付されるものでございます。

次に、予算書の34ページをご覧ください。

15款1項2目利子及び配当金のうち、当課が所管する歳入予算は、説明欄の上から数えて3番目、地域振興基金利子58万2000円のうち、57万7000円と、下から数えて5番目の過疎地域自立促進特別基金利子3万8000円でございます。

地域振興基金利子は、歳出で説明いたしました西

予市地域振興基金の預金利子でございます。この預金利子は基金条例第4条の規定に基づき、基金の目的でございます、西予市民の連帯強化、または地域振興に要する経費の財源に充当をいたします。

平成30年度は、まちづくり推進課所管の西予地域づくり交付金事業の財源の一部として充当しております。

過疎地域自立促進特別基金利子につきましては、先ほど歳出で説明いたしました、過疎地域自立促進特別基金の預金利子でございます。この基金利子は全額基金に積み立てを行います。

次に、予算書の37ページをご覧ください。

17款2項18目地域振興基金繰入金、2億100万円のうち、当課が所管する歳入予算は1億1100万円でございます。この繰入金は歳出で説明いたしました西予市地域振興基金の一部を取り崩して、基金の目的でございます西予市民の連帯強化または地域振興に要する経費の財源に充当するものであります。

平成30年度は、まちづくり推進課所管の西予地域づくり交付金事業に5000万円、それと公共交通運行に係る10の事業に5100万円、また、経済振興課所管の経済振興資金供給モデル事業に、1000万円を財源の一部として繰り入れするものでございます。

次に、同ページの17款2項22目、その下の過疎地域自立促進特別基金繰入金、1078万6000円につきましてご説明いたします。

この繰入金は、歳出で説明いたしました過疎地域自立促進特別基金の一部を取り崩して、西予市の重要な課題の一つである地域医療の確保に要する経費に充当するものでございます。

平成30年度は、西予市民病院及び野村病院、つくし園で実施しております院外研修助成事業に、318万6000円と、敬作とおイネの会に70万円、奨学金貸付事業に360万円を財源の一部として繰り入れするものでございます。

また、平成30年度から、西予市民病院での事業所内保育所の開設に伴い、看護師等の確保のために実施いたします、事業所内保育所を利用する医療職員への保育料助成の財源として新たに330万円を繰り入れする予定でございます。

では最後に、予算書の45ページをご覧ください。

20款1項1目総務債のうち、当課が所管する歳入予

算は、2節地域振興債のうち、西予市地域振興基金事業9500万円と、3節企画債の卯之町はちのじ事業6380万円のうち3170万円、及び公共施設等総合管理推進事業60万円でございます。

西予市地域振興基金事業9500万円は、歳出で説明いたしましたが、旧合併特例債を借り入れ、基金への積み立て金1億円の財源として充当するものでございます。

卯之町はちのじ事業は、過疎対策事業債ソフト分2720万円と、旧合併特例債450万円を借り入れ卯之町はちのじまちづくり推進事業の経費に充当するものでございます。

公共施設等総合管理推進事業60万円は、過疎対策事業債ソフト分を借り入れ、歳出で説明いたしました公共施設劣化度調査委託料の経費に充当するものでございます。

なお、旧合併特例債の起債充当率は95%で、交付税措置は70%、過疎対策事業債ソフト分の起債充当率は100%で交付税措置は同じく70%でございます。

以上、議案第49号、「平成30年度西予市一般会計当初予算」のうち総合政策課所管分の説明とさせていただきますので、よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○森川委員：

52ページの行政評価推進事業の委託先を教えてもらったらと思いますが、4階のフロアは市民の関心が非常に高いので、わざわざ見に来る市民の方も多いので、中には椅子がなかったら能率が上がるのに、という方もおります。よく成果が上がるのを市民は期待しています。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（9：36～9：36）

再開を告げる。

○藤井総合政策課長：

森川議員の御質問にお答えをいたします。

4階のオフィス改革につきましては、今後ですね、御説明いたしましたように各階に広げていきたいと思っておりますが、まずはその職員の皆さんがどのように働いていくのがベストなのか、働きたいのかというところをしっかりと固める必要がありますので、まずはワークショップを行って

いきたいと考えております。

ワークショップに当たりましたは、平成28年4月に、官民、産官学で連携いたしました、東洋大学のほうと、また京都繊維工芸大学のほう、また企業のほうでは、オープン・エーのほうと引き続き連携をいたしまして、ワークショップ等にも御参加いただいて、御協力をいただく予定でございます。

経費を計上させていただいております。以上でございます。

○井関委員：

小規模多機能自治をつくるということで動かれるみたいですが、まだどういったものになるかというのは今からだと思うんですけども、大まかにこういったものにしたいっていう構想はできているんですか。

○藤井総合政策課長：

小規模多機能につきましては、予算説明のときもありましたように、現在庁内で、まずはたたき台をつくらないことには、来年度以降ですね、市民の方と検討していくのは難しいだろうということで、今年度もあと残りわずかではございますが、庁内の関係部署を集めて、今作成中でございます。それができましたらまた、それをもとに4月以降、8月ぐらいまでかけて市民の方と検討したいというふうに考えておりまして、今これということをお答えできる段階ではありませんので、御理解いただけたらと思います。

また、議会のほうにも、その都度御報告等をさせていただきたいと思っておりますので、今後とも御協力お願いしたと思ういます。以上でございます。

○井関委員：

卯之町はちのじまちづくり推進事業なんです、議会からも何名か出ていただいて検討委員会もできていると思うんですけども、ここの進捗といいますか、一応構想は見せていただきましたが、それから変更をしたいというようなお話も耳に届いておりますので、そこら辺の進捗状況がお分かりでしたらお願いします。

○藤井総合政策課長：

委員のおっしゃるとおり、議会のほうからも3名の代表の方に参画していただいて、現在のはちのじまちづくり評価監視委員会というのを立ち上げまして、現在まで4回にわたりまして、多岐ににわ

たる御協議をいただいております。

また、12月5日には市民説明会も開催をいたしまして、市民の方々からいろいろと意見をいただいている状況でございます。

これまで議会から代表の方には出ていただいておりますが、議会の皆様に対しまして、契約以降の経過状況の御報告をしておりませんので、あさっての3月14日に行政報告会を開催させていただきます。これまでの経過状況や現在の計画等につきまして、改めて、その場で御説明をさせていただいたらと思っておりますので、何とぞ御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○井関委員：

西予市地域振興事業基金なんですが、30億を積み立てる予定であるということではございましたが、現在の基金残高はどのぐらいになっていますか。

○藤井総合政策課長：

現在、平成29年度末の残高でございますが、24億1963万円でございます。

こちらのほう、説明もありましたように積み立てだけでなく、地域振興に資する事業にも繰り入れをしておりますので、取り崩して繰り入れをしておりますので、現在は先ほど申しました金額が残高として残っております。以上でございます。

○菊池委員長：

よろしいでしょうか。

○藤井総合政策課長：

一点だけよろしいでしょうか。

先ほど残高につきましては、29年度末ということで、あくまでも予定という残高で御認識いただけたらと思います。28年度残高を申しますと、末の残高を申しますと、これ確定なんです、22億7963万円でございます。

29年末残高はまだ確定しておりませんので、あくまでも予算上の予定ということで御認識いただけたらと思います。

○菊池委員長：

では質疑をこれで終結といたします。

お諮りいたします。

議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」のうち総合政策課所管分については、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：44～9：48）

再開を告げる。

【まちづくり推進課所管】

○菊池委員長：

議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」のうち、まちづくり推進課所管分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○和気まちづくり推進課長：

それでは、まちづくり推進課関係の「平成30年度西予市一般会計予算」につきまして御説明を申し上げます。

最初に継続費について御説明を申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。

2款総務費9項企画費におきまして、ジオパーク拠点施設整備事業の実施設計監理委託、展示及び本体工事について、30年度と31年度にまたがるためでございます。継続費の全体事業費は6億4399万5000円、30年度事業費が3323万9000円と、31年度が6億1075万6000円でございます。内訳は30年度が本体工事の設計監理費の約5%と、それから展示工事の実施設計費と本体工事費の5%となっております。平成31年度は本体工事の設計監理費の残り95%と、展示工事費とそれから本体工事費の残り95%となっております。

続きまして先に歳出予算のほうを説明いたします。74ページをお開きください。

2款8項1目地域振興費におきまして、右側にございます事業概要の欄に沿って当課が所管しております主な事務事業名と予算、その概要を御説明申し上げます。

最初にコミュニティ助成事業1500万円でございますが、集会所新築の補助金となります。平成30年度は城川地区の嘉喜尾集会所を予定しております。現在地元と計画的に調整を図りながら進めております。

これは一般財団法人の自治総合センターが実施する助成事業で、認可地縁団体が集会所を建設して保存登記することが条件となっております。

同ページ1段下になります。

高齢者活動施設管理事業82万9000円でございますが、これは、それぞれ城川町の野井川地区と川津南地区にある拠点施設であり、防災面でも地区唯一の指定避難場所となっております、この2施設

の維持管理料でございます。

同ページ1段下にあります。

地域発「せいよ地域づくり」事業1億1334万5000円でございます。

地域づくり交付金事業は4月から8年目を迎えます。自主自立の地域づくりを目指すため、平成28年度から新たに、地域からの提案によって実施可能な手上げ型交付金を設けましたが、平成29年度は18地域から提案のあった30事業、事業費では3923万8000円を採択し、地域からのさまざまな取り組みを支援することができました。

遊子川公民館の全国表彰やマスコミでも取り上げていただくような地域づくり組織が出てき始めたのも、地域づくり交付金事業の効果が少しずつ表れてきたのではないかと考えている次第でございます。

交付金総額は前年度と同額の1億円を計上しています。

まだ手上げの実績がない地域もありますが、取り組み事例の紹介やアドバイザー派遣事業などで、市全体としてボトムアップを図りたいと思います。

同じく同ページ一段下になります。

移住交流促進事業7330万3000円でございます。この事業は、移住の促進により持続可能な地域社会を形成することを目的とし、移住コーディネーターによる、移住相談体制の充実や定住促進のための空き家改修工事それから移住ツアーの実施を行います。

また、昨年度から実施しております、移住促進のモデルとなります事業として、地域づくり組織と連携した移住希望者、こちらでは「田舎で働き隊」と呼んでおりますが、の受け入れを行います。本事業は地域おこし協力隊の制度を活用して、仕事を覚える間の最大3年間は人件費的な経費や活動経費を支援する予定で、合計8名の予算を計上しています。

さらに、今後、持続的な移住交流促進を図るため、住民意識の向上や民間事業者の育成の取り組みを行ってまいります。

続きまして、75ページをお開きください。

地域おこし協力隊事業では、29年度に本市で活動予定の協力隊員5名の予算1306万7000円を計上しております。本庁に2名、明浜1名、城川2名の予算を計上しております。

一段下になります。地域づくり推進事業では、法人化を目指している地縁団体を支援するための旅費12万4000円を計上しております。

その一段下です、集会所整備事業を1305万2000円ですが、コミュニティ助成事業で新築する、嘉喜尾集会所の市の補助金と、市内の集会所改修事業の補助金が主な予算でございます。

一段下になります。

ふるさと納税推進事業6532万6000円は、ふるさと応援の寄付を行っていただいた方に、金額に応じた特産品を返礼品として贈呈し、本市及び地元特産品等のPR、市内業者の販路拡大、地域経済の活性化につなげます。

平成30年度は、公募による返礼品数の追加や、特産品のPR動画を作成し、ホームページや市外の物産イベント、市内の道の駅等の施設で放映するなど、寄附金額、給付件数の増加を目指して、本事業のPRを戦略的に行うとともに、管理システム導入によりまして事務の簡素化を行う予定です。また、企業版ふるさと納税についても推進していきます。

一段下になります。

木育推進事業、145万7000円ですが、4月1日にしろかわ保育所の開所に合わせ、ウッドスタート宣言を行います。子育て支援策の一環として西予市産材でつくる木のおもちゃを誕生祝い品として贈呈する事業や、教育活動として木育を推進していくことで、林業振興にもつなげていく活動となります。林業課、子育て支援課、健康づくり推進課など、関係課が連携して、当事業を推進してまいります。当課の主な役割としては、東京おもちゃ美術館と連携した活動の推進であり、西予市らしい木育のあり方を検討してまいります。

続きまして77ページをお開きください。

2款8項3目生活交通バス対策事業費の説明に移らせていただきます。

30年度の予算は、全体で1億5413万7000円を計上しております。

一番上にございます、バス路線維持対策事業9530万5000円は、主に宇和島自動車が運行するバス17路線を維持するために、運航事業者の収入不足額を事業者を支払うものでございます。

一つ飛ばしまして、地域公共交通確保維持改善事業81万8000円は、市内の公共交通について協議する場として設置しております、西予市地域公共交

通活性化協議会の開催の経費を計上しております。

他の事業概要は民間委託、デマンド乗合タクシー、生活交通バスなど公共交通の事業予算を計上しております。地区名がそれぞれ入っておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして78ページ、中段になります。

2款8項5目、わがむらは美しく推進費でございます。わがむらは美しく推進事業は、昭和58年度から旧城川町で実施している城川地域の花いっぱい運動推進費であり、城川町地域わがむらは美しく運動基金の充当事業でございます。平成30年度をもって基金が枯渇することから、公共花壇の常緑化を図る花苗代や規模縮小化を図る工事請負費、緑地管理委託料と442万8000円を計上しております。

続いて、その下になります。

2款8項6目の交流促進事業費、姉妹市町交流事業は、当市の姉妹町であります、北海道黒松内町と両住民の相互理解や友好の絆を深めることを目的に行っている交流事業の予算、122万7000円を計上しています。昨年は市長・議長・副議長・新人議員10名の議員とそれから公募により選ばれた市民5名で黒松内町を表敬訪問し、交流をいたしました。

30年度は市内小学生、各旧町から1名ずつの5名が黒松内町を訪問する予算を計上させていただいております。

続きまして79ページをお開きください。

9目の野村ダム周辺地域振興事業でございます。野村ダム関係交付金活用事業1271万9000円の主な事業について簡単に御説明申し上げますが、水源の森を保全するための林道生コン舗装や、除間伐事業に加え、農工商連携による軽トラ市、それから野村高校を含めた教育活性化のための事業、それから朝霧湖イルミネーション設置事業などを実施する予定でございます。

続きまして81ページをお開きください。

同じく2款9項2目男女共同参画費でございますが、右側にございます二つの事務事業で構成されております。まず一つ目がおイネ賞事業です。199万9000円は、日本医師会や愛媛県医師会、それから愛媛大学医学部等の協力を得まして、医学研究や、医療活動に対する女性医師等を表彰するものでございます。表彰式典とあわせて市民参加

型の講演会を実施しております。平成30年度は7回目の開催となりますが、第6回につきましては、女性医師の支援における都道府県医師会と行政連絡体制の深まりや、地域おこしとしての広がり期待していただき、日本医師会、愛媛県医師会、西予市の三者主催で実施をいたしました。今回も同様の三者の主催として実施いたします。

なお、開催日については、平成30年11月18日を予定しております。

続きまして男女共同参画推進事業38万1000円は、啓発のための研修会の講師謝金や研修会参加経費助成団体の育成費等でございます。

続きまして、一段下になります。

2款9項3目ジオパーク推進事業費のジオパーク推進事業3616万3000円でございます。

平成29年12月22日に、四国西予ジオパークは日本ジオパーク委員会より再認定を受けました。平成30年度は、今回の再認定時に指摘された課題解決に向けた最初の年であります。四国西予ジオパークを通じた市民の郷土愛の経済への好循環を目指し、継続的な取り組みを市民とともに実施したいと考えています。市内では、ジオパークに関連するさまざまな取り組みが進んでいる一方で、ジオパーク活動の市民への情報提供がまだまだ足りず、とともにジオパーク活動が進んでない状況がございます。今後は、市民とともにジオカフェなどの活動や、統一的な看板や案内板の整備、ジオミュージックを絡めた動画、それからジオラッピングバスやロゴマークなどを用いて、ジオパークの情報発信の強化に取り組みたいと思います。

また、その下のジオパーク協力隊事業、410万1000円でございますが、地域おこし協力隊の制度を活用し、地球科学の専門家を雇用する予算でございます。

三つ目の事業、ジオパーク拠点施設整備事業では3590万6000円を予算計上しております。

これは四国西予ジオパークの新たな拠点施設を城川支所の隣接地に建設するための実施設計及び工事費の予算を計上したものです。平成29年度におきましては、拠点施設の基本設計を実施しており、平成30年度には建物実施設計及び工事展示の実施設計を行い、平成31年度に建設工事と展示工事を実施し、平成32年度当初の開館を目指しております。

続きまして145ページをお開きください。

7款1項6目産業創出事業費のジオブランド推進事業2169万円のうち、西予市特産品PR動画撮影委託料324万円を計上しております。

認定ブランド産品を初め、市内産品とジオパークの物語を結びつけた、地域産品の動画を昨年度より行っていましたが、撮影時期がおくれたため、引き続き今年度実施するものでございます。続きまして211ページをお開きください。

13款2項1目、基金費の基金積立金の主なものを説明いたします。事業概要の1番下になります、ふるさと応援基金事業1億2001万2000円につきましては、ふるさと納税事業を強化し、寄附金の増加を目指すものでございます。

これからは、事業に伴う歳入でございますが、予算書21ページをお開きください。

12款1項1目、総務使用料の区分3、地域振興使用料におきまして、生活交通バス使用料として運賃収入301万4000円を計上しております。

続きまして27ページをお開きください。

13款2項8目、総務費国庫補助金の2節、地域振興費国庫補助金におきまして、地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金ですが、地域公共交通を確保するための補助金187万3000円を計上しております。

同ページ一段下になります。

歳出で説明いたしましたジオブランド推進事業の地方創生推進交付金、5805万3000円のうちの西予市特産品PR動画撮影委託料分の162万円となっております。

続きまして29ページをお開きください。

14款2項1目総務費県補助金、1節の総務管理費県補助金310万円は、移住者住宅改修支援事業による愛媛県からの補助金でございます。

2節では、生活交通バス路線維持・確保対策事業費県補助金171万9000円は、野村の廃止代替バスに対する補助金でございます。

その下、新ふるさとづくり総合支援事業の県補助金327万6000円は、木育推進事業と地域づくり自慢大会27時間テレビ事業に対するものでございます。

34ページから35ページの基金利子の説明は省略させていただきます。

続きまして36ページをお開きください。

16款1項2目、総務費寄附金1億2000万円は、ふるさと納税による応援寄附金でございます。

次に37ページでございます。

17款2項、基金繰入金の中で、当課に該当するものは、まず5目の城川町地域わがむらは美しく運動基金繰入金、404万4000円。そして、24目のお伊ネ賞事業繰入金199万9000円でございます。

次に38ページをお開きください。

28目のジオパーク推進基金繰入金、2307万2000円です。

その三つ下になりますが、32目ふるさと応援基金繰入金は1億442万5000円でございます。

続きまして42ページをお開きください。19款5項4目雑入の2総務費雑入におきまして、下から4行目、一般財団法人自治総合センターの助成金1500万円ですが、これは歳出でも御説明しましたように城川町の嘉喜尾集会所新築に対する助成金でございます。

その三つ下の太陽光発電売電収入18万4000円は、城川地域川津南高齢者施設の売電によるものでございます。

最後に、45ページをお開きください。

20款1項1目総務債、2節地域振興債におきまして、せいよ地域づくり交付金事業4570万円と、西予地域振興基金事業を9500万円でございます。

また、3節企画債におきまして、ジオパーク推進事業で1000万円、及びジオパーク拠点施設整備事業で2550万円を過疎債として借入予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○信宮委員：

74ページの移住交流促進事業ですが、全国的にどこの自治体も移住者を獲得しようといろんな事業をずっと展開されておられると思うんですが、地域おこし協力隊とか、田舎で働き隊とか以外にですね、純粋に西予市を選んでいただいておりますような方が、これまでいらっしゃるのか。

また、定住してもらった人が、これまで累計でどれぐらいいるのかわかりますでしょうか。

○和気まちづくり推進課長：

ただいまの信宮議員の移住者の人口という事なんですけれども、戸籍のほうでも移住に関するアン

ケートの関係を取らせていただいておりますけれども、実際に市外から移住者としての回答というのはなかなかこうとらえづらいものがございます、その人数等を現在、資料としては持ち合わせてない状況でございます。

○信宮委員：

東京のほうに移住フェアとかで出かけられてPRをされておると思うんですけども、その場ではやはり全国から集まってそれぞれの自治体がPRをされておりますが、その場に行って実際に西予市が、どのようにとらえられているのか、また反応はどうなのかちょっと教えていただきたらと思います。

○和気まちづくり推進課長：

ただいま信宮議員の西予市の反応はということでございますが、ちょうど、先ほどもありましたように東京と大阪のほうでも、移住フェアを行いました。

実際に先月も、この地域おこし協力隊とそれから田舎で働き隊の2次の面接を行いました。

実際に決定しておりますのが、ジオパークの専門員の方と、それから経済振興にあります観光物産関係の方、それから文化の里の休憩所の方と、それから遊子川の地域活性化プロジェクトの関係の方が、現在2次面接のほうで採用という形を出しております。

どなたもやはり西予市のこの自然の魅力というようなものも、自分たちが農業やってみたくとかそのジオパークについても、関心が高いとかですね、西予市の自然の美しさ、広さというのは、一番言われてきたことと思っております。

実際にこの方々も、東京のほうで実際に職員が行ってお会いしてお話を聞いてそれがきっかけで応募をしていただいたという方がほとんどでございます。

そのほかにも2、3名実際に応募があったんですけども、やはり全国的なものでございましてほかのところに、地域おこし協力隊で決まったとかそういうこともありまして辞退された方も2、3名あった状況でございます。

○信宮委員：

もう1点、別の事業なんですけれども、75ページの木育促進事業145万7000円。これは西予市で生まれたお子さんにウッドスタートということも兼ねて、木製のおもちゃを進呈する、そのおもち

やの検査というか監修を多分東京のおもちゃ美術館のほうでされると思うんですけども、西予市に生まれてくる子供の数を大体つくられると思うんですけども、ちょっと所管が違うんですけどそのおもちゃ何個つくるのか、いくらぐらいで作るのか、また、この検査料が幾らなのかわかりましたら教えてください。

○和気まちづくり推進課長：

ただいま信宮議員の木育事業のおもちゃの検収とそれから、おもちゃの数、検収料の質問がございましたが、大体年間に今西予市で220か230名の子供さんが生まれておりますので、その分の数を作成しております。

今度4月1日に城川の保育所で開所式があります、そのときにあわせて、ウッドスタート宣言を行いまして、そのときに来ていただいて、実際におもちゃを配布する計画でございます。それ以外につきましては、10カ月の相談所のときに、保健師さんのほうからお渡しいただく計画であります。

今年度作成したデザインによりまして、220か230個、それで、来年度も同じような個数でデザイン的には、2年間この統一したデザインでおもちゃを製作する予定でございます。

検品でございますが、1個当たり500円の検品料がかかります。

おもちゃ美術館と協力いたしまして、作業を行うようにしております。

作製に当たりましては、市内の業者のほうに御無理を言いまして、1個約5000円で作製をしております。

木育事業につきましては、うちのまちづくり推進課だけでは対応ができない広い意味合いでございます。西予市の森林75%を含めておりますが、木の活用をいかにしていくか等も含めまして、林業課、それから活性化センター、子育て支援課に健康づくり推進課等もあわせまして、この事業を推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○河野委員：

同じく74ページですが、嘉喜尾の集会所の建設の話があったと思います。コミュニティ助成事業で1500万円、75ページの集会所整備事業で1300万円、二つの事業を使われて集会所の建設を行われるんですか。

○和気まちづくり推進課長：

ただいまの河野議員の質問でございが、74ページのコミュニティ助成事業の分は嘉喜尾の集会所の1500万円でございます、75ページの集会所整備整備事業につきましては、800万円が西予市全体の集会所の改修事業に充てる事業でございます。それと、嘉喜尾の市の補助金500万円がございます。

以上答弁とさせていただきます。

○河野委員：

事業総工費、それと地元負担も発生するののかということをお願いいたします。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（10：17～10：18）

再開を告げる。

○和気まちづくり推進課長：

ただいまの質問でございますが、嘉喜尾の集会所総事業費は2547万6000円で、その内、自治総合センターの助成金が5分の3に当たりましての1500万円でございます。それから、市の補助金が5分の1の500万円で、残りが地元の負担金ということで、5分の1でございますが、端数も含めまして約547万6000円となっております。

○井関委員：

先ほどの信宮議員が質問された移住交流促進事業のほうにまた戻らせていただくんですが、この事業におきましてコーディネーターによって、いろいろ提起をさせていただいてるんだろうとは思いますが、実際に西予市の中にある空き店舗、移住するためにこういう店舗があるんだったら、西予市に行ってみたいなというようなことを考えられる方もおると思うんですが、例えば中華料理屋さんがやめられとって中華料理の分だったら、すぐにでも店舗が開けますよっていうような情報があれば、その店舗の賃料とその空き店舗の状況、そういうものと一緒にホームページ等に上げることができたら、移住者が増えるんじゃないかな、というような気がするんですがその辺、今後どういうふうに考えられておるのかということと、だからこれ田舎で働きたい8名の予定であるということとでございましたが、この8名の目安というか、そういうのがたっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○和気まちづくり推進課長：

ただいま井関議員の質問でございます、移住交流の関係の空き店舗の部分で、商店関係も含めた店

舗情報はということでございましたが、現在経済振興課のほうでホームページの中で取り上げております、空き家の住宅の分は、海の分と里の分それから山の分とに分けて、今46件はホームページ上にデータ公開をしております。

ですが、先ほど言われました商店関係も含めた、店舗情報というのは現在持ち合わせておりません。経済振興課で取り組んでおります事業承継や、それからあと、商店街の空き家の店舗活用事業などもございますので、この件につきましては商工会、それから経済振興課と一緒に協力しながら、そういう情報も今後協議していきたいと思っております。

それから、田舎で働き隊の目途でございますが、先ほども物産協会とか地域づくりの関係の職員も含めましたが、田舎で働き隊の分につきましては、地域おこし協力隊も含めて、4名は応募いただいて、確定をしております。

それ以外につきましては、まだ今のところ応募をいただいている状況でございますので今後、移住フェアや東京でのフェア等にも募集をかけたいと考えています。

すいません、田舎で働き隊の分の8名のうち、今、継続が4名でございます、1名がプラスで1名が確定をしております。

○菊池委員長：

5名ということですね。

○和気まちづくり推進課長：

はい。

○井関委員：

今空き店舗の件なんです、ぜひともよそからこられる方で、野村で今こじあんteaのほうやっただけでいる千葉さんなんかも、やっぱそういう空き店舗の情報があると、今後自分が、その3年が終わった後そこでずっと居れるわけじゃないんで、そういう情報も欲しいなということがありましたので、その辺も含めて、この今来られている働き隊の方だけではなく、よそからの人にもそういう説明があると非常に、興味を持っていただけじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたらと思います。

もう1点なんです、ふるさと納税推進事業のほうなんですけども、これは1億2000万円を目標にということでございましたが、去年の実績がどのくらいであったのかということと、これ、推進事

業として6500万円を組んでおられるんですけども、この6500万円を組んでふるさと納税を1億2000万円でもいいのかなっていうのがちょっとあるんですけど、その辺の考え方はどういうふうに考えておられるんですか。

○和気まちづくり推進課長：

平成30年3月7日現在で、4,776件7690万8000円の申し込みをいただいております。当初29年度も1億円を予算計上しておりましたが、3月補正で2千万円を落とさせていただいて8000万円としているところでございます。

それからふるさと納税の推進事業につきまして、6500万円の取り扱いということでございますが、ふるさと納税にいただいたものの返礼品が、3割でございます。3割の分の費用分と、それから、それにかかります観光協会現在委託をしておりますが、その委託手数料とか、それから、実際にふるさと納税をしていただく方々は、インターネットの中から、申し込みがかなり多いです。今、申し込みの方法として二つに分けております。

「さとふる」というのと、それから「ふるさとチョイス」というようなのに分けて申し込みしていただいております。その関係の使用料とか、それから先ほども歳出のほうでも説明いたしましたけれども、管理システム関係、現在は「さとふる」とか「ふるさとチョイス」から申し込みいただいた情報をエクセルで個人が集計している状況でございまして、その分を管理システム導入によりまして、今後いろんなデータ活用も含めたシステムを入れようとしております、その分についての費用がその分かかっている状況でございます。

○森川委員：

平成31年に城川のジオの拠点が完成するわけですが、建物は立派なので中もかまぼこ板などを見に来る方もおると思いますが、ジオパークに関しては、お客さんがちょっと少ない気がします。

県外のジオパークに比べてちょっと、西予市の場合は規模が小さいので、何とか県外から来てもらうような方法を考えてもらったらと思っています。

松山のほうでジオの話しても、ほとんどの方が知らない状態です。西予市のジオブランドをもう少し推進する方法を考えてもらったらと思っています。

○和気まちづくり推進課長：

ただいま森川議員のほうからジオミュージアムに

つきまして御質問がございました。

言われましたようにジオパークには、今回建設いたします城川支所の下駐車場に建設いたしますが、周辺には、先ほど言われましたかまぼこ板展ミュージアムもありますし、それから道の駅もあります、それから資料展示の施設もございまして。その一体的な、周辺と連動した形でのお客様の呼び込みを考えております。

今現在、ジオミュージアムでの年間の来客人数を2万人と考えて建設、中に展示のほうを進めているところでございます。

それから、なかなか松山のほうでもジオパークを知らないという方が多いということの御質問がございました。四国西予ジオパーク、四国内には室戸とそれから今の、私どもの四国西予ジオパークしかございません。

ほかにも手を上げている土佐清水とか、徳島県の三好とかもございまして、なかなか四国内でも、ジオパークは知られてない状況でございまして、29年度にも実施をいたしました、松山空港とか松山観光港のほうでの今年つくりました空撮を活用した映像とジオミュージックを重ね合わせましたこの動画等を含めまして、そういう空港とか観光港にも、放送を流したいと思っております。

新たに30年度も映像関係をさらに増やして、各地域等での放送を流していくような方向で考えております。

なかなか一気にジオパークというものが、発展は難しいと思いますけれども、徐々に四国内のほうに広がりをつけたいと考えております。

○河野委員：

今のジオパークの拠点施設整備ですが、9ページの継続費の中では、30年度、3323万9000円となっています。81ページの1番下の整備事業費では3590万6000円と、事業費が違うわけなんですけど、どういったことでしょうか。

○和気まちづくり推進課長：

ただいま河野議員の継続費の3323万9000円と歳出の金額が違うという、御質問がありました。

継続費につきましては、本体工事の設計監理費とそれから展示工事の実施設計費と、本体工事費の部分の2カ年にまたがる分の予算だけを継続費として上げております、それ以外にも、各委員さんのミュージアムへの講師料とかほかの費用も含ま

れておりますので、その分の差が出ている状況でございます。

展示内容検討委員会、実施委員会、それから、コーディネーター的な役割の方の謝金等も入っておりますのでその分が継続費と、実際の歳出との差が出ております。

○河野委員：

施設整備ではない分が入っておると、いうことですか。それは2段上の推進事業で見るべきものじゃないでしょうか。

○和気まちづくり推進課長：

ジオパーク拠点施設整備事業にかかります、その委員の報酬費とかですね、それから費用弁償、それから、構造計算の設計の審査手数料とか、建築確認申請料とその分が実際に、30年度の歳出の分のほうには予算化をしている状況でございます。

○井関委員：

はい、77ページの、生活交通バス運行事業なんですけども、本当にあのこれ1億5000万円という大きな金額が必要になっているんですが、今でもお年寄りの方が病院に行くのにスクールバスに乘せていただいたら、という話は常によく出てくる話なんですけども、今回創生委員会で、旭川の近くの東川町やったかな、あそこに行かしていただいたんですが、その中では、普通の路線バスに乗る生徒が乗るやつの何て言ったらいいんですかね、定期代を行政側が払ってそこに乗ることによってスクールバスのかわりに運行さすというようなことをやられていたんですけども。

そういうふうにするのであれば、病院へ行くバスに、逆に生徒を乗せることができるというようなことを考えると、何かうまくいくんじゃないかなというような気がするんですが、そういうのがまず条例でやられてるかちょっとわからないんですけども、その辺の研究をちょっとしてもらったらいいんじゃないかなと思うのが1点と、それから今県でも対応しているということを、説明の中で、路線バスの説明を議会のほうにしてもらったときに、県もこの路線バスについての対応を行っているということでしたが、県の対応としてはどの辺まで進んでいるのか2点お伺いしたい。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（10：35～10：44）

再開を告げる。

○和気まちづくり推進課長：

ただいま井関議員の公共交通バスの取り組みの中での、ということの質問がございました。

現在西予市では、23台のスクールバスが運行しております。

実際にスクールバスの公共交通に使うという取り組みにつきましましては、野村町で高瀬愛農野村地区の生活交通バスに入れております、月曜から金曜日の間、週に2回スクールバスの運行を行っている状況でございます。

なかなか学校行事があった場合には、運行を中止しなければいけない状況でございます。

現在、まちづくり推進課のバスの担当とそれから、教育総務課のほうのスクールバス担当とも毎月定例会を開きまして、今後のスクールバスのうまく利用できる方向等につきまして、随時路線等も含めまして協議をしている状況でございますが、今のスクールバスの利用につきましましては、現在今年度、来年、再来年度につきましましては、利用する生徒数につきましましては現在余り変わらない状況というふうに見込んでおりますので、このスクールバスに利用する生徒さんが減っていく年度状況を見まして、このスクールバスをうまく生活交通バスに活用していく方向を検討してまいりたいと思っております。

それから、県の公共交通網の関係への対応はという、御質問がございました。

今回の一般質問の中にもちょっと出ておりましたが、三瓶線の八幡浜・下泊線、八幡浜・周木線などにつきましましては、八幡浜分の路線の分が同じ時間帯に走っているというようなこともございまして、県のほうも見直し案の1案として上がっております。

そのほかにも、野村・白髭線とかですね野村・上辰ノ口線それから、運行利用が少なくなっている区間がございまして、宇和島・野村線とかなどにつきまして、県とそれから、運行业者、宇和島自動車になりますけれども、市と連携いたしまして、今後路線の見直し等のほうも、変えていくような状況でございます。

来年すぐというわけにはいきませんが、1年、2年、3年との中での優先順位を含めながら、路線の見直しを考えているという状況です。

○菊池委員長：

その他ありますか。

では質疑もないようなので以上で質疑を終結とい

たします。

お諮りいたします。

議案、第49号「平成30年度西予市一般会計予算」のうち、まちづくり推進課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（10：48～11：01）

再開を告げる。

【教育部】 【教育総務課】

○菊池委員長：

ただいまより教育部のほうに入りたいと思います。

○松川部長：

挨拶を行う。

○菊池委員長：

では会議に入ります。

議案第10号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○沖村教育総務課長：

議案第10号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

現在、野村及び城川地域における学校給食は、自校式単独調理場となっており、特に野村小・中学校の調理場においては、施設の老朽化及び厨房機器の劣化が激しく、給食調理業務に支障が出ていたことから、新学校給食センター建設を計画着工してきたところです。

新学校給食センターは、乙亥の里の川向い、三嶋神社付近にあり、ことし6月に建築工事を完了し、厨房機器等の搬入後、落成式、職員の実地研修を経て、今年9月から給食を配送する予定で進めております。新学校給食センターは1日900食の調理能力があり、安心安全な学校給食の提供に努めてまいります。

なおこの新しい給食センターの配送範囲は、配送が困難な大野ヶ原小学校、惣川小学校及び惣川幼稚園を除く野村、城川地域の小中学校、及び野村幼稚園を範囲とする計画にあります。これらのことに基づき、西予市立野村小学校給食調理場、西予市立野村中学校給食調理場、西予市立城川小学

校給食調理場、及び西予市立城川中学校給食調理場を廃止し、新たに、西予市立せいよ東学校給食センターを設置することなど、所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

ただいま理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○井関委員：

名称の「せいよ東学校給食センター」の名称でございますが、せいよ西ができたときに、野村は東になるのかなど、想像はついておったわけなんですけども、所管事務調査のときにもせいよ東という単純な名前では何か、親しみがわきにくいんじゃないかなということ、公募したらいいんじゃないですかということ、この場所を視察に行ったときにも申し上げたわけなんです、これは単純にせいよ東学校給食センターという名称はどういうふうな過程で決まったのかお伺いしたいと思います。

○沖村教育総務課長：

ただいま御質問のありました学校給食センターの名称について、その経緯を御報告申し上げます。現在稼働中の西予市立せいよ西学校給食センターの名称提案の際は、種々協議検討を行い、平成28年第4回定例議会でお認めをいただいたところであります。この、せいよ西学校給食センターという名称を検討する際には、当該センターが宇和及び明浜地域の小中学校に給食を配送し、将来的には三瓶地域も含めた西予市西部をカバーする施設になるということ、また、立地場所を優先し名称を宇和学校給食センターとした場合、市民にわかりやすい一面、本市合併後の一体感を考えると、市民の理解が得られにくいであろうと判断したためでございます。

以上の経緯を踏まえ、議会に御提案をし、議決していただいたということがございました。今回上程させていただきました「西予市立せいよ東学校給食センター」は、野村、城川地域の小中学校、これは大野ヶ原小学校、惣川小学校、惣川幼稚園を除きますが、及び野村幼稚園に給食を配送予定としていることから、せいよ西学校給食センターの名称に倣い、市内の東部をカバーする施設として、せいよ東学校給食センターの名称とすること

が適切であると判断したところでございます。

○菊池委員長：

他にございますか。

質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案、第10号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

では続きまして、議案第51号「平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○沖村教育総務課長：

議案第51号、平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算書に基づき、御説明申し上げます。この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、定額を無利子で貸し付けるものであります。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

平成30年度西予市特別会計予算11ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2925万4000円としております。

予算書、18ページをお開きください。

歳出では、1款奨学資金貸付金、1項奨学資金貸付金、1目奨学資金貸付運営費23万1000円は、主に貸付事業を運営する経費で、育英会理事報酬、消耗品費、郵券料などであります。2目奨学資金貸付金2292万円は、新規貸付予定者30人及び、継続貸付者28人、計58人の貸し付けに係る費用でございます。また19ページには予備費として610万3000円を計上しております。

次に、17ページに戻っていただきまして、歳入では、1款償還金、1項償還金、1目償還金、1節奨学資金貸付金償還金2240万4000円、2款寄附金1万円、及び4款前年度繰越金684万円を計上しております。

償還金については、年々貸付者が減少している状況にあり減額をしております。

奨学資金の貸し付けに当たっては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定運用を図ることといたしております。

以上、よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

よろしいでしょうか。

では以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第51号「平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：14～11：15）

再開を告げる。

議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」のうち、教育総務課及び学校教育課所管について、を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○沖村教育総務課長：

それでは、申し上げます前に今回教育総務課、学校教育課の2課にわたりますので、少し時間がかりますことをあらかじめ御了承ください。

それでは、議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」のうち、教育総務課、学校教育課所管分につきまして予算書に基づき御説明申し上げます。

初めに歳出から御説明申し上げます。

予算書166ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は教育委員の報酬をはじめ、委員会運営のための、教育委員会運営事業、315万3000円を計上いたしました。

次に167ページをご覧ください。

2目事務局費は、総額1億9190万3000円を計上いたしました。

事務局職員給与費を初め、教育委員会事務局の運営に係る経費であります。主たる事業は、事務局運営事業703万6000円、生徒国際交流事業、1042万5000円、学校校務効率化のための校務情報化推進事業838万6000円など12事業です。

新年度も子ども教育振興基金を活用した、小学生夢チャレンジサポート事業に、139万9000円を計上いたしました。なお、財源に子ども教育振興基金139万9000円の基金繰入金、及び国際交流事業の参加者負担金、306万1000円による諸収入を充当しております。

169ページをお開きください。

3目語学指導外国青年招致事業費は、2351万1000円を計上いたしました。

主に各小中学校に配置するALTのうち、JETプログラム関係の指導者4人、嘱託外国人指導者、1人の雇用等に係る経費でございます。

170ページをお開きください。

4目教員住宅管理費は、42万円を計上いたしました。教員住宅維持管理事業における教員住宅は、市営住宅への転用や所管替えが進み、この4月からは大野ヶ原教職員宿舍5戸のみの経費となります。財源に教員住宅使用料42万円を充当いたします。

次に、6目諸費は、総額305万を計上いたしました。市学校体育会負担金事業235万6000円など3事業でございます。

171ページをご覧ください。

7目スクールバス管理費は、1億1817万6000円を計上いたしました。スクールバス維持管理事業として市内24台のスクールバスに係る運行業務委託料9684万3000円を主な経費とする、運行維持管理費用です。

次に8目教育振興事業費は、320万1000円を計上いたしました。

29年度から始めた外部指導者による児童の学習支援事業、地域子ども学び場事業の事業費です。この財源に学校家庭地域連携推進事業費県補助金から124万2000円、子ども教育振興基金から62万3000円を繰入充当いたします。

172ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費は、総額1億5635万1000円を計上いたしました。

小学校に係る職員給与費、小学校一般管理庶務事業3201万3000円。市内12小学校の維持管理にかかる小学校維持管理事業、5593万7000円など5事業の経費です。

財源に地方債のうち、過疎対策事業債90万円を小学校施設修繕事業、これは宇和町小の外壁改修工事の設計委託料です。

諸収入163万9000円のうち、日本スポーツ振興センター掛金と、災害給付金の163万9000円、及び太陽光発電売電収入5万円を充当いたします。

174ページをお開きください。

2目教育振興費は、総額1億4536万9000円を計上いたしました。児童の必要に応じて、各小学校に生

活支援員を置くための、小学校生活支援員設置事業に5970万5000円、教職員のICT活用能力を高め、情報教育環境を整備する小学校情報教育振興事業4848万2000円、小学校12校の教育振興に係る小学校振興事業1475万6000円等の13事業です。

この教育振興費の財源には、国庫支出金として、特別支援教育就学奨励費補助金43万6000円、及び、要保護児童生徒援助費国庫補助金2万円の計45万6000円。

県支出金として、ハートなんでも相談員設置事業費県補助金37万2000円、子ども教育振興基金から158万3000円を繰り入れ、小学校特色ある学校づくり事業などの基金活用事業に充当いたします。なお、次の学校建設費は廃目としております。

175ページをご覧ください。

3項中学校費のうち1目学校管理費は、総額9794万3000円を計上いたしました。中学校にかかる職員給与費、嘱託職員の人件費にかかる中学校一般管理庶務事業2008万9000円、中学校の維持管理経費に係る中学校維持管理事業、4111万円、野村中寄宿舎の維持管理経費に係る、野村中寄宿舎維持管理事業1013万6000円等、6事業です。

この財源に国庫支出金として、へき地児童生徒援助費等国庫補助金98万9000円、諸収入311万3000円のうち、日本スポーツ振興センター掛金と、災害給付金の計278万9000円は、小学校費の事業と同様で、生徒・職員各種健康管理委託事業へ、野村中寄宿舎にかかる職員給食費負担金29万4000円と、中学校維持管理事業に係る電話使用料などを充当しております。

177、178ページをお開きください。

2目教育振興費は、総額8621万円を計上いたしました。目的は小学校と同様で、中学校生活支援員設置事業1960万7000円、準要保護生徒負担金事業1034万2000円、情報教育振興事業2510万1000円を含む13事業でございます。財源に国庫支出金として、特別支援教育就学奨励費補助金及び要保護児童生徒援助費国庫補助金の計83万6000円。

県支出金として、ハートなんでも相談員設置事業費県補助金、及び遠距離通学費県補助金の32万3000円、子ども教育振興基金から120万3000円を繰り入れ、中学校特色ある学校づくり事業等の基金活用事業に充当いたします。

179ページをご覧ください。

3目学校建設費は、4476万5000円を計上いたしま

した。宇和学校給食センター1階に併設をしており、宇和中学校の部室をセンターとともに除却をしたため、中学校施設整備事業として、新たに宇和中学校の部室棟を改築するものでございます。

財源に県支出金として、公共施設木材利用促進事業県補助金300万円、基金繰入金として、学校施設整備基金から3980万円を充当いたします。

203ページをお開きください。

7項保健体育費、3目給食センター運営費は、総額1億8106万2000円を計上いたしました。給食センターの職員給与費を初め、せいよ西学校給食センター、三瓶学校給食センター、及び9月から配送を始める新学校給食センターの維持管理費など運営に係る3事業でございます。

205ページをお開きください。

4目学校給食費は、総額3867万7000円を計上いたしました。

市内6つの自校式単独調理場にかかる職員給与費を初め、給食調理員の人件費などの、学校給食庶務事業2394万9000円を含む8事業です。

今年度新規事業として、地産地消推進補助事業に取り組みます。市内の特別栽培米を給食に導入することにより、これまでの一般米との価格差が生じることから、その差額分を支援し、地産地消の足がかりをつけようとするものでございます。事業費は36万7000円で、せいよ西及び三瓶学校給食センターで実施をいたします。この財源の諸収入19万9000円は、給食センターの不要になった廃物の売却収入です。

206ページをお開きください。

6目給食センター建設費に5億6609万2000円を計上いたしました。

野村に建設中の新学校給食センターの建設事業費でございます。6月には、建築完了予定で厨房機器を配置した後、落成稼働し職員、調理員の研修を終えた後、2学期から配送する工事の計画を進めております。財源は国庫支出金のうち、学校施設環境改善交付金が6558万1000円、地方債保健体育債のうち旧合併特例債による3億9270万円、学校施設整備基金から9320万円、計5億5148万1000円を充当する予定です。

210ページをお開きください。

13款諸支出金、2項基金費、1目基金費、2億2455万8000円、25節積立金のうち、学校施設整備

基金に9万2000円。

続いて211ページ、子ども教育振興基金175万1000円を、基金積み立てするものであります。

それでは次に、歳入について御説明をさせていただきます。予算書は22ページになります。

12款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、1節教育総務使用料の教員住宅使用料42万円ではありますが、大野ヶ原小学校教員住宅5戸の住宅使用料で教員住宅維持管理事業に充当しております。

なお、25ページの2項手数料のうち教育手数料は廃目としております。

次に、27ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、1節小学校費国庫補助金のうち、特別支援教育就学奨励費国庫補助金43万6000円は、小学校特別支援教育負担事業に、要保護児童生徒援助費国庫補助金2万円は、準要保護児童負担金事業に充当いたします。

同様に、2節の中学校費国庫補助金のうち、要保護児童生徒援助費国庫補助金10万1000円は、準要保護生徒負担事業へ、特別支援教育就学奨励費国庫補助金73万5000円は、中学校特別支援教育負担金事業に充当いたします。なお、へき地児童生徒援助費国庫補助金98万9000円は、野村中寄宿舎維持管理事業に充当いたします。8節保健体育費国庫補助金6558万1000円は、学校施設環境改善交付金ですが、野村学校給食センター建設事業に、充当をいたします。

32ページをお開きください。

14款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、1節小学校費県補助金47万5000円のうち、遠距離通学費県補助金10万3000円は、児童遠距離通学費補助事業に、ハートなんでも相談員設置事業費県補助金37万2000円は、相談員延べ4人分に係る費用の補助ですけれども、小学校教育相談員設置事業に充当をいたします。

同じく2節中学校費県補助金、ハートなんでも相談員設置事業費県補助金22万円は、中学校費教育相談員設置事業に充当、5節教育総務費県補助金124万2000円は、学校・家庭・地域連携推進事業費県補助金で、地域学び場事業に充当をいたします。

34ページをお開きください。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配

当金のうち、学校施設整備基金利子9万1000円、そして次のページになりますが、子ども教育振興基金利子1000円はそれぞれの基金積み立てに充当いたします。

38ページをお開きください。

17款繰入金、2項基金繰入金、25目学校施設整備基金繰入金1億3300万円は、宇和中部室改築工事3980万円、野村学校給食センター建設事業9320万円にそれぞれ繰り入れし充当いたします。

31目ですが、子ども教育振興基金繰入金971万5000円は、この基金を活用する小学生夢チャレンジサポート事業を初め、合計11の事業費にそれぞれ繰り入れ充当いたします。

40ページをお開きください。

19款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、13節三好等奨学基金・城川地域育英会資金貸付金元利収入175万円は、子ども教育振興基金に積み立てをいたします。

44ページをお開きください。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、10節教育費雑入では、野村中寄宿舎等の電話使用料3万4000円、その他雑入27万2000円のうち、先ほど説明しました19万9000円が、給食用の廃油売却収入そして、太陽光の発電売電収入でございます。

そして、日本スポーツ振興センター保護者掛金114万3000円、また次のページになりますが、日本スポーツ振興センター災害共済給付金330万4000円は児童生徒の学校行事における事故に対して、治療費の補償、事故など災害共済の給付をするために、日本スポーツ振興センターへの負担金給付金として、児童生徒、職員、各種健康管理委託事業に充当いたします。

生徒海外派遣事業費負担金306万円は、海外研修に参加する生徒の個人負担金で、派遣事業に充当いたします。職員給食費負担金29万4000円は、野村中寄宿舎における指導教員の食事負担金で、寄宿舎の運営費に充当いたします。

48ページをお開きください。

20款市債、1項市債、7目教育債、11億9550万円のうち、1節小学校債は過疎対策事業債90万円、小学校施設整備事業として、宇和町小外壁改修工事設計委託料に充当するものでございます。同じく5節保健体育債は、4億4810万円のうち、旧合併特例債3億9270万円を野村学校給食センター建設事業に充当をいたします。

以上、よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明終わりました。

これより、質疑を行います。

○加藤副委員長：

174ページと177ページの、小学校生活支援員設置事業と中学校生活支援員設置事業なんですけれども、この生活支援員っていうのはどういう資格の方がされ、またどういう形で学校に配置されるのか教えてください。

○大谷学校教育課長：

まず、資格ですけれども特別教員免許がいるということはありません。募集によりまして、やっていただくような形になっております。

現在48名ほどいらっしゃいますけれども、その方をお願いをしてやっております。

年間1番最初にその会を開きまして、所属の校長、それから生活支援員さんと会を開きまして、1年間の校長の思いとか願い、そういったものを支援員さんをお願いをして協議をして1年間をやっていくというようなことです。

主な仕事は生活支援ですので、学習支援とは違ひまして、主に困り感のある子供さんの生活の支援に当たるというようなことでございます。

○信宮委員：

167ページの、生徒国際交流事業1042万5000円、これは決算特別委員会のときにも話題になりました。以前より、派遣する生徒の数が減っておるといことで、やはり元のように、できるだけたくさんの生徒に国際交流を体験してもらいたいといことで、昨年より200万ほど増額になっておるんですが、これは、行ってもらう生徒が増えたといことなんでしょうか。

それともう1点、その下の小学生夢チャレンジサポート事業、去年から始まった事業だと思うんですが、これについて、昨年はどんなことしたのか、また今年はどういう予定なのか教えてください。いただきますようお願いいたします。

○沖村教育総務課長：

まず1点。生徒国際交流事業の御質問でありましたが、ここ2年、生徒13人の募集をしてまいりました。

さまざまな意見をいただきまして、今年度5名増やして18名の生徒、そして引率者は、3人で変わ

りませんけれども、そのように人数をふやして、今年度は対応をさせていただきたいというふうに考えております。

また、夢チャレンジサポート支援事業の件なんですけど、今年度は、それぞれ小学校から上がってきたいろんなアイデアを選定委員さんをきめさせていただきまして、そこで慎重審議選定をいたしました。

その中で、御承知の方もいらっしゃると思いますけれども、大野ヶ原小学校の案が通りました、それは東京で大野ヶ原を宣伝したいというものでございました。

そこで、東京に行きまして、大野ヶ原の大根を売ったり、ちょうど東京大学の相撲部との関係でございましたので、そこに行って体験をしたり、そして大野ヶ原大根や向こうの特産品を売ったりというような、体験をして帰ってまいりました。

ちょうど今週、評価委員会を、検証会をやるようにしておりますけれども、来年度もですね同じような形で各学校から、というか各学級から応募してもらって、それを選定し、そして夢に向かって選定された学級が、地域の支援を借りながら進めていくという手法を、進めたいと考えております。

○河野委員：

171ページの地域子ども学び場事業ですけれども、今年度事業大分できていなかったと認識しています。来年度320万、去年の予算よりは減っておりますけれども、どの程度の学び場開設を予定されているのかを聞きたいと思います。

○大谷学校教育課長：

来年度は一応3地域ふやす予定で、今のところ考えております。

場所につきましては、野村地区、城川地区、三瓶地区。現在は以前も申しましたが、中川公民館で中川それから、多田、石城小学校区で、もう既に開設それから明浜の俵津公民館で明浜のほうをやっております。

現在二つなんですけれども、これを来年度は三つさらに増やしてと、行く行くはもう少し増やしたいという希望は持っておるんですけれども、何分にも指導者の確保が今の段階ではちょっと難しい状況にあります。

ありますけれども、以前も申しましたように今後の退職者それから、生活支援員、先ほどの生活支

援員さんのこと出ましたが、生活支援員さんの中にも教員免許をお持ちの方がいらっしゃいます。

そういった方などにお声をかけまして、指導者の確保をまず図った上で、今申し上げましたような地域に拡大するというような予定でおります。

以上です。

○河野委員：

新しく3地区で行われるという事ですけども、指導員の目途はたっているという事でいいんでしょうか。

○大谷学校教育課長：

現段階ではまず野村地区で指導者の方が2名、受諾といいますか受けていただいております。城川のほうにも1名受けていただいております。

それから三瓶地区のほうは現段階では2名、受け入れていただいております。

ただ、1会場当たり当初は6名ほどとふんでいたんですけれども、1会場当たり4名ほどで何とかするのではないかなという今見込みでおりますので、これからもう少し人数を増やせば、野村、三瓶のほうは、開設できるかなと、城川今のところ1名ですのもう少し頑張って数をふやしていきたいなというふうに考えております。

○井関委員：

学力向上プロジェクト事業、小学校中学校等ございますが、今西予市のレベルはどの程度にあるんでしょうか。

○大谷学校教育課長：

全国学力学習状況調査というのが昨年の4月に行われました。

その折には上位のほうにありまして、西予市はちょっと今手元に正式な数字をちょっと持ち合わせてないんですけれども、上位の4.5.6番手ぐらいに入ってたと思います。

小学校も中学校もです。

○松川教育部長：

今ほどの担当課長の説明に補足いたします。平成29年度の全国学力学習状況調査におきまして、愛媛県が小学校全国4位、中学校が全国5位でございます。西予市はと申しますと、小学校が愛媛県は全国4位ですが、西予市は其中で県7位、中学校は愛媛県が全国で5位でございますが、西予市は県で4位という状況でございます。

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（11：51～11：55）

再開を告げる。

質疑はありませんか。

○井関委員：

スクールバス維持管理事業なんですけども、まちづくり推進課のときにもお願いしたんですが、まちづくり推進課とよく協議をされてスクールバスが有効に利用できるように、検討をしていただきたいと思います。

○沖村教育総務課長：

スクールバスの多面的な利用という声はたくさん今聞かれるようになりましたので、公共交通等とも協議をしながら、ちょっと議論しながら今、進めているところでございます。

また、その折にもこの件については一言おつなぎをしておきたいと思います。

○菊池委員長：

では以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」のうち、教育総務課及び学校教育課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

再開は午後1時からといたします。

暫時休憩を告げる。（11：57～13：02）

【署名】委員長：

平成30年第1回西予市議会 総務常任委員会会議録（午後の部）

1. 招 集 年 月 日 平成30年3月12日
1. 招 集 の 場 所 第3委員会室
1. 開 会 平成30年3月12日
午後1時02分
1. 閉 会 平成30年3月12日
午後3時18分

1. 出 席 委 員
2 番 信 宮 徹 也
4 番 加 藤 美 香
6 番 河 野 清 一
12番 井 関 陽 一
13番 菊 池 純 一
18番 宇都宮 明 宏
19番 森 川 一 義

1. 欠 席 委 員
な し

1. 説明のため出席した者の職氏名
教 育 部 長 松 川 伸 二
会 計 管 理 者 山 口 正 人
消 防 長 西 川 傳
生涯学習課長 小 玉 浩 幸
城川教育課長 谷 口 佳 代
市民図書館長補佐 鈴 木 友三郎
文化体育振興課長 土 居 眞 二
消防総務課長 佐 藤 克 也
監査事務局長 大 塚 勝 典
議会事務局長 道 山 升 文

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
事 務 局 次 長 山 下 一 彦

1. 審 査 日 程 別紙のとおり

1. 審査に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

審 査 日 程

- 1 議案第 7 号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 26 号 西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 27 号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 31 号 西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 49 号 平成30年度 西予市一般会計予算
- 議案第 51 号 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計

本日の審査に付した事件

- 議案第 11 号 西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 26 号 西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 27 号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 49 号 平成30年度 西予市一般会計予算

開会 午後1時02分

【生涯学習課所管】

○菊池委員長：

では再開をいたします。

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、生涯学習課所管分について議題といたします。理事者の説明を求めます。

○小玉生涯学習課長：

議案第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、生涯学習課所管分について、予算書に基づき御説明いたします。

歳出予算から主な事業を抜粋して説明をさせていただきます。

予算書の182ページからとなります。10款教育費5項1目社会教育総務費において、社会教育団体体育成事業717万7000円を計上しております。これは、市連合婦人会をはじめとした、社会教育団体の連合会連絡協議会など、11団体へ団体育成及び活動支援のための補助金を交付するものです。決算における繰越額の状況などを精査し、代表者の方などへ理解をいただいた上で、一部減額の方針といたしました。次に、放課後子どもプラン事業、534万8000円の計上です。

事業費の内訳として、放課後子どもプラン運営委員会にかかる経費、そして放課後子ども教室を中川地区と田之筋地区、野村地区で実施するための経費、土曜教育活動としてキッズキッチン事業を行うための経費を計上するものです。

次に、家庭教育支援事業196万7000円の計上です。

これは西予家庭教育子育て応援グループの活動や相談業務、イベント学習会の実施など、家庭教育支援に係る事業を行うための経費となっております。

続きまして2目公民館費において、中央公民館維持管理事業、1658万4000円を計上しております。中央公民館は、教育保健センターの建物となりますが、この管理経費を計上するものです。今回はエレベーターの制御系機器の更新が必要となり、そのための経費が増額となっております。その他、公民館の維持管理事業として、中川公民館において空調設備の改修及びトイレの洋式化改修工事を行うこととしております。湊筋公民館においても、トイレの洋式化改修を予定しております。

また、遊子川公民館において、トイレの洋式化改修やブラインドの取り替え、キュービクルの修繕を行うこととしております。

高川公民館においては、屋外トイレ及び駐車場の区画ラインの修繕、そして屋外プールのウォータースライダーの塗装修繕を予定しております。

三瓶南公民館においては、防災カーテンの取り替えと、ホールのエアコンの更新を行うこととしています。また、分館補助金として、南公民館の分館において、防災カーテン取り替えが1カ所、エアコン設置が1カ所、そして北公民館の分館において、防災カーテンの取り替えが1カ所、冷蔵庫の購入が1カ所という内容となっております。

次に、公民館耐震化事業1億2535万8000円の計上です。事業の内訳として、田之筋公民館における耐震化改修及び長寿命化改修工事が5267万9000円、同じく横林公民館における耐震化改修、長寿命化改修工事が7267万9000円の計上となっております。

続きまして3目図書館費において、市民図書館管理運営事業、2001万3000円を計上しております。市民図書館の中央館については、平成30年度末に新しい図書館へ移転し、31年度からの開館を目指しています。現在、社会教育複合施設として整備を計画しているその中心となる施設のことで。市役所の隣にあります現在の図書館から、図書類が9万冊、その他所蔵する資料などを運び出し、開館準備中の新館において整理収納するための引っ越し経費として615万1000円を計上しております。

また、図書購入費についても、新図書館に対応するための増冊分も含めて680万円を計上しております。

次に、ブックスタート事業64万円の計上です。これは、0歳児と3歳児の健診の際に、本をプレゼントする事業です。親子の触れ合いのひと時に、また将来の豊かな読書生活のきっかけともなることを目指して行っている事業です。

続いて、5目人権教育費において、人権のつどい事業71万8000円を計上しております。

人権教育協議会西予支部においては、五つの分会で人権同和教育を推進しており、それぞれが旧町からの特色ある事業を引き継いだ活動を行っております。

宇和分会及び野村分会、城川分会においては、毎

年人権の集いを実施しており、そのための講師料などを計上するものです。

次に、人権教育推進事業214万8000円の計上です。

これは市内全域で地区別、あるいは小集落別に行われる人権同和教育学習会や懇談会、その推進講師やリーダーとなる指導者研修会に係る講師料、その他県や四国、全国研究大会への参加経費などを計上しております。

続いて6目青少年育成費において、青少年補導センター運営事業、149万9000円を計上しております。青少年補導センターは、青少年の補導活動や関係機関、団体との連絡協力を行うため、教育委員会内に設置している機関です。非常勤の補導員71名を委嘱して業務を進めており、その報酬や費用弁償などを計上するものです。

続いて7目社会教育施設建設費において、社会教育複合施設整備事業、10億9799万1000円を計上しております。旧宇和病院跡地において、図書館はじめとして、コミュニティ施設広場、駐車場を一体的に整備する事業です。建物や広場、駐車場の工事費とその設計監理費、備品購入費などを計上しております。なお、市民図書館では、ＩＣタグやＩＣゲートを導入して、図書管理や業務の効率化を図ることとしており、そのためのシステム構築や機器の購入を行う計画です。また、緊急避難場所となるような防災機能として、コミュニティ施設には、雨水タンクの水をトイレに使用できる設備や、そのための移動式発電機、広場で使用するフライテントなどの購入も行うこととしています。

以上、例年より事業費が増額となる事業や、大型事業などに関して、歳出予算の説明をさせていただきました。

次に、歳入予算について御説明をいたします。

予算書の32ページになります。県支出金2項7目4節社会教育費県補助金、489万円の計上です。これは、学校・家庭・地域連携推進事業に係る県補助金で、放課後子どもプラン事業及び家庭教育支援事業が対象となります。補助率は3分の2で、国、県が3分の1ずつの財源負担となっております。

次に、33ページの、同じく県支出金3項6目2節社会教育費委託金46万1000円の計上です。これは人権啓発活動費に係る県委託金で、人権のつどい事

業などに充てることとしております。

続いて38ページになります。繰入金2項34目1節公共施設整備基金繰入金のうち、社会教育複合施設整備事業への繰入金3650万円の計上です。

続いて、48ページになります。市債1項7目4節社会教育債7億3130万円の計上です。

このうち旧合併特例債を社会教育複合施設整備事業に、5億9680万円、横林公民館の耐震化事業に6190万円を充てることとし、また過疎債を中央公民館維持管理事業に1400万円、中川公民館維持管理事業に1170万円、田之筋公民館の耐震化事業に4690万円を充てることとしております。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

それでは、よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○河野委員：

184ページ公民館維持管理事業ですけれども、高川公民館1100万円かけて、トイレとかを改修するという事ですが、トイレの改修はどこまでやるんですか、全面新築とか、改修で済むのか、お願いします。

○谷口城川教育課長：

高川公民館のトイレは屋外のトイレでして、今のところ換気扇とかトイレトペーパーの機械とか、男子トイレの小便器とかの水が出なくなった部分、そういったところの改修工事を予定しております。

○河野委員：

洋式化は考えられていないという事ですか。

○谷口城川教育課長：

屋外トイレの分については30年度の予算においては、まだ洋式化の分は考えておりません。

○河野委員：

186ページ市民図書館の管理運営事業2000万円ですけれども。

現の図書館9万冊の図書があって移動すると、その上に680万かけて、書庫の増冊をするということですが、何冊ぐらい増えるんですかね。

○鈴木市民図書館長補佐：

今約1年間に1,200～2,000冊購入しております。不要な図書もありますので、100万円ほど次年度余分に要求させていただいておりますが、現実的

には今の図書が取りやすくなるようなスタイルでして、極端に増えるような予定はなく、閉架しておるものを買足す、表に出すと考えていただいたらと思います。

○河野委員：

スペース的にも広がると言うんですけど、皆、使いやすいとか利用しやすい、ようにするだけでそんなに増冊はないということですか。

○鈴木市民図書館長補佐：

今の広さからしますと、約2倍ほどにはなるのですが、今の開架が7万4000冊の開架になっております。児童図書を含むと約9万冊が、・・失礼しました。訂正いたします。今開架になっておりますのが、4万5000冊ほどございます、そして閉架になっておるのが4万5000冊、合計9万冊と計算しております。今回のオープンによりまして、概ね閉架も開架も足した9万冊が開架になると考えています。目の前で自分で選んで利用することができるというスタイルになるということを考えているところです。

○菊池委員長：

その他質疑ありますか。

○井関委員：

公民館の耐震化事業ですが、あと残り四つぐらいが残ると言われたんですが、どこが残っているんですか。

○小玉生涯学習課長：

公民館の耐震化診断を既に終えておりまして、平成30年度に改修を見込んでいない公民館としましては、明間公民館と貝吹公民館そして残り、耐震診断もまだ行っていない公民館が土居公民館と三瓶北公民館、この4館でございます。

○菊池委員：

公民館事業の中についてちょっとお伺いしたいんですけど、今回出てる当初予算にも多少関係するかもしれませんが、公民館で私は石城地区なんですけど、石城の公民館では公運審といって、公民館運営審議委員という人がいるんですよ。石城は5部落あって、各部落から2人ずつということで出てるんですけど。

ちょうどたまたま私、今年区長してまして、2年の任期でやってるんですけど、なかなか現状としては受け手がなかなかいないとか、受けてもらえにくいんですけど、従来の公運審というのは、ほかの公民館でも全てそういうふうなシステ

ムがあるのかどうかをまず聞きたいんですけど、いかがですか。

○小玉生涯学習課長：

全ての公民館に公運審の委員さんはいらっしゃると思います。

○菊池委員：

そういった公運審の役割というか、そういう役割というのはどういうふうに役割がなってますか、そういう規定として、それをちょっと教えていただきたいんですが。

○小玉生涯学習課長：

公民館の運営に関しまして、審議していただくための委員さんである会であると思っています。

○菊池委員：

それが従来の役割、もちろんだと思うんですけど、今は石城公民館以外では、そういうふうに審議会をして、公民館の運営が適正かどうか、こういうことを改善したらどうかというような話し合いがされてますかどうか、そこをお聞きいたします。

○小玉生涯学習課長：

各公民館におきまして年2回そのような審議会を開いておるというふうに認識しております。

○菊池委員：

突っ込んで聞きますが、そしたらその公運審の方は、そういう審議会がもう主な役目で、ほかの役目というのは持たれてないということでしょうか。

そこでやる2回、審議会しますよね、それ以外にはもう役目としては、与えられてないということでしょうか。

○松川教育部長：

公運審のあり方についても、旧町それぞれの町で、いろんなとらえ方がございます。

例えば野村であればその公運審の中に、民主団体の長の代表者の方が入られたり、学識経験者が入られたり、石城と同様に各区長さんが入られたりということで、各旧町で公運審のとらえ方が、種々さまざまであるというのが実際の実情です。本来の公運審のあり方というのは、現在の1年間で総括して振り返って、今の公民館ではどうであつたんで、先に向けてはこういった公民館活動をやっているじゃないかと、そういった部分を審議していただくというのが本来の役目であろうかと思います。

野村のほうにおきましては、アイデアを出していただいたりというような公運審のあり方もあります。

どういった形が正しい公運審であるかというのは法律上はありますが、その地域地域によって、その長い歴史の中で、培われたやり方というのがありますので、一方的にこちらから、これが公運審の役目ですよというようなことは、可能な限り避けたいと考えているところでございます。

○菊池委員：

はい、わかりました。

地区地区でそれぞれそれぞれ任せて運用してるという判断でよろしいですね。

○松川教育部長：

はい。

○井関委員：

社会教育複合施設の件なんですけど、先ほどＩＣタグとかＩＣゲートを設けるということでございましたが、実際にはどういうことをやられるのかというのが1点と、それから外にフライテントというものを準備されるということでしたが、フライテントというのはどういうものかちょっとわからないんですけど。

○鈴木西予市民図書館長補佐：

ＩＣタグは、電子の読み取りみたいなのがありまして、それをゲート、出入りにゲートがありまして、それを読むようになります。

貸し借りの本が既に処理されておれば、そこは素通りできます。

もし貸し借りの業務ができてなくて資料を持ち出そうとしたら、音が鳴るようなシステムになっとして盗難防止にも役立ちます。

そして、貸し出す資料を全て電子化しますので、データ化しますので、9万冊の状況が把握できるというふうにお考えいただけたらと思います。

○小玉生涯学習課長：

2点目のお尋ねですが、フライテントなんですけれども、今回フライテント4張り、これは通常のフライテントに周囲に巻くといえますか、周囲も囲っているタイプ、テレビとかで被災地の状況をよく見られるかと思うんですけども、そのタイプのフライテントを4張り、広場にそういった非常時に災害時に設置する、建てるっていう建物を想定したものでございます。

○井関委員：

フライテントは大体大きき的にはどのぐらいのものになるんですか、1張りどのぐらいの大きさのものになるんですか。

○小玉生涯学習課長：

通常のフライテント、運動会などで学校で張っておるような広さかと思っております。

○菊池委員長：

その他ありますか。

では質疑もないようなので以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、生涯学習課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（13：29～13：31）

再開を告げる。

【文化体育振興課所管】

○菊池委員長：

議案第11号、西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○土居文化体育振興課長：

それでは、議案第11号西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市内の市営プールのうち、西予市惣川プール及び西予市城川プールを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

初めに、西予市惣川プールは、昭和62年9月惣川地区民プールとして、旧惣川小学校敷地内に建設され、以降惣川小学校児童及び惣川中学校生徒、また地域住民に幅広く利用されておりましたが、平成12年3月に惣川中学校が閉校、平成16年4月には、惣川小学校が現在地へ建設移転となり、以降プールの利用者がなくなり、プールとしての役割を終えたところです。

次に、西予市城川プールは、城川支所駐車場のジオミュージアム建設事業に伴い、平成30年5月予定でプール解体工事を行い、その後駐車場として新しく整備する計画としております。以上の理由から、両プールを廃止するため本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑もないようなので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第11号、西予市営プール条例の一部を改正する条例制定については、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

では続きまして議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、文化体育振興課所管分について、を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○土居文化体育振興課長：

それでは、議案第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、文化体育振興課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

初めに歳出から御説明申し上げます。

予算書の191ページをお開き願います。10款教育費6項文化振興費、1目文化振興総務費でございますが、職員給与費が主なもので、文化振興事業411万7000円のほか4事業、総額で7128万9000円を計上いたしました。

次に、193ページをお開き願います。2目文化財保護費であります。選定申し出を7月に予定しております文化的景観保護推進事業796万9000円、埋蔵文化財発掘調査事業1040万8000円ほか3事業総額で、2841万5000円を計上いたしました。

財源には、国重要文化財等保存整備費国庫補助金（埋蔵文化財緊急調査）187万円、（文化的景観）185万円、合計372万円及び繰入金248万8000円ほか、合計621万4000円も充当しております。

次に194ページをお開き願います。3目文化施設運営管理費でございます。

市内の歴史文化系、美術関係、文化会館など8施設の管理運営費及び第24回となります全国かまぼこ板の絵展覧会事業費1730万6000円、並びに職員給与費を含め総額1億1389万7000円を計上いたしました。

財源には三瓶文化会館トイレ改修工事、及び空調設備改修工事第3期分の設計監理委託業務に過疎債590万円を含め、各施設の使用料、手数料、財産収入など1454万8000円を充当しております。

次に、198ページをお開き願います。5目文化の里振興費の6291万円のうち所管分では、開智・開明学校姉妹館交流事業に107万円を計上いたしました。例年実施しております、長野県松本市と西予市、開智・開明姉妹館交流事業に係る経費でございます。

次に200ページをお願いします。7項保健体育費1目保健体育総務費では、第2次スポーツ立市振興計画策定に取り組むため、スポーツ立市進行計画管理事業に51万3000円、及び全国大会出場選手支援事業344万円ほか13事業で、2029万8000円を計上いたしました。財源には保健体育総務庶務事業のスポーツ教室委託料、コーディネーショントレーニング教室ですが、これに子ども教育振興基金118万8000円、ジオサイクリング事業及び保健体育総務庶務事業、スポーツ・文化県連携負担金、愛・野球博野球関連事業に地方創生交付金50万円ほかで合計170万円を充当しております。

次に、201ページをお願いいたします。2目体育施設費でございます。

従来の社会体育施設と小学校再編に伴い、社会体育施設に移管された運動場及び体育館の維持管理に係る体育施設維持管理費、3934万1000円、宇和運動公園ほか13施設の管理運営費として合計1億5289万8000円を計上いたしました。

主な事業といたしまして、城川総合運動公園管理運営事業において、運動公園グラウンド夜間照明修繕工事に3673万8000円、大和田地区体育館屋上防水改修工事に1212万7000円、高川地区体育館屋根改修工事に739万8000円、野村運動公園管理運営事業において、多目的グラウンド休憩所屋根修繕工事615万6000円を計上しております。

財源には、城川運動公園グラウンド夜間照明工事に過疎債3600万円、大和田、高川体育館の屋根防水改修工事に過疎債1940万の合計5540万円を、野村運動公園多目的グラウンドの休憩所屋根修繕工事に体育施設整備基金615万6000円、三瓶体育館キュービクル内取り替え工事及び浄化槽用制御盤取り替え工事に公共施設整備基金470万円の、合計1085万6000円、あわせて各施設の使用料及び手数料など、合計7307万9000円をそれぞれの施設の運

営経費に充当しております。

次に、210ページ、211ページをお願いいたします。13款諸支出金2項基金費、1目基金費25節積立金2億2449万6000円のうち、所管分は宇和町地域古代ロマンの里構想基金事業2万8000円、体育施設整備基金事業4万7000円であり、基金利子分を積み立てるものであります。

続いて歳入の説明をさせていただきます。

予算書は、22ページ23ページにお戻りください。12款使用料及び手数料1項使用料7目教育使用料3節社会教育使用料1022万6000円のうち、文化体育振興課所管分では、明浜歴史民俗資料館入館料2万9000円から、朝立会館使用料27万6000円まで、文化関係所管施設6館の入館料、使用料合計557万3000円をそれぞれの施設の管理運営事業に充当しております。

次に、4節保健体育使用料として、学校体育施設屋内運動場使用料116万5000円ほか14施設合計で560万9000円を計上しており、これも同じくそれぞれの施設の管理運営事業に充当しております。

続いて、27ページをお願いいたします。13款国庫支出金2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、8826万6000円、5節文化振興費国庫補助金2040万4000円のうち、国重要文化財等保存整備費国庫補助金（埋蔵文化財緊急調査）147万円、及び（文化的景観）保護225万円、合計372万円も埋蔵文化財発掘調査事業及び文化的景観保護推進事業に充当しております。

8目総務費国庫補助金、2節地域振興費国庫補助金5992万6000円のうち地方創生推進交付金5805万3000円のうち、所管分は各種大会助成事業、ジオサイクリング事業に25万円、保健体育総務庶務事業、スポーツ・文化県連携負担金分に25万円、合計50万円をそれぞれ充当しております。

次に、34ページをお開き願います。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入、市有地貸付料1682万円のうち、自販機関係に係る市有地貸付料54万5000円をそれぞれの所管施設の管理運営事業に充当しております。

2目利子及び配当金1節317万5000円のうち、所管分は宇和町地域古代ロマンの里構想基金利子2万8000円、及び体育施設整備基金利子4万6000円でございますが、それぞれ基金積立金に充当しております。

35ページをお開き願います。2項財産売払収入、2目物品売払収入1節物品売払収入125万7000円のうち、所管分は本課各教育課の記念誌等売上収入、及びギャラリーしろかわの出版物及び絵はがき等の売上収入の合計114万8000円を、各事業の運営費に充当しております。

次に、36ページをお願いいたします。16款寄附金1項寄附金、7目教育費寄附金、3節文化振興費寄附金では文化会館、国債利子分の12万円を文化会館管理運営事業に充当しております。

次に、37ページをお願いいたします。17款繰入金2項基金繰入金、9目宇和町地域古代ロマンの里構想基金繰入金、248万8000円を古代ロマンの里推進事業に充当しております。

38ページをお願いいたします。30目体育施設整備基金繰入金615万6000円を野村運動公園内多目的グラウンド休憩所屋根修繕工事に充当しております。

31目、子ども教育振興基金繰入金971万5000円のうち、所管分では118万8000円をスポーツ教室委託料に充当しております。

34目、公共施設整備基金繰入金8087万円のうち、470万円を三瓶体育館管理運営事業のキュービクル内取り替え工事及び浄化槽制御盤取り替え工事に充当しております。

予算書44、45ページをお願いいたします。19款諸収入5項雑入4目雑入10節教育費雑入1593万4000円でございますが、CATVサブセンター電気等使用料288万円のうち、三瓶文化会館分120万円ほか所管施設の電話使用料、コピー使用料、喫茶室売上料、全国「かまぼこ板の絵」展覧会協賛金の積み上げで、合計252万2000円をそれぞれの施設運営費に充当しております。

最後に、予算書48、49ページをお願いいたします。20款市債1項市債、7目教育債5節保健体育債、4億4810万円のうち、所管分は野村大和田地区体育館屋上防水工事に1210万円、城川総合運動公園グラウンド夜間照明修繕工事に3600万円、同じく城川高川地区体育館屋根修繕工事に730万、合計5540万円をそれぞれ充当し、続いて下段の6節文化振興債1520万円では、590万円を三瓶文化会館トイレ改修工事設計監理委託業務、及び空調設備改修工事第3期設計監理委託業務に充当しております。

以上説明が長くなりましたが、文化体育振興課所

管分の予算説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○井関委員：

193ページの文化的景観保護推進事業でございますが、所有者の同意を得てということでございますけれども、所有者の方に対しては、今後負担がかかるようなことはないと考えておってよろしいですか。

○土居文化体育振興課長：

重要構成要素に係る改築及び改修については、国の補助金も2分の1ですが、補助残については、所有者の方の負担もいるようになります。

4分の1程度の補助残になるかと思えます。

○井関委員：

城川の堂の坂のほうでもそうなんです、畔をコンクリートでやられとるとこが2カ所ほどあるんですけども、この明浜におきまして、なかなか管理が行き届かなくなってくるとその維持管理が難しいということで、景観上はよくないけどもコンクリにしたほうがいいかなという事例が出てくるんじゃないかなと思うんですけども、そういったときにはそれを、景観を維持するわけやないから補助金はおりないと思うんですけども、あるいはそれはやったらいけないというようになってるんですかね。

○土居文化体育振興課長：

そのことについても、今後、保存計画の関係の委員会を設置するようにしてるんですが、その中で協議を進めながら、なるべく景観にそごがないような形で進めていきたいという形を考えているところです。

○森川委員：

体育館の屋根などの修繕が何カ所かあるんですが、皆、コンクリートのスラブになってるんでしょうか。

○土居文化体育振興課長：

スラブになっておりますのでそちらのほうを防水加工工事を施すというような形になるかと思えます。

○森川委員：

防水のスラブ、大体10年から15年したらまた傷む

ようになるので、コンクリートのスラブのところは大概皆屋根つけて最近はやるんで、加工してやるんですが、昔は中学校なんかでも3回ぐらいやり替えたことがあります。

屋根をつけた方が安く上がる場合があるので、またいろいろ研究してもらったと思います。

○土居文化体育振興課長：

御指導いただいたことまた考えながら、工事のほうを施すようにしたいと思います。

○信宮委員：

200ページの、全国大会出場選手支援事業ですが、これは小学生、中学校の総体とか年齢的にはどの辺まで出るのか高校生の場合はどうなのか、また1人頭どれくらい、全国大会へ行けば、現在補助しておるのかお伺いいたします。

○土居文化体育振興課長：

各地区の予選大会を経て、全国大会並びに国際大会、そういった大会に出場する小学生以上一般の方々までが対象となっております。

インターハイという高校生がよく出ますが、そちらについては、1万5000円が上限であります。国際大会、国体等については、2万円が上限となっているところでございます。

○菊池委員：

予算書の193ページ、ここに埋蔵文化財発掘調査事業ということで1000万円余りの予算をつけてますが、ここはどこの発掘をする予定なのかまずお聞きいたします。

○土居文化体育振興課長：

今現在は小森古墳をやっているんですが、その引き続きになろうかと思えます。

○菊池委員：

小森古墳を現在やってるということで、引き続きこの1000万円の予算を組んでるということでしょうか。

○土居文化体育振興課長：

この埋蔵文化財発掘調査事業1040万8000円予算計上しておりますが、ほとんどが発掘調査の今、出てきております遺物等々の接合とか、いろいろやってもらっております、そちらの方の人件費が、860万円ほどかかっておりますので、この予算の中については人件費がほとんどな予算ということで御理解いただけたらと思います。

○菊池委員：

その運動公園の上り口の場所でやってる分です

か。

これ、人件費で何人分ぐらいあるんですかねこれ。

何人雇用されてるんですか。

○土居文化体育振興課長：

今現在7名でございます。

○菊池委員：

人件費のことですからね規定があるから、それは、そうなんだろうと思いますが、これ各小森を発掘するそして、そういうあと修理をするという、いろいろやってますけどこれね、私は、何回か質問をさしてもらったんですけど、こういうのがもうやっぱりこの系統的に紹介をする場がないんですよ。いろんなものが、発掘をする、そして、そういう成り立ちも研究する、だけどそれを皆さんに披露する、そういう場所がないというのが1番のこれ致命的なことで、これをぜひですね形にしてほしいなと思うんですけども、ぜひ検討はもう十分されとると思うんです。

部長の答弁でも地区の人のいろんな意見を聴取していることを言われましたけど、私ももうここ何年も聴取しておりまして、もう早よしてくれという声が多いので、ぜひこれはねしていただきたいなと思っております。一応要望して終わりたいと思います。

○菊池委員長：

その他ございますでしょうか。

では、質疑もないようなので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、文化体育振興課所管分について、原案に賛成の種委員会委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（13：58～14：00）

再開を告げる。

○土居文化体育振興課長：

先ほど、文化的景観保護推進事業に係る修理修景に係る補助残の関係でございますが、そちらのほうについては、今後、補助要綱等のほうを整備しながら、そちらのほうで固めていきたいという形で考えておりますので御了承いただいたらと思います。

よろしくお願いします。

暫時休憩を告げる。（14：00～14：08）

再開を告げる。

【消防総務課所管】

○菊池委員長：

それではこれより、消防総務課についての審議に移りますが、最初に西川消防長より挨拶をお願いします。

○西川消防長：

挨拶を行う。

○菊池委員長：

では会議に入ります。

議案第26号西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○佐藤消防総務課長：

議案第26号と、議案第27号は2議案が関係してございますので、2議案まとめて御審議をお願いしたいと思います。

○菊池委員長：

はい、結構ですそれでお願います。

○佐藤消防総務課長：

議案第26号 西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び、議案第27号 西予市消防本部職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてあわせて御説明をさせていただきます。

まず、議案第26号につきましては、提案理由で申し上げましたとおり明浜町及び城川町に救急出張所を設置することに伴いまして、その名称、位置、管轄区域を明確にするための改正でございます。これまで消防本部及び消防署の位置や管轄区域について定めておりましたが、このたび准救急隊に関する一連の法令改正に伴いまして、支所や出張所などの管轄区域も明文化するよう通知がございました。

今回は、野村支署と両出張所について、追加する案を提出させていただきました。

議案第26号、次のページをあけていただきますと、第5条の一覧表を見ていただきたいと思います。

西予市消防署野村支署につきましては、現在の位

置、野村町野村12号744番地で、管轄区域を野村町及び城川町の区域というふうに、改めて明文化いたしました。

明浜町におきましては、これまで西予市消防署明浜出張所としておりましたが、救急という言葉をつけ加えまして、西予市消防署明浜救急出張所として、明浜町高山甲3656番地にある高山診療所を位置と定め、管轄区域を明浜町の区域というふうにいたしました。

これは今までに説明をしてきましたとおり、高山診療所1階部分を仮事務所として、医師住宅を隊員宿舎として使用することとして、3月26日ころには引っ越しを完了させるというふうな見込みでございます。

次に、西予市消防署城川救急出張所におきましては、城川町下相1005番地2にあります、旧愛媛銀行しろかわ支店を位置と定めまして、管轄区域を城川町の区域というふうに設定をいたしました。この改修工事につきましては、2月23日に工事が完了いたしまして、同じく3月26日頃には引っ越しをする、そして29日に工事の完成記念式典を実施するというふうな予定がございます。

准救急隊員の養成状況につきましては、全国で初めてということもございまして、多くのマスコミに取り上げられているところでございますけれども、地元から採用した2人の任期付職員、それから、一般行政から希望してくれました6人の併任職員が、愛媛県消防学校を2月23日に全員無事終了いたしまして、資格を取得いたしました。

現在は消防署におきまして実践訓練を積んでいるところで、3月23日には消防署長が訓練の成果を確かめる、いわゆる署長査閲を実施する予定でございます。

この査閲で一定の成果を確認して、4月1日から24時間運用を開始する、というふうな予定としております。

次に、議案第27号につきましては、新たに准救急隊員制度を活用するに当たり、准救急隊員に特殊勤務手当を支給できるよう、一部改正するものでございます。

説明用の資料がございますのでごらんください。

表1のところに、現条例を・・

○菊池委員長：

暫時休憩を告げる。（14：15～14：16）

再開を告げる。

○佐藤消防総務課長：

それでは、説明用の資料をごらんください。

表①現条例のところの1番左端の列をごらんください。

現条例では消防職員手当、出動手当、隔日勤務手当、夜間業務手当の4種類の手当が存在しております、真ん中に書いております、支給要件を満たした場合に右に書いております金額を月額で、支給されることとなっております。

これに准救急隊員手当月額2,500円を新設追加するものでございます。

任期付職員や再任用職員、そして一般行政職員が、准救急隊員となって働く場合、精神的にも肉体的にも負担が大きく、その負担に応じた手当の支給が必要と考えることから、消防職員手当の半額、月額で2,500円を支給することが適当であるというふうに考えました。

表②をごらんください。新条例の案の支給額をシミュレーションしたものでございます。

消防吏員は日勤者と、隔日勤務者、隔日勤務者と申しますのは2交代制の24時間勤務のものを指します。

日勤者と隔日勤務者に分かれます。

そして、日勤者は消防職員手当のみ5,000円の支給、隔日勤務者は、月5回の泊まり以上を行いますので、月額1万円でこれまでと変わりがございません。准救急隊員は月5当務以上した場合には、7,500円になる。5当務未満の場合には、准救急隊員手当額の2,500円のみを支給となるものでございます。

以上、議案第26号及び議案第27号の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○菊池委員長：

ただいま理事者の説明は終わりました。

この、議案第26号及び27号について質疑がある方は質疑をお願いします。

○井関委員：

第26号のほうなんですけども、城川救急出張所管轄区域が城川町の区域ということになっておりますが、例えば、坂石のほうで救急が出たときに、ここは行くことはできないのか、あるいは、城川をまたいで久保谷とか伊勢井谷とかそういう城川に近い場所で、野村町の人が救急を要請されたと

きにそれに対応はできないのかどうかということ
をちょっと1点お聞きしたい。

○佐藤消防総務課長：

今ほどの質問にお答えします。

この管轄区域というのは基本的な管轄区域を指して
おりまして、先般説明させていただきました准救急隊員
の実施計画につきましては、准救急隊員が働ける範囲、
動ける活動できる範囲を西予市消防署の管轄区域と、
いうふうに定めております。ですので、野村町であ
れ、明浜町であれ、宇和町であれ、准救急隊員が活
動できる範囲を示しております。今回の管轄区域とい
うのは、あらかじめ決めたその区域であって、例え
ば西予市の範囲内の中で、救急隊が今どこにいるの
か、どこで活動しているのかということを、通信室で
把握しております。そして、最も近い隊がその現場に
出動するという形にしておりますので、管轄区域にと
らわれずに、1番最も近く行けるものが現場に到着
するという形をとらせていただいております。

以上でございます。

○井関委員：

安心いたしました。

そのように対応していただいたらと思っております。

それからもう1点なんです、このことで野村で勉強
会を開いたときにもちょっと質問をさせていただいた
んですが、野村においてその勤務体制がこういふこ
とになって変わってきますと、救急隊が出動している
ときに火災が起こった場合に残りの2名での火災対応
になるということを質問させていただいたんですが、
実際にそういう形ではなかなか対応が難しいんじや
ないかなということ、これ、本会議なんでこの中でも、
きちんとした対応というか今後の方向性をちょっと説
明してもらいたいと思うんですが、よろしくお願いま
す。

○佐藤消防総務課長：

ただいまの質問にお答えします。

確かに野村支署におきましては、人数の体制を今
まで6人仕事をしていたものを5人と、いうふうにし
ており、1人少なくなりました。

そのせいで救急隊1隊が出動するのに3人必要です
ので、3人が出動した場合には、2人の人数しか残り
ません。

この2人で火災出動するのかというところですが、
現在の予定では2人で出動すると、いうことにしてい
ます。そして、そのために現場手薄になるところを、
消防団との連携等で補おうというふうに考えており
ます。

ですので、今城川町、明浜町においては、特化型
の消防団というものを創設いたしまして、いつでも
一般行政職員が、消防団となって、そして現場に
駆けつける、職場からすぐに現場に駆けつけるとい
ったような取り組みを行っております。そうして現場
を充実させるというところでございます。

野村町におきましては、職員が非番の職員がすん
でおることもありますので、すぐに非番招集をして
現場に駆けつけるというところでありますので、特
化型の消防団員というのは、明浜町と城川町に設
置するという考えでございます。

以上でございます。

○井関委員：

消防団との連携、あるいはその特化型とかもいい
んですけど、将来的にももうこれはふやす予定はな
いということですか。

○佐藤消防総務課長：

消防業務を実施する、消火活動を実施するため
には、消防力の整備指針というのがございまして、
消防吏員を5人そろえなさいというのが一応の線
引きをされてます。

これはあくまでも指針ですので、5人そろわない
とできないのかというところではないです、5人揃
えたほうがいいですよといったような指針がござ
います。

しかし、まずこの5人を各出張所に配置するとい
うことは非常に難しい状況にあります。

しかし、その救急出張所の職員が、火災を目の前
にして何もできないというのは、非常に職員とし
ても心苦しいところもある、という状況ですの
で、ましてやその市民の目から見ても、消防職員
がおるのに、消火活動に参加しないというのは理
解が得られないんじゃないかというふうには考え
てます。現時点で考えている救急隊としてできる、
火災対応については、消防署が来るまでの間、消
防団員の指揮や補助に当たる、それから、現場状
況をいち早く把握して、後ついてくる消防隊と情
報を共有するといったような取り組み、またはけ
が人などが発生した場合には、すぐさま救急活動

に従事するといったようなことで、城川・明浜の救急隊の活動をこのようにしようというふうには考えているところです。

将来的にその救急出張所に消防車両を置いて、活動するのかといったところについては、現在のところ未定というところでございます。

○井関委員：

城川・明浜についてはまだ未定ではあるかということでございますが、野村についてはもう5名体制というのは変える予定はないんですか。

○佐藤消防総務課長：

野村支署については5名体制ということでやっていこうと思っております。

○菊池委員長：

その他ありますか。

では質疑もないようなので、以上で質疑を終結いたします。

一議案ずつお諮りをいたします。

議案第26号西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第27号西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（14：27～14：28）

再開を告げる。

議案第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、消防総務課所管分についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

○佐藤消防総務課長：

それでは、議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算につきまして、予算書に沿って消防所管分を説明させていただきます。

予算書14ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9款消防費、本年度予算額18億6302万8000円。前年度予算額14億7241万1000円、前年度比較3億9061万7000円の増となっております。

このうちの消防ほか消防本部所管分に係る増額は、9600万円あまりでございます。

財源内訳といたしまして、国県の支出金551万5000円、地方債8億1450万円、その他659万円、一般財源10億3642万3000円となっております。

続きまして158ページをお開きください。

下段のほうになります。

9款消防費、1項消防費、1日常備消防費でございますが、本年度予算額7億4163万9000円。

前年度予算額7億1176万7000円。前年度比較2987万2000円の増でございます。

1目の常備消防費では1番右端の列、事業概要に示しております事業に分けて、実施をしておりますので、事業ごとに説明をさせていただきます。

まず、常備消防管理運営事業1941万9000円でございますが、消防車両等の燃料費、消防庁舎の修繕費、光熱水費など一般庶務に関する経費を計上するものでございます。

次に、常備消防車両維持管理事業353万7000円でございますが、消防車、救急車等21台の車両の車検、法定点検、修繕に要する経費を計上するものでございます。

次に、消防職員教育研修事業815万9000円でございますが、消防業務に必要な資格、また知識や技術を習得するために必要な経費として、旅費負担金等を計上するものであります。今年度は、救急救命士に2人、消防学校初任科に3人、その他専門課程に入校予定としております。

資料1ページ進めてください。

次に、八幡浜地区施設事務組合負担金事業、1億7790万1000円でございますが、内訳といたしまして、一般会計負担金469万7000円、消防特別会計負担金1億7320万4000円を計上するものでございます。

次に、消防吏員制服等貸与事業566万8000円でございますが、消防職員などの制服、活動服、救助服、救急服等を順次更新するための経費でございます。次に消防通信施設維持管理事業、733万1000円でございますが、消防無線や119番を受け付ける通信指令台の保守点検料や、N T Tなどの回線使用料、及び修繕料などの費用でございます。次に消防活動業務事業、1323万4000円でございますが、消防活動や救助活動に使用するホースやロープ、救急活動に使用する医薬品などの購入費、及び機械器具の修繕料や点検料などの維持管理費を計上するものでございます。

職員給与費につきましては本庁総務課人事担当の

ほうで対応しておりますので説明を省かせていただきます。

続きまして161ページをお開きください。

2段目のところ、2目非常備消防費つまり消防団にかかる費用でございますが、本年度予算額1億7778万5000円、前年度予算額1億5667万5000円。

前年度比較2111万円の増でございます。

非常備消防につきましては、五つの事業に区分をしております。

右側の事業概要をごらんください。

消防施設整備費補助金事業50万円でございますが、消防団や自治会等が独自で行う軽微な消防施設の設置修繕等に関して、市が2分の1を補助する予算でございます。

次に、非常備消防一般管理事業4337万6000円でございますが、主なものは消防団車両の車検、修繕料、燃料費、及び機械器具の維持管理費と活動服更新に係る経費などを計上するものでございます。

次に、消防団管理運営事業、1億1306万9000円でございますが、主なものは消防団員の報酬、災害補償退職報償金組合負担金、消防団員福祉共済掛金、団員の出勤手当、危険手当、方面隊運営費、団員研修費などを計上するものでございます。

次に、消防行事運営事業640万4000円でございますが、主なものは消防出初式に関する経費、及びポンプ操法市大会及び県大会に出場するチームに対する運営交付金を計上してございます。

職員給与費につきましては同じく省略をさせていただきます。

最後に163ページ、下段のほうです。

3目消防施設費でございますが、本年度予算額1億8468万9000円。前年度予算額1億3930万6000円。

前年度比較4538万3000円の増でございます。

消防施設につきましては、四つの事業に区分をしております。事業概要をごらんください。

常備消防施設整備事業7607万1000円でございますが、主なものとしましては、車両更新計画に基づき、野村支署の救助工作車を更新するための費用7493万9000円を計上してあります。また消防庁舎を建てかえるための検討委員会の委員報酬、それから不動産鑑定委託料など98万1000円を計上しております。

次に、消防水利整備事業100万円でございますが、消火栓の設置や移設費用として概算計上をし

ているものでございます。

次に、消防団装備整備事業5844万5000円でございますが、これは老朽化している消防団装備を更新計画により更新するものでございまして、消防ポンプ自動車1台、積載車4台、小型動力ポンプ3台を更新する事業費でございます。財源の一部は過疎債などの地方債を充てる予定としております。

次に、消防団施設整備事業4917万3000円でございますが、消防詰所新築工事が多田分団の第2部、野村分団の第5部の合計2カ所、耐震性貯水槽工事が、明浜町田之浜地区、城川町の土居地区の合計2カ所に整備をする経費でございます。

財源の一部は国庫補助金、それから緊急防災・減債事業債、過疎債などを予定しております。

164ページの4目の災害対策費につきましては、危機管理課の所管でございますので、説明を省略させていただきます。以上、消防本部所管分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○信宮委員：

以前にですね、救急車を更新するときにもちょっと伺ったんですけれども、今回のような野村署の救助機材の搬送車、また消防団のほうのポンプ車も更新するということで、それぞれやはり高額なんですけれども、更新した古い車両、年式が経ってもまだ多分どこかでは使えると思うんですけれども、それらについてはまたその車両どこかで第2の人生を歩む予定があるのかどうか伺います。

○佐藤消防総務課長：

ただいまの質問にお答えします。

昨年まで、海外のいわゆる後進国に対してまだ使える消防車両を、ぜひ寄附をしてくださいというような申し出がありまして、それを取り仕切っているのがトヨタ自動車株式会社のほうで海外に、そういったものを輸出するとか、寄附をする事業を行っております。これは社会貢献事業でありまして、実際にうちとしてそこに寄附するためには、何もお金が要らない、そのまま引き取ってくれて、そして海外に輸出をしてくれるし寄附をしてくれるという事業でございまして、これに賛同して、消防車両、それから、消防団車両、これ

までに何台も寄附をしてきました。

その他に、そういった事業をする、協会なり何なりがないのかというところをうちも探しております、いろんな財団がありまして、海外に寄附する事業を執り行っている協会があります。いろいろと問い合わせはしております。

しかし、費用が重なったり、その取りまとめをするのに、愛媛県で例えば1台しかないとか、うちだけが、消防協会に対して寄附するよということになると、1台に対する単価が非常に高くなって相手方に負担を強いられてしまう、ということもありますので、今愛媛県内では、ほとんどの消防本部が、愛媛トヨタ自動車通じて海外に寄附をしているという状況でございまして、今年度の車両についても、愛媛トヨタ自動車を仲介者として、寄附をしていくと考えております。

以上でございます。

○菊池委員長：

よろしいですか。

では質疑がないようなので以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、消防総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、可決する原案通り可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（14：43～14：45）

再開を告げる。

【会計課所管】

○菊池委員長：

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、会計課所管分についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

○山口会計管理者：

挨拶を行う。

○山口会計管理者：

それでは、議案第49号平成30年度西予市一般会計予算のうち、会計課所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。

予算書は56ページ、57ページをお開きください。

56ページ下段にございます、2款1項4目会計管理費をごらんください。

会計管理費の本年度予算額は5561万7000円となっております、対前年度比で9万2000円の減となっております。

なお、会計管理費で予算措置をしております事務事業につきましては、右側、事業概要にありますとおり、出納事業で437万4000円、決算書調製事業32万9000円、源泉徴収事業21万9000円、職員給与費5069万5000円となっております、出納事業にかかります各種費用や、決算書作成にかかる費用、源泉徴収事務にかかる費用、及び職員6名分の人件費となっております。

それでは節区分で主な予算内容を御説明いたします。まず7節賃金177万8000円でございますが、臨時職員1名分の予算となっております。

次に11節需用費88万8000円でございますが、決算書の印刷費用や口座振替通知書の印刷費用となっております。

次に、12節役務費147万円でございますが、口座振替通知書や源泉徴収票等の郵送料となっております、最後に14節使用料及び賃借料50万1000円でございますが、電話料等公共料金の自動口座振替払いにかかる費用やコピー使用料が主なものでございます。

引き続きまして歳入について御説明いたします。予算書は戻りまして40ページをお開きいただいたらと思います。

ページ上段19款2項1目市預金利子、1節市預金利子23万9000円が当課所管となっております。

内訳といたしましては、歳計現金利子23万8000円、歳計外現金預金利子1,000円となっております。歳計現金預金利子は歳入歳出予算に計上され、各金融機関に預託した資金に係る預金利子収入でございまして、歳計外現金預金利子は予算には計上されないが、法令で規定されました資金に係る預金収入費用となっております。

なおごらんのとおり前年度予算額50万9000円に対しまして、本年度予算額が23万9000円となっております、前年度比で大幅な減となっております。これは御承知のように、日銀のマイナス金利政策の影響による預金利率の低下により、今年度実績が前年度実績より大幅な減となる見込みであることによるものでございます。

次に42ページをお開きください。

19款5項4目雑入2節総務費雑入3409万7000円のうち、ページ下段下から3番目にございます、県証

紙売捌手数料8万1000円が当課所管となっております。これは本庁及び各支所で販売をしておりま
す愛媛県の収入証紙に係る販売手数料となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

よろしいでしょうか。

質疑もないようなので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、会計課所管分について、原案に賛成の委員の
挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可
決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（14：51～14：52）

再開を告げる。

【監査事務局所管】

○菊池委員長：

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、監査事務局所管分についてを議題といたしま
す。理事者の説明を求めます。

○大塚監査事務局長：

挨拶を行う。

○大塚監査事務局長：

それでは、監査委員事務局から平成30年度一般会
計当初予算案のうち、歳入はございませんので、
歳出の2款総務費6項1目の監査委員費につきまし
て御説明申し上げます。

予算書では73ページからになります。

今年度も、地方自治法で規定された監査委員の職
務であります、市の行財政事務の執行、及び経営
に係る事務の管理の監査や、現金出納検査、決算
審査などに必要な経費を計上させていただいてお
ります。

また、昨年同様、恒常的な予算内容でありますの
で、一つ一つの詳細な説明は省略させていただきます
ことをお許し願います。

本年度の総額は1882万1000円で、前年度1867万
8000円でございまして、14万3000円の増加となっ

ております。

これは主に、職員給与費の増加によるものであり
ます。

事業別の内訳では事業概要の欄をごらんいただき
ますと、まず監査委員事務局庶務事業が、229万
7000円で前年度に比べて10万円の減少となってお
ります。これは主に研修会開催地の違いによる旅
費の減少や、当事務局も財政課が一括管理してい
る消耗品を使用するように変更したため、消耗品
費が減少したことによるものであります。

内訳は、監査委員2名の委員報酬19万8000円、研
修会参加のための旅費29万6000円、消耗品費、追
録代でございます3万円、通信運搬費、郵券料で
ございます2,000円、コピー使用料2万1000円であ
ります。

次に、住民監査請求事業は、通信運搬費の
2,000円で前年同額であります。

次に、監査委員会等負担金事業は、3万5000円で
前年度に比べて2,000円の減少となっております。
全国以下にそれぞれ都市監査委員会が組織され
ており、各団体が主催する総会、研修会へ参加
するため、必要な負担金を計上させていただいて
おります。

最後に、総務課の所管ではありますが、職員給与
費が1648万7000円で、職員2名分であります。

前年度に比べて24万5000円の増加になっておりま
す。内訳としましては、給料757万3000円、職員
手当等654万1000円、共済費237万3000円となっ
ております。

以上で、平成30年度一般会計当初予算案の監査委
員費についての説明とさせていただきます。よろ
しく御審議の上、御決定くださいますようお願い
申し上げます。

○菊池委員長：

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

よろしいでしょうか。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算につ
いてのうち、監査事務局所管分について原案に賛
成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可
決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（14：58～15：01）

再開を告げる。

【議会事務局所管】

○菊池委員長：

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、議会事務局所管分についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

○道山議会事務局長：

委員会審査も私、議会事務局のほうで、1番最後ということで、皆さんお疲れのことと存じます。平成30年度の予算なんですけど、議会事務局の予算につきましては経常的経費がほとんどありまして、毎年同じような内容での予算組となっております。

30年度につきましては、議会運営事業費の中に、会議録作成システムですね、試行的導入の経費、それからタブレットの新しい機種変更の経費について、予算計上をさせていただいております。

その他の議長車の運行管理事業におきましては、今年車検の年になっておりまして、車検にかかる経費、それから委員会事業におきましては、昨年度の創生特別委員会に代わりまして、地域防災体制の特別委員会の視察経費を計上させていただいております。この後、各事業の詳細につきまして御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、事業別に予算のほうの内容を説明させていただきます。

それでは予算書の50ページのほうをお開き願います。

歳出について説明をいたします。

議会事務局所管の事務事業につきましては、1款1項1目議会費の中に全てあります。

議会事務局庶務事業、議会運営事業、議長交際事業、政務活動費事業、議長車運行管理事業、それから、委員会事業の六つの事業となっております。

この目の議会費全体で本年度予算額が、2億202万2000円、前年度予算額が2億516万2000円、前年度の比較で314万円の減額となっております。

これの主な要因といたしましては前年度、議会運営事業で北海道の黒松内町への姉妹都市表敬訪問事業としまして、222万7000円を計上しておりますためであります。

それでは、各事業別に内容を説明いたします。

まずはじめに、議会事務局の庶務事業についてですが、議会費のうち、いずれの事務事業にも属さない庶務的業務を行うもので、事業費は97万7000円であります。前年度比12万2000円の減額となっております。

その要因といたしましては、昨年度の実績に基づきまして、コピー使用料を8万8000円、電話料を1万8000円それぞれ減額したことによるものであります。事業費の内訳ですが、9節旅費から13万9000円、これは四国、愛媛県、南予市議会事務局職員の協議会、それから愛媛県市議会事務局長協議会、全国・西日本市議会事務局員の研修会、それから年金制度の四国ブロック研修会、ほかの普通旅費であります。

次に11節需用費が48万5000円です。新聞代、コピー用紙等消耗品費、それから来客用の茶菓子代、正副議長の名刺台紙等の印刷代等であります。

次に12節役務費が16万円です。郵便料、電信電話料の通信運搬費であります。

次に14節使用料及び賃借料13万9000円ですが、駐車場使用料及びコピーの使用料であります。

18節備品購入費3万円ですが、これは議会図書購入費であります。

最後の19節負担金及び交付金、2万4000円ですが、四国市議会事務局職員協議会、それから西日本市議会事務局職員研修会の負担金であります。

次に議会運営事業ですが、議員21名にかかる人件費、それから定例会、臨時会、各常任委員会、それから議会運営委員会と議会運営全般に関して、それからまた全国他市議会議長会、各議員連盟等に関する事業を行うもので、事業費は1億4538万8000円であります。

前年度比280万9000円の減額となっております。

その要因といたしましては、議員共済会負担金の掛け率が前年度に比べ100分の1.5減となったこと、また先ほど説明しました、北海道黒松内町への姉妹都市表敬交流訪問事業を実施したことによるものであります。

次に内訳ですが、1節報酬8309万円、これは議員21名にかかる報酬であります。3節職員手当等2587万8000円、これは議員21名にかかる6月、12月期における期末手当であります。

4節共済費3083万9000円。議員共済会負担金及び議員公務災害補償組合の負担金であります。

なお、議員共済会負担金の掛け率が平成29年度が100分の39.7でありましたが、平成30年度は100分の38.2と、100分の1.5低くなっております。

次、報償費10万5000円ですが、報奨金より議員研修における講師の謝金であります。

9節旅費111万円。全国・四国・愛媛県市議会議長会の定期総会、四国西南地域市議会議長懇談会定期総会、愛媛県市議会議員研修会、全国過疎地域自立促進連盟定期総会、四国土砂防災ネットワーク議員連盟等の出席に係る議員の費用弁償、及び随員職員の普通旅費であります。

11節需用費15万1000円ですが、定例会・臨時会に係ます会議録の印刷製本費、それから市民との意見交換会における来客用のお茶代、その他事務消耗品費それから事務機器の修繕料であります。

12節役務費、138万2000円。タブレット端末26台に係る通信料であります。なお事務局職員、5名につきましては現行の機種を継続して使用しますが、議員21名につきましては、平成30年8月から新しい機種に変更の予定であります。

次に、14節使用料及び賃借料ですが、185万4000円。タブレット端末26台にかかるシステムの使用料で、議会会議システム、サイドボックスですが、それからグループウェアの使用料、また平成30年度に会議録作成システムの導入を考えております。これにかかる使用料を計上しております。会議録作成システムにつきましては、平成30年度は試行的導入ということで、その結果がよければ今年度におきまして、本格導入したいというふうに考えております。

もし本格導入、試行も含めてですが、これによりまして、これまでの3分の1程度の時間で会議録が作成できます。

なお、会議録作成システムの試行導入にあわせまして、平成29年度まで外部に委託しておりました本会議の会議録作成業務の委託料81万円ですが、これを廃止をしております。

そういうことで内部のほうで会議録のほうは作成することとしております。

次に、19節ですが、負担金補助及び交付金97万9000円。これは全国・四国・愛媛県・南予市議会議長会、それから、四国西南地域市議会議長会懇談会、議員共済会事務、その他諸会議の負担金であります。

次に、議長交際事業ですが、議会及び議長が対外

的に活動するために必要な外部との交際上要する事業で、事業費は73万円で前年度と同額であります。事業費の内訳ですが、10節の交際費70万円。これは1年間とおした議長の交際費であります。12節役務費3万円ですが、新聞等の掲載料の広告料であります。

次に政務活動費事業ですが、市政に関する調査研究に資するために、必要な経費の一部として会派または議員に対し補助金として交付する事業で、事業費は252万円で前年度と同額であります。議員1人当たりが、月額1万円を年2回に分けて支払います。年度末におきまして、収支報告書、領収証等に基づき、支出内容を確認いたします。

事業費としまして、19節の負担金補助交付金252万円のみであります。

次に、議長車運行管理事業ですが、議長との出張、移動に係る議長公用車の運転業務及び移動公用車の管理業務を行うもので、事業費は34万8000円であります。

前年度比1万5000円の増額となっております。

その要因としましては、平成30年度が議長車の車検の年となっておりますので、この経費の分が増額となったところであります。

事業費の内訳ですが、9節の旅費が2万1000円、議長出張等にかかる随員運転の普通旅費であります。11節需用費7万7000円ですが、議長車の消耗品費、燃料、修繕料であります。

12節役務費6万7000円ですが、議長車の車検、法定点検手数料、タイヤの交換手数料及び自動車損害保険料であります。14節使用料及び賃借料16万8000円ですが、議長等出張時の有料道路の通行料それから、駐車場使用料及びフェリーの使用料であります。

27節公課費1万5000円ですが、議長車に係る車検時における自動車重量税であります。

次に、委員会事業費ですが、総務・厚生・産業建設の3常任委員会における所管事項及び議会運営委員会における議会の運営に関する事項について、また、平成29年6月22日に設置されました、西予市地域防災体制特別委員会において西予市の今後の防災体制のあり方について専門的知識を深めるため、先進的自治体等を訪問し、行政視察を行うためのものであります。

議会の取り組みを迅速に市民に伝えるために、西予市議会基本条例で定める情報公開と市民参加を

促すため、年4回発行する議会だよりに関する事業を行うものであります。

事業費は755万9000円で前年度比4万円の増となっております。

その要因としましては、特別委員会の行政視察経費におきまして、前年度は創生特別委員会が10名でありましたが、平成30年度は、地域防災体制特別委員会が11名と1名の増となっていることによるものであります。

事業費の内訳ですが、報償費が5万6000円。これは行政視察に係るおみやげ代で単価は1カ所、3,000円としまして、3常任委員会、議会運営委員会、地域防災体制特別委員会委員については、1委員会3箇所分、議会だより編集委員会については2箇所分を計上しております。

次に9節旅費、425万9000円です。

行政視察に係る議員の費用弁償及び随行職員の手当旅費で、3常任委員会、議会運営委員会、及び地域防災体制特別委員会につきましては1人当たり8万5000円で、議会だより編集委員会では1人当たり2万4000円で計上いたしております。

11節需用費162万5000円ですが、議会だよりの印刷製本費で、1誌20ページの年4回分であります。12節役務費2万円です。

3常任委員会、議会運営委員会、地域防災体制特別委員会及び議会だより編集委員会の行政視察に係るおみやげの送料であります。

14節使用料及び賃借料156万9000円ですが、3常任委員会、議会運営委員会、地域防災体制特別委員会及び議会だより編集委員会の行政視察に係る車の借り上げ料であります。

19節負担金補助及び交付金3万円ですが、3常任会及び議会運営委員会の行政視察に係る研修負担金であります。

次に歳入について御説明をいたします。

41ページをごらんください。

議会事務局所管の歳入につきましては、19款5項4目雑入で、1節の議会費雑入のみとなっております。予算額が39万2000円で前年度と同額としております。その内訳ですがコピー使用料が6000円、これは議員及び会派のコピー使用料であります。なお単価のほうはモノクロが1枚20円、カラーが1枚200円、ファクスが1枚10円としております。電話料38万6000円。これは議員21名分のタブレット端末の使用料の個人負担金であります。

一応3分の1の額を個人負担としております。

以上で議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち、議会事務局所管分についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○菊池委員長：

以上で理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員：

会議システムのサイドブックの件なんですけども、実際、もう1ギガぎりぎりぐらいになってるんじゃないかなと思うんですが、それが1ギガを越えるようになると予算が変わってくると思うんですがそちらのほうは、どういうふうに試算されていますか。

○道山議会事務局長：

今のサイドブックについての容量の制限ですが、一応1ギガを超えないようにですね、古いファイル等についてはほかの場所に移して、できるだけ1ギガを保つような形で対応しております。ということで1ギガを超えることは今想定はしておりません。

○菊池委員長：

その他ありますか。

以上で終結質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号、平成30年度西予市一般会計予算のうち議会事務局所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

では、これもちまして、委員会に付託されました全ての審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

ではこれにて閉会をいたします。

閉会宣言 午後3時18分

【署名】委員長：